

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月20日

【計算期間】 第15期（自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）

【ファンド名】 ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Japan Stock Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー
ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.80円、1豪ドル＝75.49円、1ユーロ＝124.17円、1英ポンド＝136.09円、1NZドル＝69.79円、1カナダドル＝79.03円）によります。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。）（以下「ファンド」といいます。）は、異なる6つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）から、主に日本の株式に投資し、日本の株式市場全体の動きを概ねとらえることをめざして運用を行います。

ファンドはその資産の90%以上を、日経平均株価に採用されている銘柄に分散投資することを基本とします。

運用の効率化を図るために、一定の範囲において株価指数の先物取引を活用することがあります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。

各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買う為替取引を行います。当該為替取引における日本円売りの額の比率は、純資産総額の円建て部分の90～110%を基本とします。

日経平均株価「日経225」を各コースの表示通貨に換算したものを運用にあたって参照する指標とします。

純資産総額の10%の額を上限とし、借入れを行うことができます。

ファンドはルクセンブルグの法律に基づいて設定された契約型の外国投資信託です。

ファンドは追加型で、ファンドの受益証券は記名式無額面、AおよびBコース証券は米ドル建て、CおよびDコース証券は豪ドル建て、EおよびFコース証券はユーロ建て、GおよびHコース証券は英ポンド建て、IおよびJコース証券はNZドル建て、KおよびLコース証券はカナダドル建てです。

ファンドは信託期間中でも原則として換金（ファンド証券の買戻し）ができるタイプ（オープン・エンド型）です。

なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

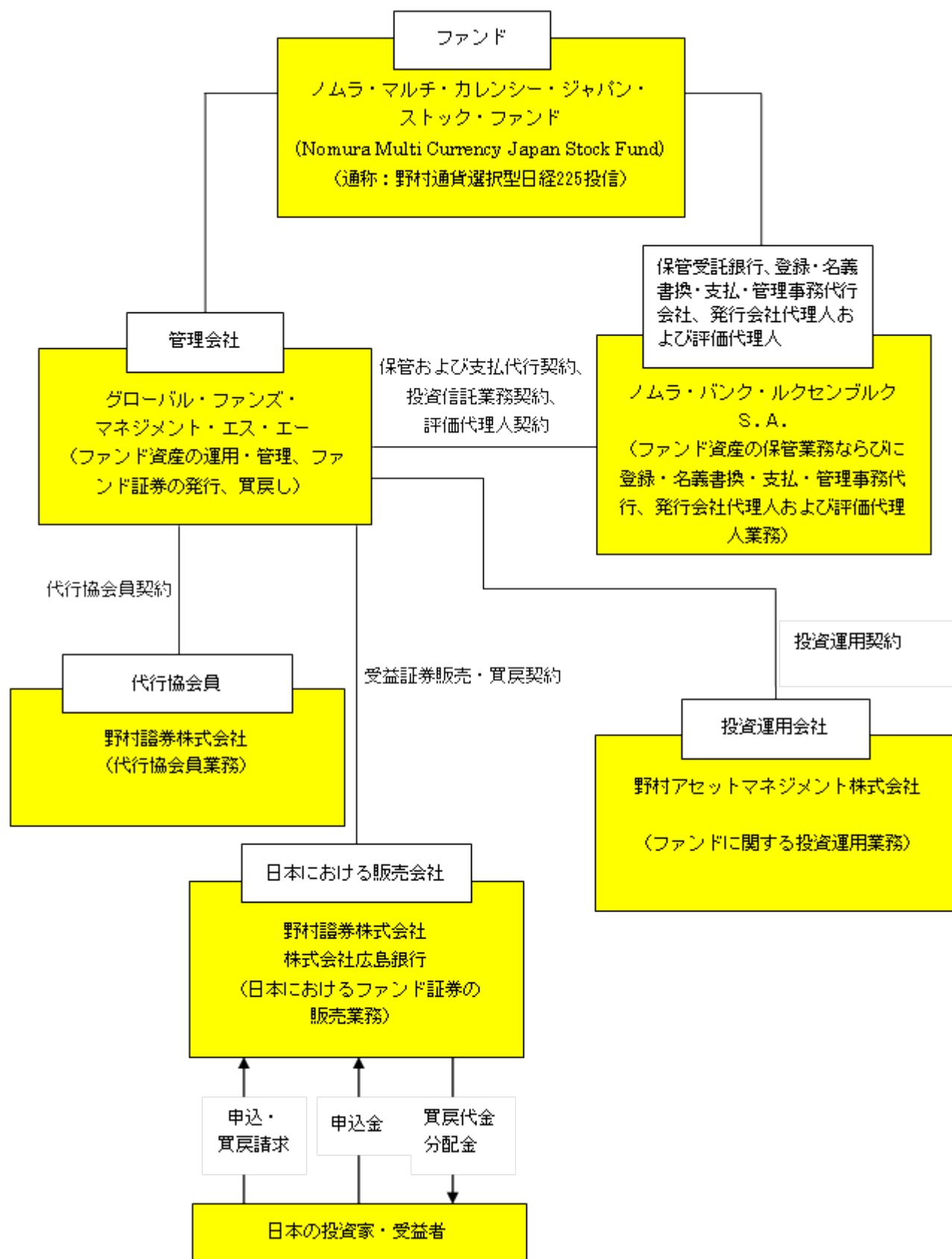
受益証券は、日本国内において、販売会社により個人および法人に対して販売されます。

ファンドは、一定のリスクを負担しつつ、為替取引および投資先企業からの配当による高い投資総収益と、日経225の動きに関連しての資産の成長を期待する投資家のために設定されています。ファンドは、包括的な投資プログラムとして予定されたものではなく、またその投資目的が達成されるという保証はありません。投資家の方々は、後述の「投資リスク」に記載されるリスクを十分ご検討ください。

（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
2005年10月11日	ファンド約款締結
2005年11月18日	運用開始
2006年11月6日	修正ファンド約款締結
2006年11月17日	修正ファンド約款の効力発生
2009年10月20日	修正ファンド約款締結
2009年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2014年2月7日	修正ファンド約款締結
2014年2月20日	修正ファンド約款の効力発生
2014年10月20日	修正ファンド約款締結
2014年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2015年10月23日	修正ファンド約款締結
2015年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2017年10月20日	修正ファンド約款締結
2017年11月20日	修正ファンド約款の効力発生
2019年10月18日	修正ファンド約款締結
2019年11月20日	修正ファンド約款の効力発生

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2019年10月18日付（2019年11月20日効力発生）で締結された約款。 ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年2月20日付の管理会社との保管契約（注1）に基づく、ファンド資産の保管業務。 2014年2月20日付の管理会社との投資信託業務契約（改正済）（注2）に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 2014年4月30日付の管理会社との評価代理人契約（注3）に基づく、ファンドの資産および純資産額の評価業務。
投資運用会社	野村アセットマネジメント株式会社	2014年2月20日付の管理会社との投資運用契約（注4）に基づく、ファンドに関する投資運用および顧問業務。
代行協会員	野村證券株式会社	2005年10月11日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（改正済）（注5）に基づく、代行協会員業務。
日本における販売会社	野村證券株式会社	2020年3月31日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。
	株式会社広島銀行	2015年7月31日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約（注6）に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。

（注1）保管および支払代行契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払い等を行うことを約する契約をいいます。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務・管理事務代行会社および発行会社代理人が、記録の維持、券面の処分、申込み、買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいいます。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいいます。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券1口当りの純資産価格の公表、目論見書ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の販売会社への送付等の代行協会員業務を行うことを約する契約をいいます。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠してファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
代表者の役職氏名	取締役兼コンダクティング・オフィサー ジャンフランソワ・カブラス
本店の所在の場所	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（ ）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ ）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・ 2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、E U指令2009 / 65 / E C に従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびE U指令2009 / 65 / E C に従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと ・ ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するE U指令2011 / 61 / E U（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,656万円）で、2020年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約310万円）で記名式株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（Nomura Bank（Luxembourg）S.A.）で、15株全株を所有しています。
本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、管理会社から日本国内において （1）管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、 （2）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。 また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、 弁護士 竹野 康造 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 です。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（Nomura Multi Currency Japan Stock Fund）

（「野村通貨選択型日経225投信」と称することがあります。）

ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当たり純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」といいます。）の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるA I Fとしての資格を有しています。

2013年法

(a) 2013年法は主にA I F Mを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル（A I F）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、A I F M Dを施行し、主に 2010年法、 専門投資信託（S I F）に関するルクセンブルグ法および リスク資本に投資する投資法人（S I C A R）に関するルクセンブルグ法を改訂し、A I F M Dに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、A I Fを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

（ ）多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

（ ）欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/E Cの要件（改正済）（以下「U C I T S指令」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちU C I T Sとしての資格を有しない投資信託）。

(c) 2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券を欧州連合（以下「E U」といいます。）の他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) C S S Fに対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をC S S Fに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S Fに提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Société coopérative）です。さらに、ファンドはC S S F告示15/627に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。

ルクセンブルグの商業および法人登記所（以下「R C S」といいます。）への約款の変更に関する預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシエーション」（以下「R E S A」といいます。）に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、R C Sにおいて、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができます、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、新聞および／またはR E S Aに公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・(1) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、(2) その上限の変更、(3) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、(4) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款の変更をしようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上述のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグにおいて設立されたすべての規制された投資信託は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければなりません。

(b) E U加盟国の監督官庁により認可されているU C I T Sは、U C I T S指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたU C I T Sは、ルクセンブルグの金融機関をU C I T Sの支払代理人として任

命し、U C I T S 所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づき C S S F に所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。U C I T S 所在国の所轄官庁から C S S F に対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該 U C I T S はルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、E U 加盟国においては公衆に対する販売は行われません。

2010年法第88条第1項のもとで、ファンドは、A I F M D およびその施行規則（以下「A I F M 規則」といいます。）ならびに A I F M 規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、A I F としての資格を有しています。

- (c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、投資家の保護を保証するために E U 加盟国において法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

さらにこれらの投資信託は、C S S F により、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

- (d) E U および E U 以外の A I F のルクセンブルグの機関投資家への販売は、A I F M 規則に規定される適用規則ならびに A I F M 規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・C S S F の告示を遵守しない場合、その登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役が C S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により、ファンドは解散および清算されることがあります。

目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、事前に C S S F に提出されなければなりません。C S S F は、目論見書およびその他の書類が適用される法律、規則、C S S F の告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に電磁的査証を付してそれを証明します。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供および C S S F に提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を C S S F に報告する義務を負います。公認監査人は、C S S F が要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）を C S S F に提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、日本の株式市場のパフォーマンスを、異なる６つの外貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルおよびカナダドル）で追求することです。

通常の市場環境においては、ファンドはその資産の少なくとも90%を、日本株式市場の典型的な指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、日本の株式に分散投資し、および一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

12のコースの全資産は、一つのプール（「共通ポートフォリオ」。以下に定義されます。）で運用され、プール内の資産は、各々のコースの純資産総額に基づき12のコースに帰属します。さらに、ファンドの各コースは、日本円を売り各々の表示通貨を買い為替取引を行うために、為替先渡取引を利用します。

この為替先渡取引の利用により、ファンドの各コースにおいては、二通貨間（日本円と各表示通貨）の為替先渡取引期間の金利差から利益またはコストが発生します。一般的に、それぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が低い場合には、利益が発生し、逆にそれぞれの表示通貨の金利よりも日本円金利が高い場合には、コストが発生します。

ファンドは通常の市場環境においては、上記の投資方針に従うべく努めますが、日本の株式に投資される実際のファンドの資産比率はしばしば変動することがあります。ファンドは、ファンドの効率的な運用のために、日経225株価指数先物取引のような日本の株価指数先物取引を利用することがあります。

ファンドは、「投資制限」に記載された投資制限を遵守します。

ファンドは、一時的な防衛的手段として、またはファンド証券の買戻しへの対応もしくは為替の実現損に備えて、現金や銀行預金を保有し、短期国債、CD、CPなどのような質の高い短期投資対象に投資することがあります。

ファンドは、日本株や株価指数先物取引への投資の目標として日経225を使用しますが、ファンドの各コースのパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、この目標（日経225）のパフォーマンスと必ずしも一致するものではありません。目標とファンドの各コースのパフォーマンスの相違は、各コースについて行われる為替取引や、ファンドが行う流動資産への投資などにより生じる場合があります。

管理会社は、ファンドの共通ポートフォリオの日本株や株価指数先物取引への投資のパフォーマンス（諸費用控除前）は、日本円ベースで見た場合、目標に近いものとなるよう考えていますが、野村アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」または「野村アセットマネジメント」といいます。）は、このパフォーマンスが目標のパフォーマンスに対して一定の範囲内となることの保証をするものではありません。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CSSFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

ファンドは、典型的な日本株式市場の指標の一つである日経平均株価「日経225」に沿うパッシブ（受動的）な投資方法に基づき、主に、日本の株式に分散投資し、一定の範囲において日本株の株価指数先物取引にも投資します。

受益証券のコース

ファンド証券は、6つの異なった通貨建てで、12種類の受益証券として発行されます。

各通貨毎に分配型・成長型の2つのコースがあります。

各コース証券の為替取引

各コース証券に帰属するファンド資産（その大半は日本円建てです。）は、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買い為替取引を（可能な範囲で）行います。

これら6通貨での12種類のコース証券の資産は同一の有価証券の共通ポートフォリオに投資されます。6通貨のコースの違いは、日本円と各表示通貨との間で行う為替取引に、異なる通貨を使用する点です。

各コース証券の純資産総額と当該為替取引における日本円売りの額はかならずしも一致しませんが、管理会社は、通常、当該日本円売りの額の純資産総額の円建て部分に対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの価値の変動または各コース証券の販売・買戻しの水準の変動によ

り、当該為替取引の比率が純資産総額の当該コースの円建て部分の90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、当該範囲内（通常約100%）に戻す意向です。

各コース証券は、当該コースの表示通貨に対し円安時においても円高時においても上記の通り特に為替取引が行われるものであり、したがって、各コース証券は当該コースの表示通貨に対する円安から投資家を実質的に保護する一方、円高による利益の享受についても大きく制限されます。

ファンド証券に投資するため日本円を該当する表示通貨に交換する投資家は、当該表示通貨と日本円との為替変動の直接の影響を受けることに留意する必要があります。

「日経平均株価（日経225）」の著作権等について

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。

「野村通貨選択型日経225投信」は、管理会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および「野村通貨選択型日経225投信」の取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

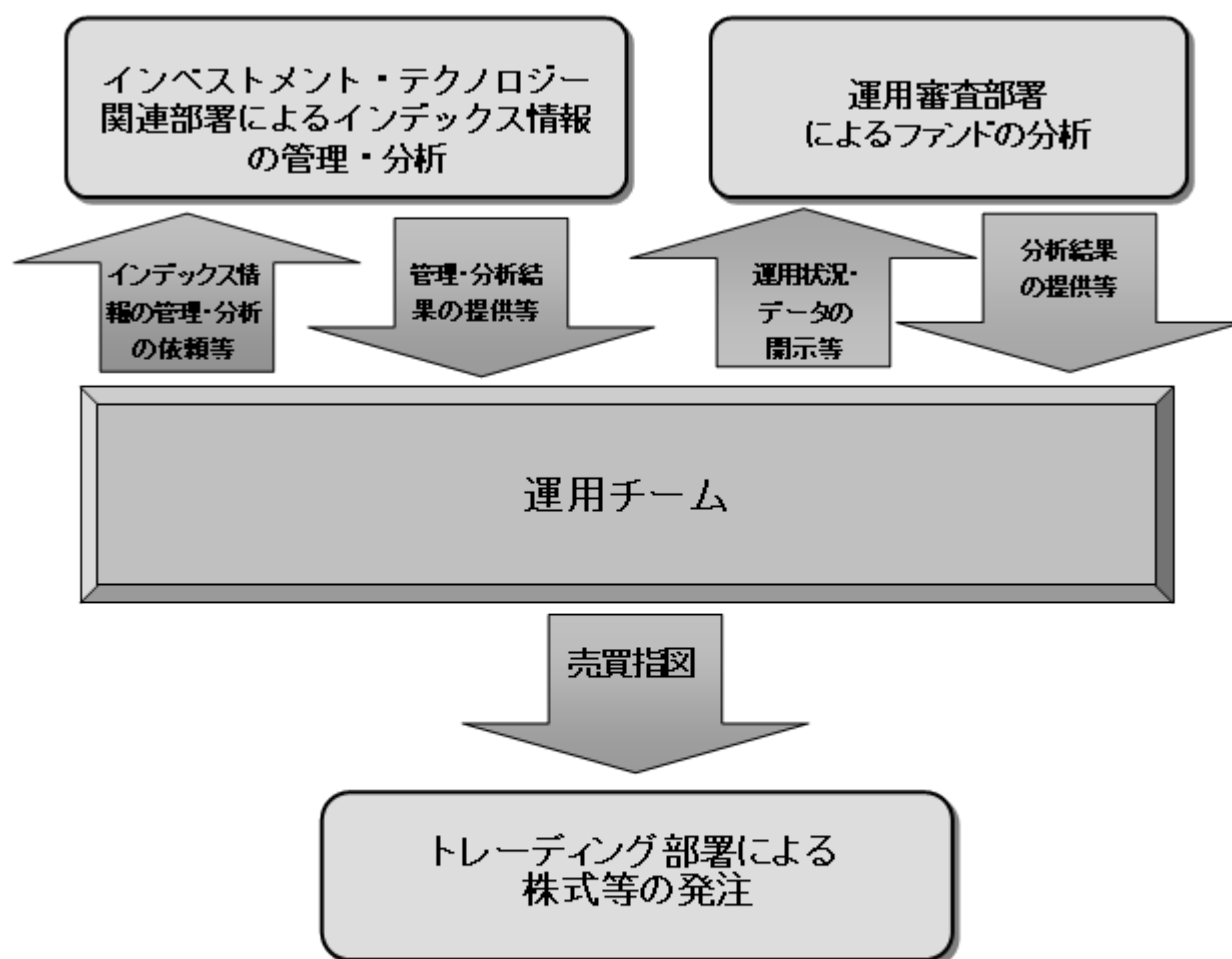
（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用を野村アセットマネジメントに委託しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。野村アセットマネジメントは、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2020年6月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約50兆2,138億円です。

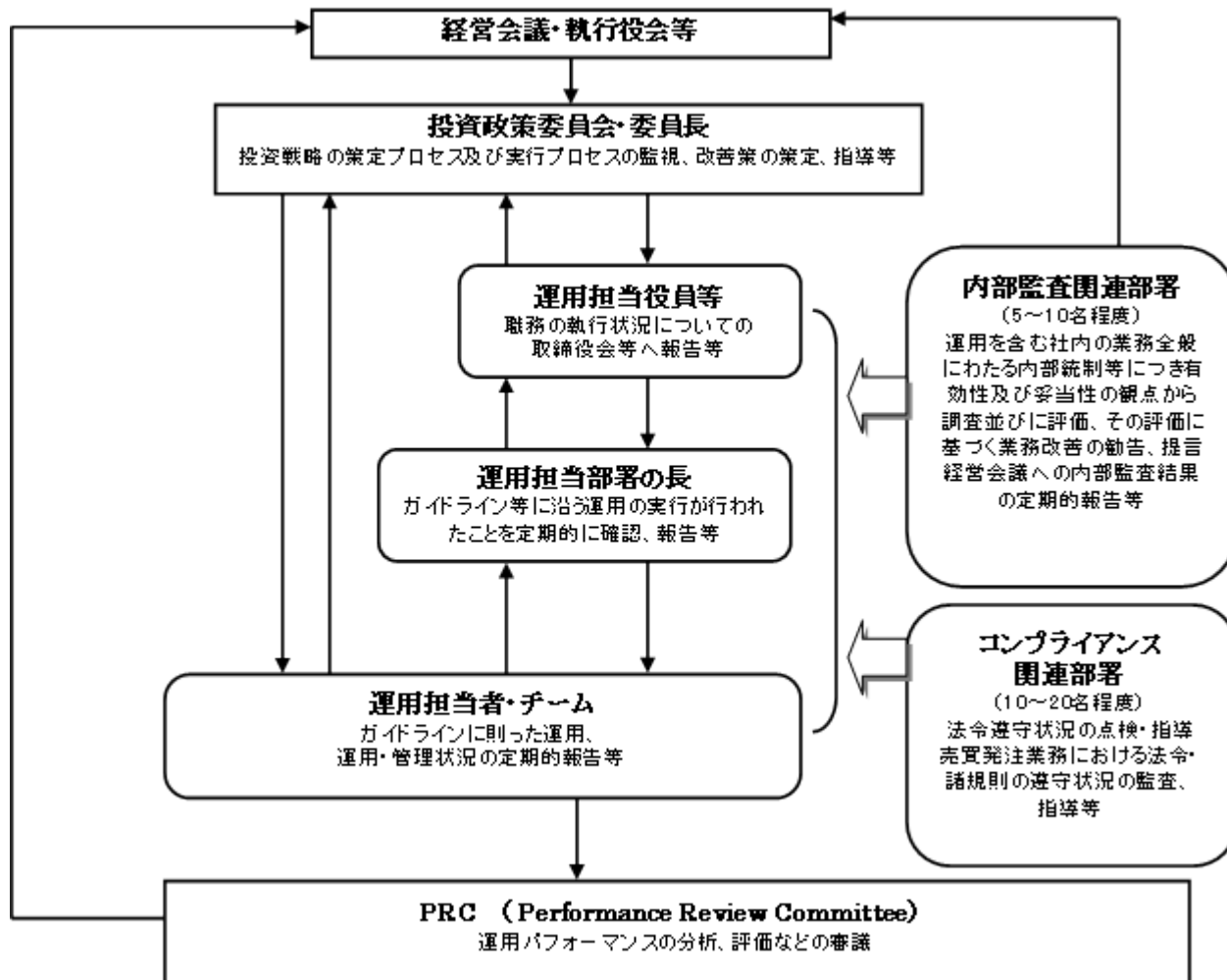
投資運用契約は、他方当事者への3か月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。

また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。



野村アセットマネジメントでは、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資運用会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



ファンドの運用体制等は2020年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎月あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

これら分配型の各コースは、毎月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、安定的な分配を行う予定です。なお、1月と7月には純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う場合があります。

（注）「安定的な分配を行う予定」としてありますが、これは、運用による収益が安定したものになることや純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

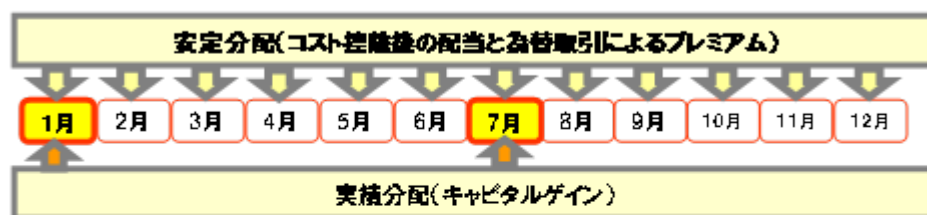
Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券：

ファンドの投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から、毎年あるいは随時、分配を行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

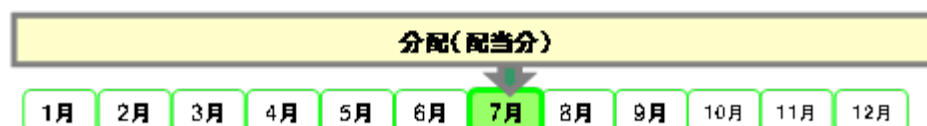
これら成長型の各コースは、毎年7月10日（当日が評価日でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。）現在の受益者に対して、分配を行う予定です。

「評価日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日かつ日本における販売会社の営業日（毎年12月24日を除きます。）をいいます。

分配型



成長型



- ・ 分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律で規定された投資信託の最低額（1,250,000ユーロ）の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができません。
- ・ 分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

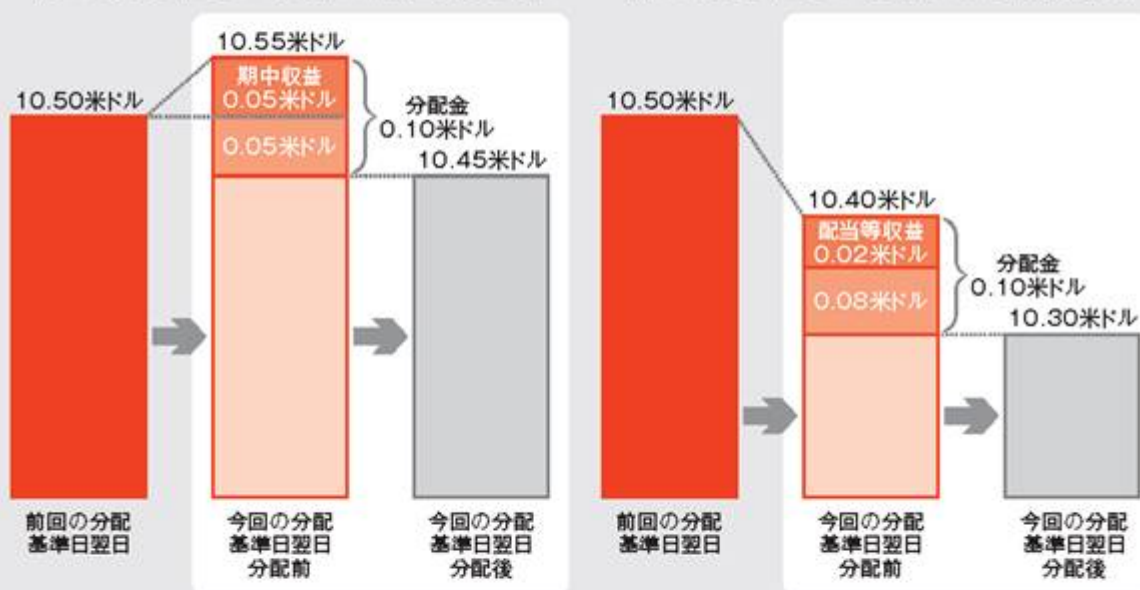


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ 上記イメージ図は、便宜上米ドルで表記しておりますが、コースによって表示通貨が異なります。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】

・有価証券への投資

- 1．管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の20%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 2．管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済証券の15%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する証券の取得時に適用されるものとします。かかる15%の上限を超える場合、市況および流動性に照らし投資運用会社が慎重に検討し是正すべきであるとみなした場合には、ファンドの受益者の利益を考慮して、管理会社はかかる状況の是正を優先しなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 3．管理会社は、ファンドのために、支配権または経営権を目的とする投資は行いません。また、そのような購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドと合わせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の株式を発行済み総数の15%を超えて所有することとなるような購入はできません。もっとも、この制限は、OECD加盟国、EUの現地当局や地域的または世界的な公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 4．管理会社は、ファンドのために不動産を購入しません。
- 5．管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表章する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引きする会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数ならびに外国為替の金融先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション取引）の売買を行うことを妨げるものではありません。
- 6．管理会社は、証券を信用で購入しません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれらに関するオプション取引）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
- 7．管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
- 8．管理会社は、上記7．の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時もしくは後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
- 9．欧州連合加盟国（以下「EU加盟国」といいます。）または欧州連合非加盟国におけるその他の市場同様、金融商品取引市場において指令2014/65/EUの第4条1項21号にいう公認の証券取引所またはその他の市場並びに定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他国における規制市場（以下「規制ある市場」といいます。）で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
- 10．管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に関し、管理会社が適用される証券法に基づき引受人であるとみなされる場合についてはこの限りではありません。
- 11．管理会社は、他のオープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、当該投資信託が特定の地域または経済分野への投資を専門とする場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課しません。
- 12．ファンドの投資対象は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および／または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資運用会社および管理会社は、必要な場合には、JSDAの規則に基づくかかる制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。

13. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定義されます。）により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、「JSDAの規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資運用会社と協議の上または投資運用会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。

・投資の技法と手段

1. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。

a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のオプションを購入することはできません。

）当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ

）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

b) 管理会社は、ファンドのために、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを売却することができます。

2. 管理会社は、ファンドのために、ヘッジ目的以外にあらゆる金融商品の先物契約やオプションの取引を行うことができます。ただし、当該売買契約の総額と譲渡性証券に関するコール・オプションとプット・オプションの付与に関する契約総額は、常にファンドの純資産総額を超えないものとします。

上記において、譲渡性証券に関するコール・オプションを付与する場合でファンドが対象となる証券を保有する場合は、上記の総額の計算に含めないものとします。

かかる文脈において、譲渡性証券に関するオプション以外の契約総額とは、以下のように定義されるものとします。

- 当該契約にかかる契約総額とは、各々の満期を考慮せずに、同一の金融商品にかかる契約のネット未払い額（売買ポジション相殺後）とします。

- オプションにかかる取引総額とは、各々の満期を考慮せずに、個別の対象資産にかかるネットのカバーされていないポジションの行使価格の総額とします。

現存するコール・オプションおよびプット・オプションの取得に支払ったプレミアムの総額は、上記1.での譲渡性証券にかかるコール・オプションまたはプット・オプション取得に支払ったプレミアムと合計して、ファンド純資産総額の15%を超えてはならないものとします。

3. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建てのファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。ただし、当該証券および他の資産の通貨建てに関する上記の制限は、「投資方針」に記載された異なったコース証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合（同一の取引相手方との契約により）クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、当該種類の取引に習熟した格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

4. ルクセンブルグの適用法令（2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、CSSFの見解といった、具体的にはUCIが利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるCSSF告示08/356の規定）（これらの法令が随時改正または代替される新法令）により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF告示のセクション . c) a) に記載される規定に従い、(a) 日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b) 短期性銀行預金、(c) 2008年2月8日付のルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d) EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e) 十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f) 逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関するレギュレーション（EU）2015/2365および改訂レギュレーション（EU）No648/2012（以下「SFTレギュレーション」といいます。）に定義される証券金融取

引またはトータル・リターン・スワップをファンドが使用する場合、SFTレギュレーションにより要求される全ての情報は、管理会社の登記上の事務所にて、閲覧を請求出来ます。

管理会社は、ファンドのために、上記２．および３．にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記１．ないし３．のオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とOTCオプション取引を行うことができます。

ファンドが2010年法およびその他適用される法令またはCSSFからの告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、CSSFの告示02/77に基づくかかる事態の是正を優先させます。

保有制限の適合性判断においては、レバ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみみなされません。

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己もしくは他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付をなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

上記制限に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行いまたは第三者の保証人となることはできません。

管理会社は、ファンド受益者以外の自己または第三者の利益を目的とする取引などの、ファンドの受益者の利益保護に反し、またはファンド資産の公正な運用に反するような取引は行いません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

ファンドは、先物ポジションへの投資を通じてレバレッジを利用することができます。

ファンドのレバレッジ利用により、市場および金利変動リスクが増大することがあります。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

一般事項

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

投資家はファンドの投資目的を十分に理解してください。投資家は（投資を行う前に）本書に記載された投資目的全般にともなうリスクを理解してください。

投資家は、ファンドの受益証券の価格、またそこからの収入は、値上がり・上昇する、あるいは値下がり・下落するものであることを理解してください。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。過去の実績は必ずしも将来の結果を示すものではなく、ファンドは中長期的な投資としてお考えください。ファンドの資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合は、その投資価値はその時々の為替レートにも左右されます。また、為替レートの変動により、投資先の海外の投資対象の価値が増減します。場合によっては、投資家の保有する証券の価値がなくなることもあります。

ファンドの投資目的が達成されるという保証はありません。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。

市場変動および集中リスク

ファンドは主に日本株式や株価指数先物取引に投資しますので、ファンドの受益証券の純資産価格は日本の証券市場の価格変動に大きく影響されます。

為替変動リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示され、各コースの資産の大半について、日本円を売り各コース証券の表示通貨を買う為替取引が行われますが、各コースの純資産価格は、当該コースの表示通貨の日本円に対する為替変動の影響を受けることがあります。

為替交換リスク

各コースは6通貨（米ドル、豪ドル、ユーロ、英ポンド、NZドルまたはカナダドル）のいずれかで表示されます。しかし、通常の状態においては、ファンドは（受益証券の発行に際し）受領する外貨を日本円に交換し投資を行い、投資家から受益証券買戻しの請求があった場合には日本円を当該受益証券の表示通貨に交換します。このような為替取引が常に発生し、投資家に多大な不都合（為替取引コスト）を生じさせるかもしれません。

先物取引とオプション

ファンドは、その効率的な運用のために、「投資制限」に記載ある証券の先物取引やオプションあるいは証券指数の先物取引を利用します。また、ファンドは市場リスク・為替リスクを回避等するために先物取引やオプション、為替先渡契約を利用します。

ファンドの資産は、「投資制限」に記載ある範囲でのみ投資されます。

先物取引は高いリスクが伴います。先物取引の建て玉に対して当初証拠金は比較的少額であり、この取引は「レバレッジが効いている」あるいは「ギアがかかって」います。比較的小さな市場の動きでも大きな作用があり、投資家にとって有利にも不利にも働きます。損切り幅を小さくする意図で一定の注文を出したくても、市場環境でこれらの注文の執行が不可能であり、注文が出せないことがあります。

オプションの取引にも高いリスクが伴います。一般に、オプションの売りはオプションの買いに比べてかなり大きなリスクを伴います。オプションの売り手は固定のプレミアムを得ますが、オプションの売り手はその額を上回る損失を被ることがあります。

ファンドが先物取引やオプションの空売りで証拠金を必要とする場合、為替レートや価格が逆に動くと、ファンドにとってそのような支払いが経済的に不利な場合であっても、追加証拠金や変動証拠金を支払わなければならないことがあります。ファンドは、ポジションを維持するためのオプションや先物取引の委託証拠金率を満たすために、その他の資産を売却しなければならないことや、経済的に不利な時期にポジションを解消しなければならないこともあります。

税制

投資家は、特に、ある市場での証券の売却代金や利子配当の受け取り代金は、その市場の当局により源泉徴収課税を含めて、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれないことにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資、評価あるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

潜在的な利益相反

投資運用会社および投資運用会社の最終的持株会社あるいはその（世界的に見て）関連子会社等（以下「関連子会社等」という。）は、投資運用会社あるいは関連子会社等が直接・間接に利害を有し、それがファンドに対する投資運用会社の義務と潜在的に利益相反となるような取引を行う場合があります。

ルクセンブルグの法律（2013年法を含みます。）の特段の定めがない限り、投資運用会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はありませんし、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資運用報酬を割り引く義務もありません。

投資運用会社は、潜在的利益相反がなければファンドにとって同等以上の条件で、このような取引を行うようにします。

当局の規制や内部方針により、管理会社は、投資運用会社が運用する他の口座または投資信託では利用可能な投資機会を得られないことがあります。

利益相反はまた、保管受託銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

担保要件によるリスク

ファンドは、為替先渡取引に関して、取引相手方に担保として有価証券および／または現金の差し入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、（Ａ）買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、（Ｂ）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、（ ）満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、（Ａ）取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、（Ｂ）（ ）過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、（ ）売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、（Ａ）ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、（Ｂ）現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、（ ）相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、（ ）ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または（ ）回収額が担保物件の金額を下回るというリスク、また（Ｃ）貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドのリスク特性

ファンドは、日本の上場株式への投資により、日経225のボラティリティおよび価格変動にさらされます。このリスクは、流動性のある投資対象への投資、また分散投資することで軽減されます。先物ポジションへのエクスポージャーにより、ファンドはレバレッジをかけることがあります。ファンドの純資産総額の範囲で行われる限定的なものです。ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用リスクは、日本市場への集中リスクに限定されます。

ファンドの投資対象（上場株式、先物および為替先渡）の特性により、ファンドのカウンターパーティーリスクは限定的です。

ファンドは、日本の極めて流動性の高い株式に投資します。ファンドの投資対象の流動性リスクは限定的です。

流動性リスクに関しては、市場が緊迫し流動性が欠如する場合を除き、ファンドの投資対象が、評価リスクにさらされることはありません。

デリバティブ取引

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で、日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っています。AIFMDと委員会委任規則（EU）第231／2013号（以下「委員会委任規則」といいます。）において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はUCITSに係るEU指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の500%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Ⅰの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちのいずれかが高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3)および(10)から(13)のレボ契約または逆レボ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、（ ）ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、（ ）（ ）に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスク

を意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

その他留意事項

* ファンドは、市場の急変時において、本書に記載する投資プロセスに従った運用を一時的に行うことができない場合があります。

* 投資運用会社は、日経225をモニターし、日経225が提供されなくなると判断する合理的な兆候がある、もしくは実際に提供されなくなった場合はその旨を管理会社に通知し、対象地域、セクター配分、構成銘柄数および／またはリスクとリターンの特性といった基準を考慮し、管理会社に1つもしくは複数の代替的な指数を提供します。管理会社は、投資運用会社と協議の上、暫定ペースで、上記の基準に基づいて新しい代替的な指数を決定し、その代替的な指数を適用するために必要とされるすべての手続きを行います。

* コンピュータ・システム関連の不慮の出来事に起因する市場リスクまたはシステム上のリスクが生じる可能性があります。

* 分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社である野村アセットマネジメントにおけるリスクマネジメント体制は以下の通りです。

リスク管理関連の委員会

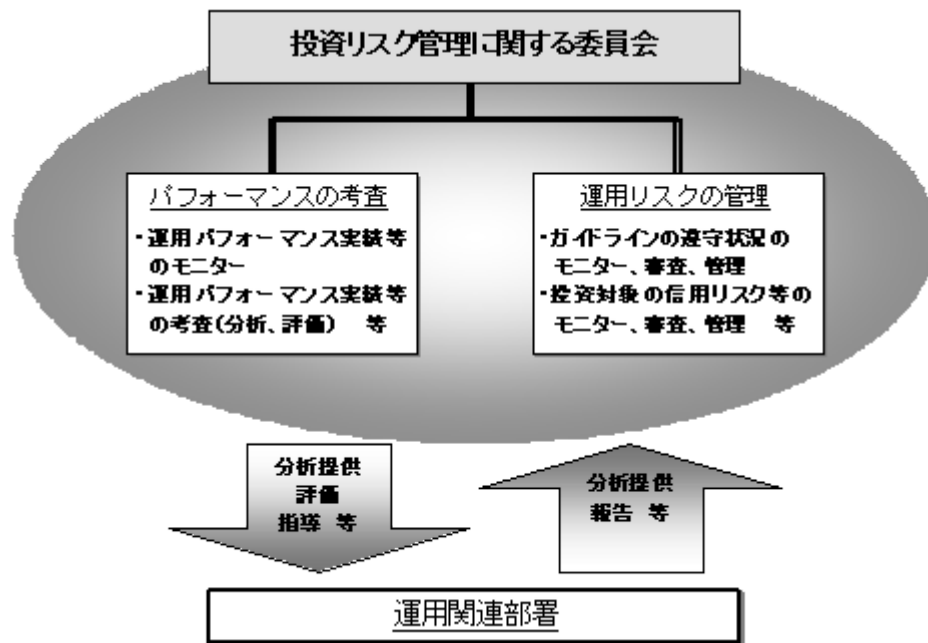
パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



上記の管理体制等は2020年9月末日現在のものであり、随時変更されます。

< 参考情報 >

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Aコース



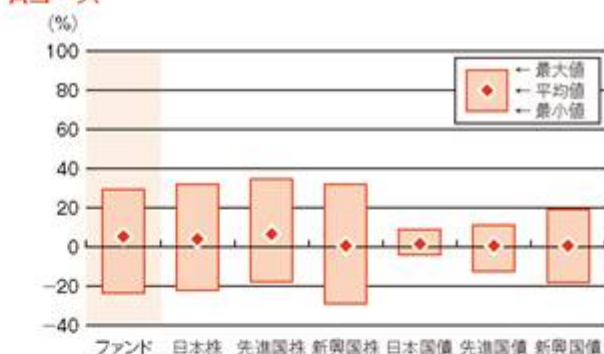
Bコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

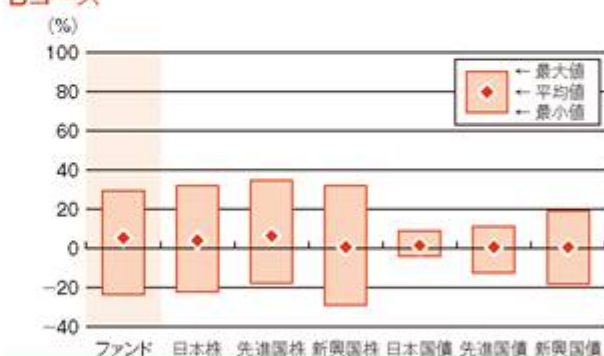
Aコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.6	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.5	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.5	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Bコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.6	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.5	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Cコース



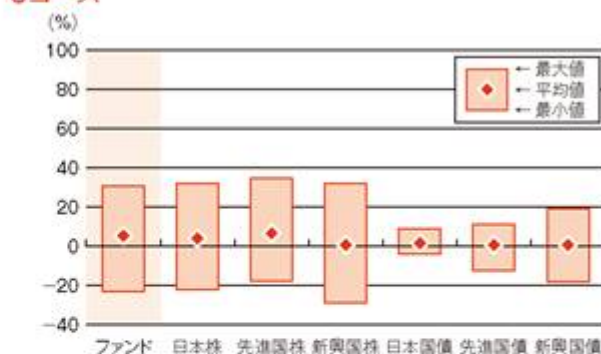
Dコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

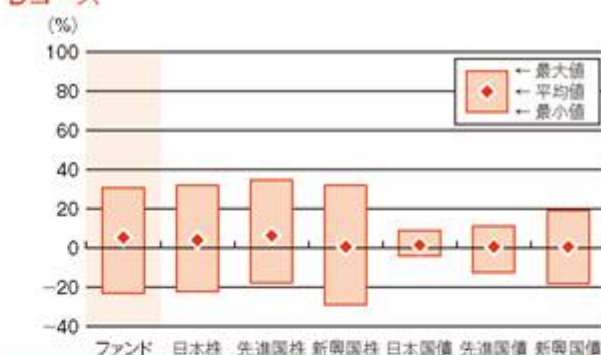
Cコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.0	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.5	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Dコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.0	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	5.4	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Eコース



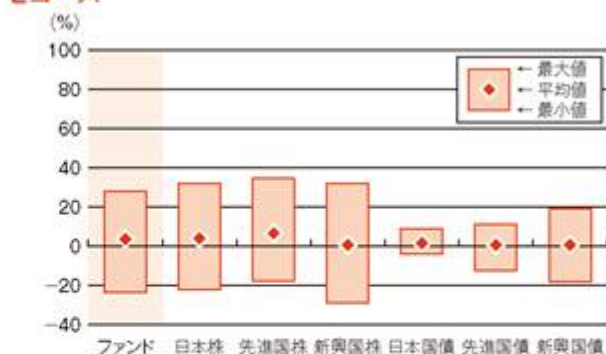
Fコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるユーロ建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

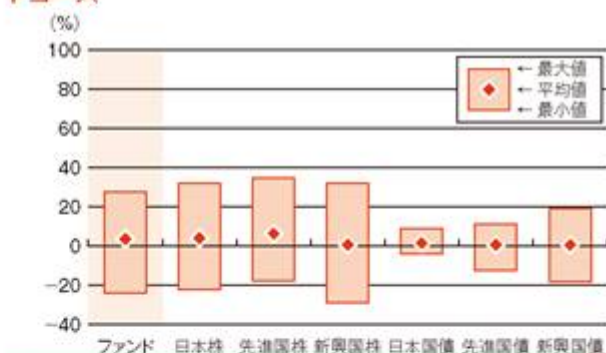
Eコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	28.0	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.7	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	3.8	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Fコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	27.8	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-23.6	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	3.8	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Gコース

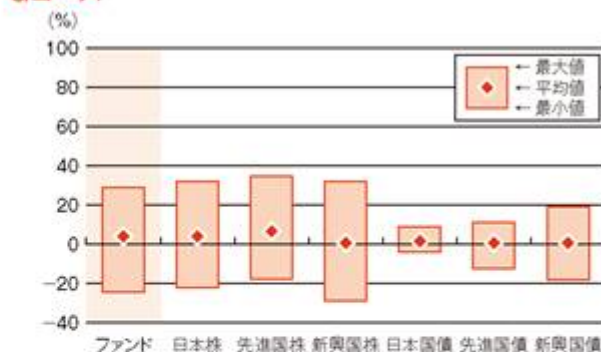


Hコース



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

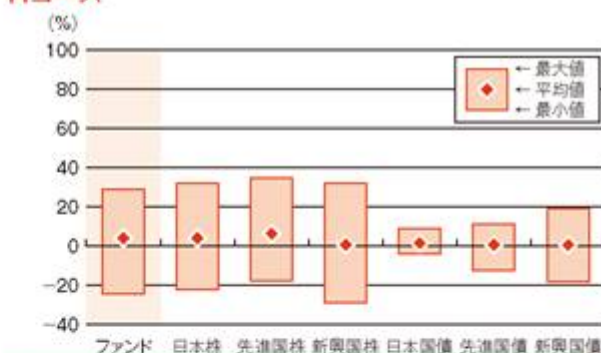
Gコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.2	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Hコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.2	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である英ポンド建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

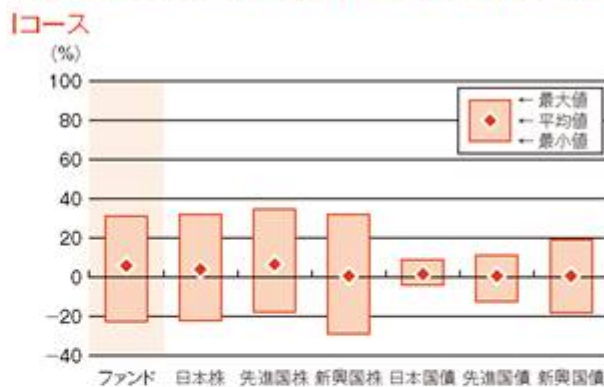
- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



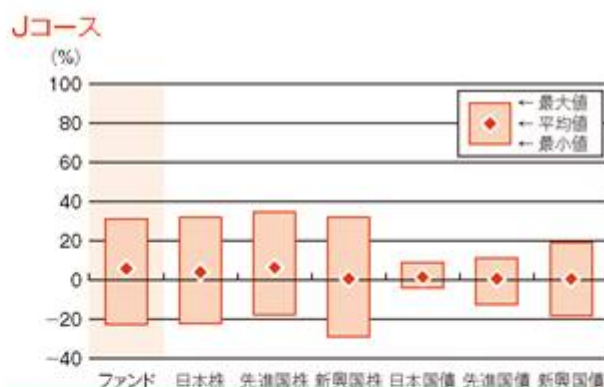
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるNZドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.2	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-22.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	6.0	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	31.1	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-22.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	6.0	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Kコース



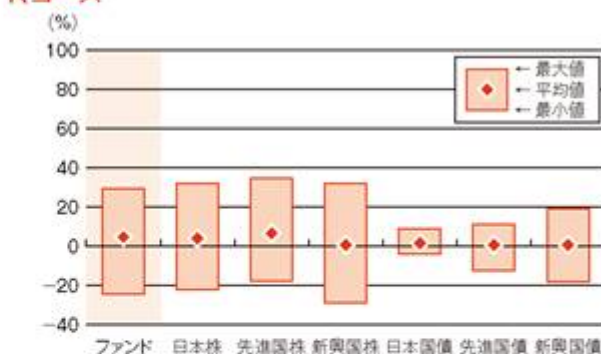
Lコース



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- 年間騰落率は、2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨であるカナダドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

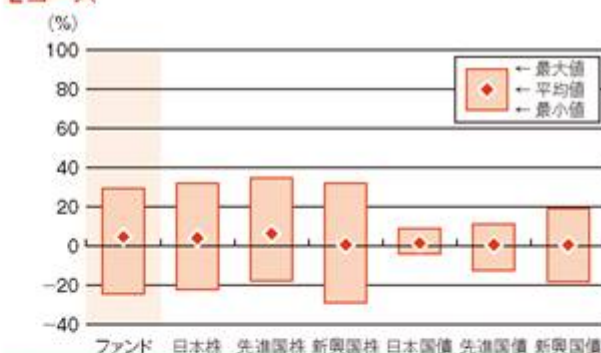
Kコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.5	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.3	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.8	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

Lコース



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	29.3	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-24.2	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	4.8	4.2	6.6	0.8	1.6	0.7	0.7

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2015年10月～2020年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

純資産価格の３％以下です。

日本国内における申込手数料

申込金額に対して、2.20％（税込）以内

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は、徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内において買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03％の日本円による管理報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

管理報酬とは、（ ）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資運用会社である野村アセットマネジメントは、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40％の日本円による投資運用報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

投資運用報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資運用会社へ支払われるものです。

第15会計年度の管理報酬は11,468,480円、投資運用報酬は152,907,165円でした。

保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07％の日本円による保管報酬を、ファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。保管報酬とは、（ ）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ ）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（ ）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

第15会計年度の保管報酬は27,301,213円でした。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05％の日本円による管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有します。管理事務代行報酬とは、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの会計書類作成業務、（ ）法務およびファンド会計管理業務、（ ）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（ ）法令遵守に関するモニタリング、（ ）受益者名簿の管理、（ ）収益分配業務、（ ）ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ならびに（ ）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

第15会計年度の管理事務代行報酬は19,103,567円でした。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬

代行協会員は、四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の日本円による代行協会員報酬をファンドの資産から四半期毎に後払で受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

第15会計年度の代行協会員報酬は114,613,963円でした。

販売会社報酬

各販売会社は、ファンドの資産から、四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の日本円による報酬を四半期毎に後払で受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、受益者に対する購入後のファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

第15会計年度の販売会社報酬は76,379,802円でした。

（４）【その他の手数料等】

ファンドまたは各コースは、次の費用を負担します。

- (a) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 代行協会員が負担した合理的な額の立替費用および実費。
- (d) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法律関係費用。
- (e) ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・ 券面または確認書の準備・印刷費。
 - ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・ 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
 - ・ 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・送付するための費用。
 - ・ 会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
 - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
 - ・ 弁護士報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
 - ・ 日本の適用法上求められる書類および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用。
 - ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

ファンドの純資産価額に対する比率で表示されない報酬・費用は、各コースに帰属する純資産価額の割合に応じて各コース証券に帰属します。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

第15会計年度のその他の費用は68,472,657円でした。

（５）【課税上の取扱い】

本ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	31,015,865,280	88.62
現金・その他の資産（負債控除後）		3,983,605,486	11.38
合計（純資産総額）		34,999,470,766	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

(2020年9月末日現在)

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	ファーストリテイリング	普通株式	日本	小売・百貨店	48,000	18,433.19	884,792,970	65,860.00	3,161,280,000	9.03
2	ソフトバンクグループ	普通株式	日本	インターネットおよびソフトウェアサービス	288,000	1,999.75	575,929,288	6,469.00	1,863,072,000	5.32
3	東京エレクトロン	普通株式	日本	電子および半導体	48,000	9,025.27	433,213,037	27,330.00	1,311,840,000	3.75
4	ファナック	普通株式	日本	電気製品および部品	48,000	12,133.39	582,402,850	20,120.00	965,760,000	2.76
5	ダイキン工業	普通株式	日本	機械および産業設備	48,000	5,610.35	269,296,986	19,300.00	926,400,000	2.65
6	テルモ	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	192,000	1,384.54	265,831,191	4,180.00	802,560,000	2.29
7	KDDI	普通株式	日本	通信	288,000	1,469.99	423,356,029	2,656.00	764,928,000	2.19
8	エムスリー	普通株式	日本	その他サービス	115,200	2,603.58	299,931,972	6,500.00	748,800,000	2.14
9	中外製薬	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	144,000	1,023.75	147,419,628	4,715.00	678,960,000	1.94
10	信越化学工業	普通株式	日本	化学	48,000	7,015.47	336,742,650	13,685.00	656,880,000	1.88
11	リクルートホールディングス	普通株式	日本	その他サービス	144,000	2,575.66	370,895,682	4,160.00	599,040,000	1.71
12	京セラ	普通株式	日本	電子および半導体	96,000	4,804.24	461,207,246	5,997.00	575,712,000	1.64
13	TDK	普通株式	日本	電子および半導体	48,000	8,429.83	404,631,642	11,410.00	547,680,000	1.56
14	アドバンテスト	普通株式	日本	電子および半導体	96,000	4,256.75	408,648,471	5,090.00	488,640,000	1.40
15	第一三共	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	144,000	1,011.09	145,596,642	3,229.00	464,976,000	1.33
16	セコム	普通株式	日本	その他サービス	48,000	6,315.81	303,159,081	9,606.00	461,088,000	1.32
17	エーザイ	普通株式	日本	医薬品、化粧品、医療品	48,000	5,046.87	242,249,748	9,584.00	460,032,000	1.31
18	ファミリーマート	普通株式	日本	小売・百貨店	192,000	1,980.32	380,222,244	2,370.00	455,040,000	1.30
19	オリンパス	普通株式	日本	写真および光学	192,000	878.07	168,589,025	2,182.00	418,944,000	1.20
20	オムロン	普通株式	日本	電子および半導体	48,000	5,217.59	250,444,380	8,180.00	392,640,000	1.12

順位	銘柄	種類	国名	業種	保有株数 (株)	取得価額(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
21	ソニー	普通株式	日本	電子および半導体	48,000	4,733.86	227,225,209	8,032.00	385,536,000	1.10
22	花王	普通株式	日本	医薬品、化粧品、 医療品	48,000	3,869.98	185,758,867	7,887.00	378,576,000	1.08
23	アステラス製薬	普通株式	日本	医薬品、化粧品、 医療品	240,000	1,044.72	250,731,896	1,567.00	376,080,000	1.07
24	パンダイナム コホールディングス	普通株式	日本	その他製造	48,000	5,957.37	285,953,573	7,689.00	369,072,000	1.05
25	トヨタ自動車	普通株式	日本	自動車	48,000	5,958.63	286,014,400	6,932.00	332,736,000	0.95
26	日東電工	普通株式	日本	電気製品および部 品	48,000	7,344.81	352,550,676	6,840.00	328,320,000	0.94
27	エヌ・ティ・ ティ・データ	普通株式	日本	インターネットお よびソフトウェア サービス	240,000	999.23	239,816,004	1,342.00	322,080,000	0.92
28	トレンドマイ クロ	普通株式	日本	インターネットお よびソフトウェア サービス	48,000	4,170.70	200,193,817	6,410.00	307,680,000	0.88
29	資生堂	普通株式	日本	医薬品、化粧品、 医療品	48,000	3,063.31	147,039,038	6,035.00	289,680,000	0.83
30	キッコーマン	普通株式	日本	食品および飲料	48,000	1,908.87	91,625,886	5,820.00	279,360,000	0.80

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2020年9月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2020年9月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2019年10月から2020年9月までの期間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

A コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	234,760	24,838	4.84	512
第7会計年度末 (2012年5月20日)	167,442	17,715	4.22	446
第8会計年度末 (2013年5月20日)	233,607	24,716	7.19	761
第9会計年度末 (2014年5月20日)	195,633	20,698	6.50	688
第10会計年度末 (2015年5月20日)	204,803	21,668	9.09	962
第11会計年度末 (2016年5月20日)	151,068	15,983	7.39	782
第12会計年度末 (2017年5月20日)	145,520	15,396	8.56	906
第13会計年度末 (2018年5月20日)	145,561	15,400	10.03	1,061
第14会計年度末 (2019年5月20日)	117,082	12,387	9.32	986
第15会計年度末 (2020年5月20日)	92,377	9,773	8.76	927
2019年10月末日	117,557	12,438	10.07	1,065
11月末日	115,104	12,178	10.21	1,080
12月末日	113,269	11,984	10.38	1,098
2020年1月末日	106,568	11,275	9.90	1,047
2月末日	96,286	10,187	9.00	952
3月末日	86,387	9,140	8.07	854
4月末日	91,275	9,657	8.60	910
5月末日	97,907	10,359	9.30	984
6月末日	98,446	10,416	9.47	1,002
7月末日	95,170	10,069	9.20	973
8月末日	98,380	10,409	9.68	1,024
9月末日	98,920	10,466	9.84	1,041

B コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	95,323	10,085	6.22	658
第7会計年度末 (2012年5月20日)	82,752	8,755	5.55	587
第8会計年度末 (2013年5月20日)	152,825	16,169	9.57	1,013
第9会計年度末 (2014年5月20日)	160,274	16,957	8.78	929
第10会計年度末 (2015年5月20日)	149,954	15,865	12.46	1,318
第11会計年度末 (2016年5月20日)	120,799	12,781	10.26	1,086
第12会計年度末 (2017年5月20日)	100,543	10,637	11.99	1,269
第13会計年度末 (2018年5月20日)	89,437	9,462	14.18	1,500
第14会計年度末 (2019年5月20日)	68,081	7,203	13.42	1,420
第15会計年度末 (2020年5月20日)	53,589	5,670	13.12	1,388
2019年10月末日	69,073	7,308	14.52	1,536
11月末日	67,414	7,132	14.75	1,561
12月末日	65,780	6,960	15.03	1,590
2020年1月末日	63,473	6,715	14.75	1,561
2月末日	57,075	6,039	13.44	1,422
3月末日	50,879	5,383	12.06	1,276
4月末日	53,188	5,627	12.87	1,362
5月末日	56,807	6,010	13.94	1,475
6月末日	53,358	5,645	14.21	1,503
7月末日	50,803	5,375	13.70	1,449
8月末日	53,266	5,636	14.43	1,527
9月末日	52,895	5,596	14.69	1,554

C コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	243,260	18,364	4.28	323
第7会計年度末 (2012年5月20日)	161,062	12,159	3.81	288
第8会計年度末 (2013年5月20日)	217,842	16,445	6.69	505
第9会計年度末 (2014年5月20日)	165,496	12,493	6.15	464
第10会計年度末 (2015年5月20日)	179,950	13,584	8.87	670
第11会計年度末 (2016年5月20日)	128,897	9,730	7.25	547
第12会計年度末 (2017年5月20日)	130,207	9,829	8.48	640
第13会計年度末 (2018年5月20日)	121,246	9,153	9.98	753
第14会計年度末 (2019年5月20日)	100,694	7,601	9.19	694
第15会計年度末 (2020年5月20日)	88,010	6,644	8.62	651
2019年10月末日	100,358	7,576	9.88	746
11月末日	98,692	7,450	10.01	756
12月末日	98,153	7,410	10.18	768
2020年1月末日	94,246	7,115	9.84	743
2月末日	85,183	6,430	8.93	674
3月末日	79,062	5,968	7.97	602
4月末日	85,960	6,489	8.46	639
5月末日	93,125	7,030	9.14	690
6月末日	89,201	6,734	9.28	701
7月末日	85,532	6,457	9.03	682
8月末日	88,834	6,706	9.49	716
9月末日	88,448	6,677	9.64	728

D コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	69,648	5,258	6.06	457
第7会計年度末 (2012年5月20日)	53,031	4,003	5.54	418
第8会計年度末 (2013年5月20日)	86,911	6,561	9.87	745
第9会計年度末 (2014年5月20日)	65,815	4,968	9.23	697
第10会計年度末 (2015年5月20日)	67,461	5,093	13.48	1,018
第11会計年度末 (2016年5月20日)	57,482	4,339	11.18	844
第12会計年度末 (2017年5月20日)	56,159	4,239	13.17	994
第13会計年度末 (2018年5月20日)	49,821	3,761	15.66	1,182
第14会計年度末 (2019年5月20日)	43,253	3,265	14.68	1,108
第15会計年度末 (2020年5月20日)	35,065	2,647	14.01	1,058
2019年10月末日	41,011	3,096	15.73	1,187
11月末日	41,119	3,104	15.96	1,205
12月末日	39,894	3,012	16.25	1,227
2020年1月末日	38,795	2,929	15.92	1,202
2月末日	35,014	2,643	14.46	1,092
3月末日	31,879	2,407	12.91	975
4月末日	34,157	2,579	13.74	1,037
5月末日	36,794	2,778	14.86	1,122
6月末日	36,731	2,773	15.09	1,139
7月末日	34,971	2,640	14.59	1,101
8月末日	36,194	2,732	15.34	1,158
9月末日	36,292	2,740	15.61	1,178

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	10,782	1,339	4.49	558
第7会計年度末 (2012年5月20日)	8,075	1,003	3.87	481
第8会計年度末 (2013年5月20日)	11,953	1,484	6.52	810
第9会計年度末 (2014年5月20日)	9,442	1,172	5.88	730
第10会計年度末 (2015年5月20日)	11,501	1,428	8.29	1,029
第11会計年度末 (2016年5月20日)	8,646	1,074	6.73	836
第12会計年度末 (2017年5月20日)	9,719	1,207	7.68	954
第13会計年度末 (2018年5月20日)	5,604	696	8.84	1,098
第14会計年度末 (2019年5月20日)	4,839	601	8.04	998
第15会計年度末 (2020年5月20日)	3,931	488	7.70	956
2019年10月末日	4,369	542	8.60	1,068
11月末日	4,426	550	8.71	1,082
12月末日	4,471	555	8.84	1,098
2020年1月末日	4,338	539	8.64	1,073
2月末日	3,934	488	7.85	975
3月末日	3,665	455	7.10	882
4月末日	3,864	480	7.56	939
5月末日	4,171	518	8.17	1,014
6月末日	3,988	495	8.30	1,031
7月末日	3,832	476	8.07	1,002
8月末日	4,012	498	8.47	1,052
9月末日	4,072	506	8.60	1,068

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	10,020	1,244	5.71	709
第7会計年度末 (2012年5月20日)	7,926	984	5.02	623
第8会計年度末 (2013年5月20日)	8,175	1,015	8.62	1,070
第9会計年度末 (2014年5月20日)	5,794	719	7.91	982
第10会計年度末 (2015年5月20日)	5,538	688	11.31	1,404
第11会計年度末 (2016年5月20日)	4,342	539	9.31	1,156
第12会計年度末 (2017年5月20日)	4,673	580	10.74	1,334
第13会計年度末 (2018年5月20日)	4,550	565	12.48	1,550
第14会計年度末 (2019年5月20日)	4,300	534	11.44	1,421
第15会計年度末 (2020年5月20日)	3,637	452	11.01	1,367
2019年10月末日	4,292	533	12.19	1,514
11月末日	4,272	530	12.36	1,535
12月末日	4,307	535	12.56	1,560
2020年1月末日	4,147	515	12.30	1,527
2月末日	3,722	462	11.18	1,388
3月末日	3,387	421	10.12	1,257
4月末日	3,605	448	10.80	1,341
5月末日	3,859	479	11.68	1,450
6月末日	3,898	484	11.88	1,475
7月末日	3,747	465	11.47	1,424
8月末日	3,846	478	12.06	1,497
9月末日	3,903	485	12.26	1,522

Gコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,721	234	4.47	608
第7会計年度末 (2012年5月20日)	1,504	205	3.88	528
第8会計年度末 (2013年5月20日)	2,073	282	6.58	895
第9会計年度末 (2014年5月20日)	1,456	198	5.98	814
第10会計年度末 (2015年5月20日)	1,678	228	8.40	1,143
第11会計年度末 (2016年5月20日)	1,254	171	6.76	920
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,122	153	7.78	1,059
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,062	145	9.03	1,229
第14会計年度末 (2019年5月20日)	820	112	8.29	1,128
第15会計年度末 (2020年5月20日)	552	75	7.91	1,076
2019年10月末日	672	91	8.88	1,208
11月末日	677	92	9.01	1,226
12月末日	688	94	9.14	1,244
2020年1月末日	660	90	8.95	1,218
2月末日	572	78	8.13	1,106
3月末日	516	70	7.29	992
4月末日	542	74	7.77	1,057
5月末日	586	80	8.40	1,143
6月末日	579	79	8.54	1,162
7月末日	563	77	8.31	1,131
8月末日	591	80	8.73	1,188
9月末日	601	82	8.87	1,207

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,714	233	5.98	814
第7会計年度末 (2012年5月20日)	1,166	159	5.31	723
第8会計年度末 (2013年5月20日)	1,845	251	9.17	1,248
第9会計年度末 (2014年5月20日)	1,497	204	8.46	1,151
第10会計年度末 (2015年5月20日)	1,734	236	12.07	1,643
第11会計年度末 (2016年5月20日)	1,423	194	9.86	1,342
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,381	188	11.45	1,558
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,209	165	13.41	1,825
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,062	145	12.42	1,690
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,238	168	11.90	1,619
2019年10月末日	995	135	13.25	1,803
11月末日	1,010	137	13.45	1,830
12月末日	1,420	193	13.68	1,862
2020年1月末日	1,392	189	13.41	1,825
2月末日	1,266	172	12.19	1,659
3月末日	1,122	153	10.95	1,490
4月末日	1,214	165	11.67	1,588
5月末日	1,308	178	12.64	1,720
6月末日	1,331	181	12.86	1,750
7月末日	1,286	175	12.43	1,692
8月末日	1,362	185	13.07	1,779
9月末日	1,386	189	13.30	1,810

I コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	287,784	20,084	4.25	297
第7会計年度末 (2012年5月20日)	191,864	13,390	3.70	258
第8会計年度末 (2013年5月20日)	258,246	18,023	6.41	447
第9会計年度末 (2014年5月20日)	191,844	13,389	5.89	411
第10会計年度末 (2015年5月20日)	202,640	14,142	8.45	590
第11会計年度末 (2016年5月20日)	144,191	10,063	6.91	482
第12会計年度末 (2017年5月20日)	142,036	9,913	8.11	566
第13会計年度末 (2018年5月20日)	136,526	9,528	9.60	670
第14会計年度末 (2019年5月20日)	112,558	7,855	8.85	618
第15会計年度末 (2020年5月20日)	95,717	6,680	8.46	590
2019年10月末日	114,778	8,010	9.52	664
11月末日	114,799	8,012	9.65	673
12月末日	114,135	7,965	9.82	685
2020年1月末日	110,641	7,722	9.61	671
2月末日	99,602	6,951	8.72	609
3月末日	88,860	6,202	7.81	545
4月末日	94,055	6,564	8.31	580
5月末日	101,382	7,075	8.97	626
6月末日	102,374	7,145	9.12	636
7月末日	96,609	6,742	8.87	619
8月末日	100,732	7,030	9.33	651
9月末日	101,122	7,057	9.48	662

Ｊコース証券

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千ＮＺドル	百万円	ＮＺドル	円
第６会計年度末 (2011年５月20日)	37,452	2,614	6.28	438
第７会計年度末 (2012年５月20日)	28,085	1,960	5.60	391
第８会計年度末 (2013年５月20日)	39,485	2,756	9.89	690
第９会計年度末 (2014年５月20日)	25,933	1,810	9.23	644
第10会計年度末 (2015年５月20日)	27,119	1,893	13.61	950
第11会計年度末 (2016年５月20日)	22,214	1,550	11.37	794
第12会計年度末 (2017年５月20日)	21,197	1,479	13.48	941
第13会計年度末 (2018年５月20日)	19,619	1,369	16.09	1,123
第14会計年度末 (2019年５月20日)	17,277	1,206	15.11	1,055
第15会計年度末 (2020年５月20日)	14,631	1,021	14.54	1,015
2019年10月末日	17,430	1,216	16.23	1,133
11月末日	17,450	1,218	16.48	1,150
12月末日	17,017	1,188	16.77	1,170
2020年１月末日	16,619	1,160	16.44	1,147
２月末日	15,064	1,051	14.93	1,042
３月末日	13,512	943	13.38	934
４月末日	14,427	1,007	14.26	995
５月末日	15,476	1,080	15.42	1,076
６月末日	15,435	1,077	15.68	1,094
７月末日	14,736	1,028	15.14	1,057
８月末日	15,308	1,068	15.94	1,112
９月末日	15,346	1,071	16.22	1,132

Kコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	2,671	211	4.42	349
第7会計年度末 (2012年5月20日)	2,097	166	3.84	303
第8会計年度末 (2013年5月20日)	3,269	258	6.56	518
第9会計年度末 (2014年5月20日)	2,537	200	5.96	471
第10会計年度末 (2015年5月20日)	2,974	235	8.40	664
第11会計年度末 (2016年5月20日)	2,143	169	6.76	534
第12会計年度末 (2017年5月20日)	2,176	172	7.81	617
第13会計年度末 (2018年5月20日)	2,237	177	9.11	720
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,984	157	8.38	662
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,685	133	7.95	628
2019年10月末日	2,034	161	8.99	710
11月末日	2,054	162	9.11	720
12月末日	2,037	161	9.26	732
2020年1月末日	1,968	156	9.06	716
2月末日	1,707	135	8.24	651
3月末日	1,557	123	7.35	581
4月末日	1,655	131	7.81	617
5月末日	1,788	141	8.44	667
6月末日	1,816	144	8.57	677
7月末日	1,767	140	8.34	659
8月末日	1,857	147	8.76	692
9月末日	1,876	148	8.90	703

L コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
第6会計年度末 (2011年5月20日)	1,811	143	5.68	449
第7会計年度末 (2012年5月20日)	2,016	159	5.05	399
第8会計年度末 (2013年5月20日)	3,777	298	8.77	693
第9会計年度末 (2014年5月20日)	2,743	217	8.09	639
第10会計年度末 (2015年5月20日)	3,484	275	11.58	915
第11会計年度末 (2016年5月20日)	2,943	233	9.46	748
第12会計年度末 (2017年5月20日)	1,923	152	11.03	872
第13会計年度末 (2018年5月20日)	1,705	135	12.98	1,026
第14会計年度末 (2019年5月20日)	1,448	114	12.15	960
第15会計年度末 (2020年5月20日)	1,405	111	11.74	928
2019年10月末日	1,579	125	13.07	1,033
11月末日	1,605	127	13.28	1,050
12月末日	1,645	130	13.53	1,069
2020年1月末日	1,614	128	13.27	1,049
2月末日	1,446	114	12.08	955
3月末日	1,293	102	10.81	854
4月末日	1,378	109	11.52	910
5月末日	1,490	118	12.46	985
6月末日	1,305	103	12.67	1,001
7月末日	1,260	100	12.24	967
8月末日	1,345	106	12.88	1,018
9月末日	1,369	108	13.10	1,035

【分配の推移】

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度	0.12	12.70	0.10	10.58
第7会計年度	0.12	12.70	0.04	4.23
第8会計年度	0.12	12.70	0.06	6.35
第9会計年度	0.12	12.70	0.03	3.17
第10会計年度	0.12	12.70	0.02	2.12
第11会計年度	0.12	12.70	0.02	2.12
第12会計年度	0.12	12.70	0.06	6.35
第13会計年度	0.13	13.75	0.06	6.35
第14会計年度	0.24	25.39	0.09	9.52
第15会計年度	0.49	51.84	0.13	13.75
2019年10月	0.02	2.12	-	-
11月	0.02	2.12	-	-
12月	0.02	2.12	-	-
2020年1月	0.30	31.74	-	-
2月	0.02	2.12	-	-
3月	0.01	1.06	-	-
4月	0.01	1.06	-	-
5月	0.01	1.06	-	-
6月	0.01	1.06	-	-
7月	0.01	1.06	0.12	12.70
8月	0.01	1.06	-	-
9月	0.01	1.06	-	-

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度	0.13	9.81	0.10	7.55
第7会計年度	0.12	9.06	0.04	3.02
第8会計年度	0.12	9.06	0.06	4.53
第9会計年度	0.12	9.06	0.03	2.26
第10会計年度	0.12	9.06	0.03	2.26
第11会計年度	0.12	9.06	0.02	1.51
第12会計年度	0.12	9.06	0.07	5.28
第13会計年度	0.13	9.81	0.07	5.28
第14会計年度	0.24	18.12	0.10	7.55
第15会計年度	0.26	19.63	0.15	11.32
2019年10月	0.01	0.75	-	-
11月	0.01	0.75	-	-
12月	0.01	0.75	-	-
2020年1月	0.14	10.57	-	-
2月	0.01	0.75	-	-
3月	0.01	0.75	-	-
4月	0.01	0.75	-	-
5月	0.01	0.75	-	-
6月	0.01	0.75	-	-
7月	0.01	0.75	0.12	9.06
8月	0.01	0.75	-	-
9月	0.01	0.75	-	-

	E コース証券		F コース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第 6 会計年度	0.12	14.90	0.09	11.18
第 7 会計年度	0.12	14.90	0.04	4.97
第 8 会計年度	0.12	14.90	0.05	6.21
第 9 会計年度	0.12	14.90	0.03	3.73
第10会計年度	0.12	14.90	0.02	2.48
第11会計年度	0.12	14.90	0.02	2.48
第12会計年度	0.12	14.90	0.05	6.21
第13会計年度	0.12	14.90	0.06	7.45
第14会計年度	0.12	14.90	0.08	9.93
第15会計年度	0.12	14.90	0.11	13.66
2019年10月	0.01	1.24	-	-
11月	0.01	1.24	-	-
12月	0.01	1.24	-	-
2020年 1 月	0.01	1.24	-	-
2 月	0.01	1.24	-	-
3 月	0.01	1.24	-	-
4 月	0.01	1.24	-	-
5 月	0.01	1.24	-	-
6 月	0.01	1.24	-	-
7 月	0.01	1.24	0.10	12.42
8 月	0.01	1.24	-	-
9 月	0.01	1.24	-	-

	Gコース証券		Hコース証券	
	英ポンド	円	英ポンド	円
第6会計年度	0.12	16.33	0.10	13.61
第7会計年度	0.12	16.33	0.04	5.44
第8会計年度	0.12	16.33	0.05	6.80
第9会計年度	0.12	16.33	0.03	4.08
第10会計年度	0.12	16.33	0.02	2.72
第11会計年度	0.12	16.33	0.02	2.72
第12会計年度	0.12	16.33	0.06	8.17
第13会計年度	0.12	16.33	0.06	8.17
第14会計年度	0.12	16.33	0.08	10.89
第15会計年度	0.12	16.33	0.12	16.33
2019年10月	0.01	1.36	-	-
11月	0.01	1.36	-	-
12月	0.01	1.36	-	-
2020年1月	0.01	1.36	-	-
2月	0.01	1.36	-	-
3月	0.01	1.36	-	-
4月	0.01	1.36	-	-
5月	0.01	1.36	-	-
6月	0.01	1.36	-	-
7月	0.01	1.36	0.11	14.97
8月	0.01	1.36	-	-
9月	0.01	1.36	-	-

	I コース証券		J コース証券	
	N Z ドル	円	N Z ドル	円
第 6 会計年度	0.12	8.37	0.10	6.98
第 7 会計年度	0.12	8.37	0.04	2.79
第 8 会計年度	0.12	8.37	0.06	4.19
第 9 会計年度	0.12	8.37	0.03	2.09
第10会計年度	0.22	15.35	0.03	2.09
第11会計年度	0.18	12.56	0.03	2.09
第12会計年度	0.12	8.37	0.07	4.89
第13会計年度	0.12	8.37	0.07	4.89
第14会計年度	0.23	16.05	0.10	6.98
第15会計年度	0.14	9.77	0.15	10.47
2019年10月	0.01	0.70	-	-
11月	0.01	0.70	-	-
12月	0.01	0.70	-	-
2020年 1 月	0.01	0.70	-	-
2 月	0.01	0.70	-	-
3 月	0.01	0.70	-	-
4 月	0.01	0.70	-	-
5 月	0.01	0.70	-	-
6 月	0.01	0.70	-	-
7 月	0.01	0.70	0.13	9.07
8 月	0.01	0.70	-	-
9 月	0.01	0.70	-	-

	Kコース証券		Lコース証券	
	カナダドル	円	カナダドル	円
第6会計年度	0.12	9.48	0.09	7.11
第7会計年度	0.12	9.48	0.04	3.16
第8会計年度	0.12	9.48	0.05	3.95
第9会計年度	0.12	9.48	0.03	2.37
第10会計年度	0.12	9.48	0.02	1.58
第11会計年度	0.12	9.48	0.02	1.58
第12会計年度	0.12	9.48	0.06	4.74
第13会計年度	0.12	9.48	0.06	4.74
第14会計年度	0.21	16.60	0.08	6.32
第15会計年度	0.23	18.18	0.12	9.48
2019年10月	0.02	1.58	-	-
11月	0.02	1.58	-	-
12月	0.02	1.58	-	-
2020年1月	0.02	1.58	-	-
2月	0.02	1.58	-	-
3月	0.02	1.58	-	-
4月	0.02	1.58	-	-
5月	0.01	0.79	-	-
6月	0.01	0.79	-	-
7月	0.01	0.79	0.10	7.90
8月	0.01	0.79	-	-
9月	0.01	0.79	-	-

		設定来累計 (2020年 9 月末日現在)
A コース証券	米ドル	4.70
B コース証券	米ドル	1.23
C コース証券	豪ドル	5.05
D コース証券	豪ドル	1.29
E コース証券	ユーロ	3.95
F コース証券	ユーロ	1.13
G コース証券	英ポンド	4.44
H コース証券	英ポンド	1.18
I コース証券	N Z ドル	5.43
J コース証券	N Z ドル	1.32
K コース証券	カナダドル	4.31
L コース証券	カナダドル	1.15

【収益率の推移】

	会計年度	収益率（％）
Aコース証券	第6会計年度	- 4.8
	第7会計年度	- 10.3
	第8会計年度	73.2
	第9会計年度	- 7.9
	第10会計年度	41.7
	第11会計年度	- 17.4
	第12会計年度	17.5
	第13会計年度	18.7
	第14会計年度	- 4.7
	第15会計年度	- 0.8
Bコース証券	第6会計年度	- 5.0
	第7会計年度	- 10.1
	第8会計年度	73.5
	第9会計年度	- 7.9
	第10会計年度	42.1
	第11会計年度	- 17.5
	第12会計年度	17.4
	第13会計年度	18.8
	第14会計年度	- 4.7
	第15会計年度	- 1.3
Cコース証券	第6会計年度	- 1.1
	第7会計年度	- 8.2
	第8会計年度	78.7
	第9会計年度	- 6.3
	第10会計年度	46.2
	第11会計年度	- 16.9
	第12会計年度	18.6
	第13会計年度	19.2
	第14会計年度	- 5.5
	第15会計年度	- 3.4
Dコース証券	第6会計年度	- 1.4
	第7会計年度	- 7.9
	第8会計年度	79.2
	第9会計年度	- 6.2
	第10会計年度	46.4
	第11会計年度	- 16.9
	第12会計年度	18.4
	第13会計年度	19.4
	第14会計年度	- 5.6
	第15会計年度	- 3.5
Eコース証券	第6会計年度	- 4.8
	第7会計年度	- 11.1
	第8会計年度	71.6
	第9会計年度	- 8.0
	第10会計年度	43.0
	第11会計年度	- 17.4
	第12会計年度	15.9
	第13会計年度	16.7
	第14会計年度	- 7.7
	第15会計年度	- 2.7

	会計年度	収益率（％）
Fコース証券	第6会計年度	- 4.8
	第7会計年度	- 11.4
	第8会計年度	72.7
	第9会計年度	- 7.9
	第10会計年度	43.2
	第11会計年度	- 17.5
	第12会計年度	15.9
	第13会計年度	16.8
	第14会計年度	- 7.7
	第15会計年度	- 2.8
Gコース証券	第6会計年度	- 5.2
	第7会計年度	- 10.5
	第8会計年度	72.7
	第9会計年度	- 7.3
	第10会計年度	42.5
	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	16.9
	第13会計年度	17.6
	第14会計年度	- 6.9
	第15会計年度	- 3.1
Hコース証券	第6会計年度	- 5.1
	第7会計年度	- 10.5
	第8会計年度	73.6
	第9会計年度	- 7.4
	第10会計年度	42.9
	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	16.7
	第13会計年度	17.6
	第14会計年度	- 6.8
	第15会計年度	- 3.2
Iコース証券	第6会計年度	- 2.7
	第7会計年度	- 10.1
	第8会計年度	76.5
	第9会計年度	- 6.2
	第10会計年度	47.2
	第11会計年度	- 16.1
	第12会計年度	19.1
	第13会計年度	19.9
	第14会計年度	- 5.4
	第15会計年度	- 2.8
Jコース証券	第6会計年度	- 2.7
	第7会計年度	- 10.2
	第8会計年度	77.7
	第9会計年度	- 6.4
	第10会計年度	47.8
	第11会計年度	- 16.2
	第12会計年度	19.2
	第13会計年度	19.9
	第14会計年度	- 5.5
	第15会計年度	- 2.8

	会計年度	収益率（％）
K コース証券	第 6 会計年度	- 5.4
	第 7 会計年度	- 10.4
	第 8 会計年度	74.0
	第 9 会計年度	- 7.3
	第10会計年度	43.0
	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	17.3
	第13会計年度	18.2
	第14会計年度	- 5.7
	第15会計年度	- 2.4
L コース証券	第 6 会計年度	- 5.3
	第 7 会計年度	- 10.4
	第 8 会計年度	74.7
	第 9 会計年度	- 7.4
	第10会計年度	43.4
	第11会計年度	- 18.1
	第12会計年度	17.2
	第13会計年度	18.2
	第14会計年度	- 5.8
	第15会計年度	- 2.4

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の 1 口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当りの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間		収益率（％）
2011年	Aコース証券	- 17.3
	Bコース証券	- 17.5
	Cコース証券	- 14.9
	Dコース証券	- 15.0
	Eコース証券	- 18.0
	Fコース証券	- 17.9
	Gコース証券	- 17.8
	Hコース証券	- 17.9
	Iコース証券	- 16.7
	Jコース証券	- 16.8
	Kコース証券	- 17.6
	Lコース証券	- 17.8
2012年	Aコース証券	22.4
	Bコース証券	22.8
	Cコース証券	25.9
	Dコース証券	26.2
	Eコース証券	21.6
	Fコース証券	21.6
	Gコース証券	22.0
	Hコース証券	22.4
	Iコース証券	23.9
	Jコース証券	24.1
	Kコース証券	23.1
	Lコース証券	23.2
2013年	Aコース証券	53.7
	Bコース証券	54.1
	Cコース証券	57.4
	Dコース証券	57.9
	Eコース証券	53.7
	Fコース証券	54.3
	Gコース証券	54.2
	Hコース証券	54.7
	Iコース証券	56.3
	Jコース証券	56.6
	Kコース証券	54.7
	Lコース証券	55.2
2014年	Aコース証券	5.8
	Bコース証券	6.0
	Cコース証券	8.7
	Dコース証券	8.9
	Eコース証券	6.1
	Fコース証券	6.3
	Gコース証券	6.5
	Hコース証券	6.6
	Iコース証券	9.2
	Jコース証券	9.6
	Kコース証券	6.5
	Lコース証券	6.6

期間		収益率（％）
2015年	Aコース証券	9.0
	Bコース証券	8.9
	Cコース証券	10.9
	Dコース証券	10.9
	Eコース証券	9.3
	Fコース証券	9.3
	Gコース証券	8.9
	Hコース証券	8.8
	Iコース証券	12.0
	Jコース証券	12.0
	Kコース証券	9.2
	Lコース証券	9.3
2016年	Aコース証券	- 0.1
	Bコース証券	0.0
	Cコース証券	0.5
	Dコース証券	0.6
	Eコース証券	- 0.8
	Fコース証券	- 0.7
	Gコース証券	- 0.9
	Hコース証券	- 0.7
	Iコース証券	1.1
	Jコース証券	1.2
	Kコース証券	- 0.9
	Lコース証券	- 0.9
2017年	Aコース証券	20.7
	Bコース証券	20.8
	Cコース証券	21.7
	Dコース証券	21.8
	Eコース証券	18.5
	Fコース証券	18.6
	Gコース証券	19.4
	Hコース証券	19.4
	Iコース証券	21.9
	Jコース証券	22.0
	Kコース証券	20.5
	Lコース証券	20.7
2018年	Aコース証券	- 10.2
	Bコース証券	- 10.3
	Cコース証券	- 10.8
	Dコース証券	- 10.9
	Eコース証券	- 12.7
	Fコース証券	- 12.7
	Gコース証券	- 11.8
	Hコース証券	- 11.9
	Iコース証券	- 10.3
	Jコース証券	- 10.4
	Kコース証券	- 11.3
	Lコース証券	- 11.3

期間		収益率（％）
2019年	Aコース証券	21.4
	Bコース証券	21.6
	Cコース証券	19.8
	Dコース証券	20.0
	Eコース証券	17.9
	Fコース証券	17.9
	Gコース証券	18.6
	Hコース証券	18.8
	Iコース証券	20.0
	Jコース証券	20.2
	Kコース証券	20.3
	Lコース証券	20.5
2020年	Aコース証券	- 1.4
	Bコース証券	- 1.5
	Cコース証券	- 3.1
	Dコース証券	- 3.2
	Eコース証券	- 1.7
	Fコース証券	- 1.6
	Gコース証券	- 2.0
	Hコース証券	- 2.0
	Iコース証券	- 2.5
	Jコース証券	- 2.5
	Kコース証券	- 2.5
	Lコース証券	- 2.4

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2020年については9月末日）の1口当りの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

ファンドにはベンチマークはありません。

< 参考情報 >

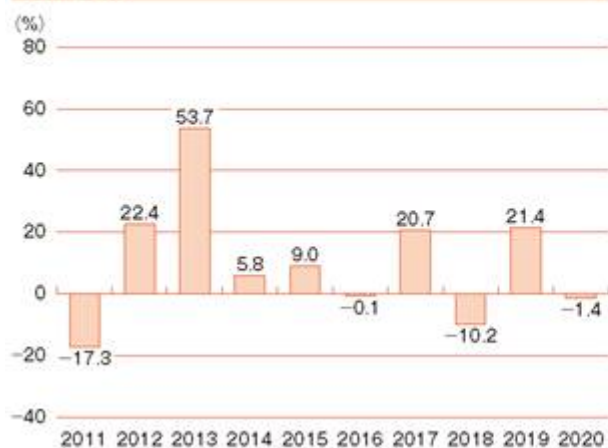
純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2020年9月末日現在）



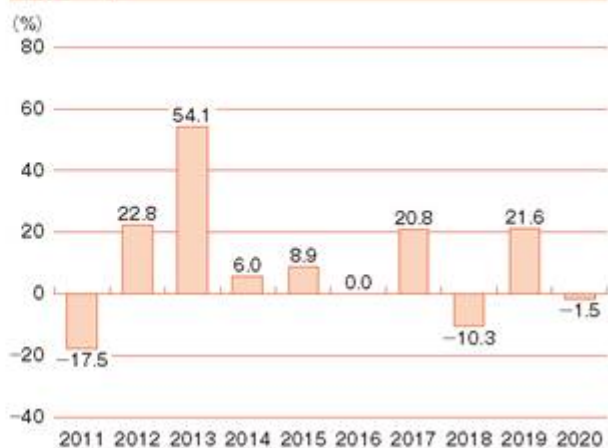


収益率の推移（暦年ベース）*2020年は9月末日まで

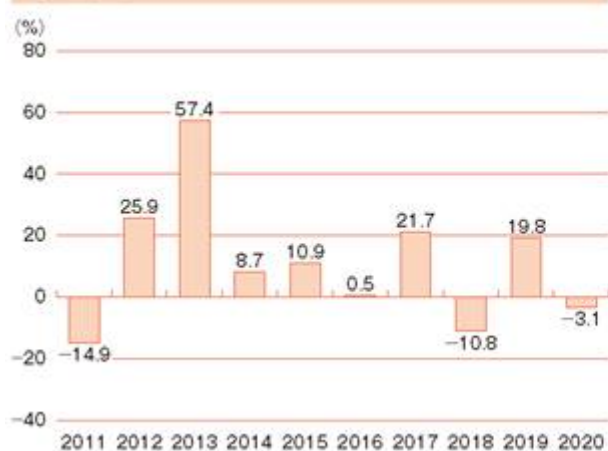
Aコース



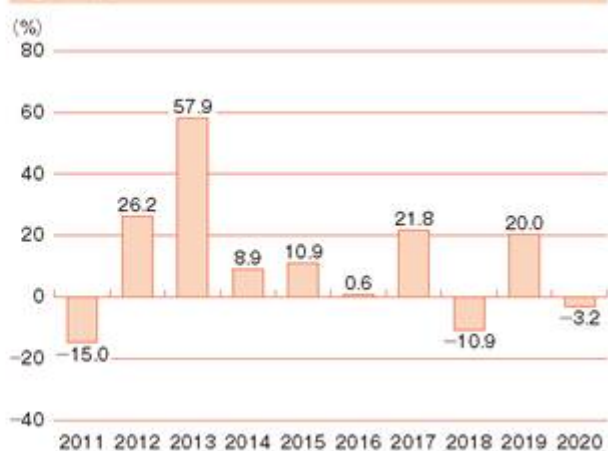
Bコース



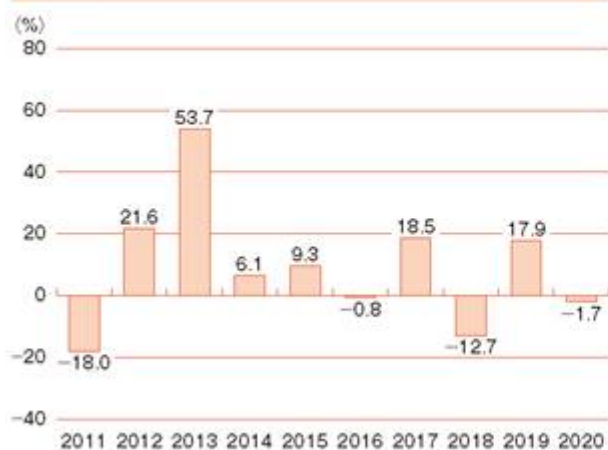
Cコース



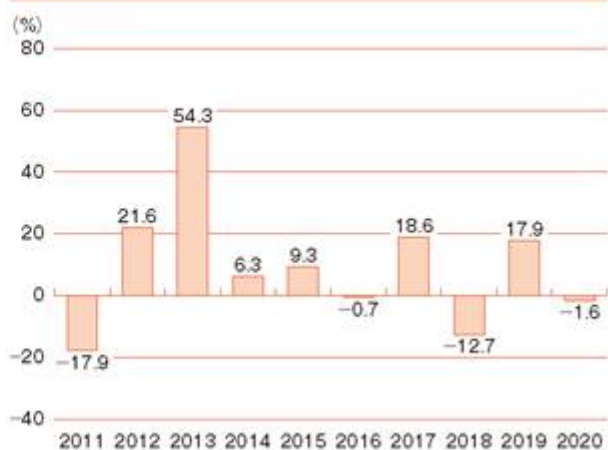
Dコース

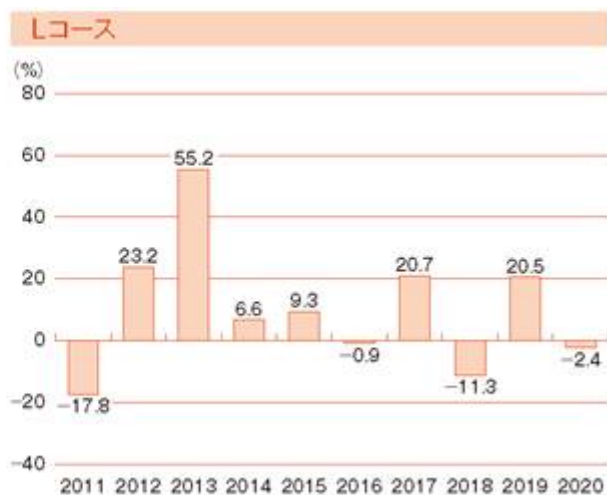
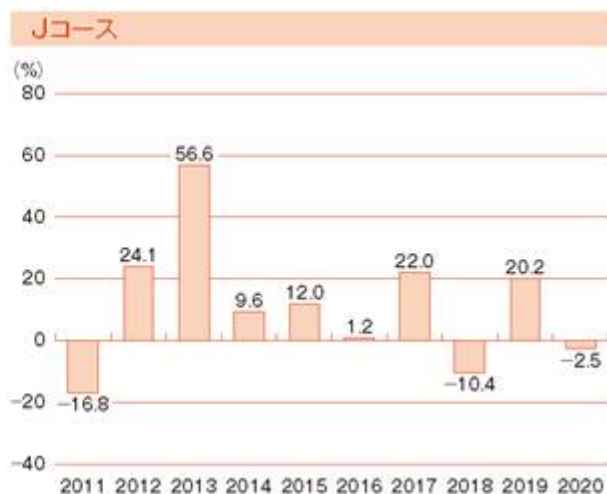
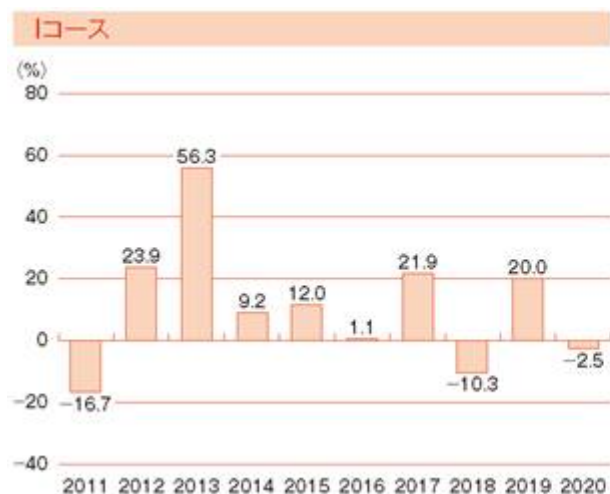


Eコース



Fコース





ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
A コース証券	第 6 会計年度	4,493,842 (4,493,842)	12,079,572 (12,079,572)	48,528,029 (48,528,029)
	第 7 会計年度	2,603,176 (2,603,176)	11,479,670 (11,479,670)	39,651,535 (39,651,535)
	第 8 会計年度	2,780,398 (2,780,398)	9,923,054 (9,923,054)	32,508,879 (32,508,879)
	第 9 会計年度	4,242,962 (4,242,962)	6,632,655 (6,632,655)	30,119,186 (30,119,186)
	第10会計年度	1,041,458 (1,041,458)	8,637,249 (8,637,249)	22,523,395 (22,523,395)
	第11会計年度	1,651,237 (1,651,237)	3,736,687 (3,736,687)	20,437,945 (20,437,945)
	第12会計年度	772,336 (772,336)	4,212,079 (4,212,079)	16,998,202 (16,998,202)
	第13会計年度	846,046 (846,046)	3,335,339 (3,335,339)	14,508,909 (14,508,909)
	第14会計年度	276,746 (276,746)	2,224,900 (2,224,900)	12,560,755 (12,560,755)
	第15会計年度	265,451 (265,451)	2,275,887 (2,275,887)	10,550,319 (10,550,319)
B コース証券	第 6 会計年度	2,685,252 (2,685,252)	3,095,033 (3,095,033)	15,313,312 (15,313,312)
	第 7 会計年度	2,549,160 (2,549,160)	2,943,776 (2,943,776)	14,918,696 (14,918,696)
	第 8 会計年度	7,327,468 (7,327,468)	6,283,563 (6,283,563)	15,962,601 (15,962,601)
	第 9 会計年度	9,914,249 (9,914,249)	7,621,289 (7,621,289)	18,255,561 (18,255,561)
	第10会計年度	2,633,390 (2,633,390)	8,853,210 (8,853,210)	12,035,741 (12,035,741)
	第11会計年度	2,460,571 (2,460,571)	2,726,257 (2,726,257)	11,770,055 (11,770,055)
	第12会計年度	753,496 (753,496)	4,139,570 (4,139,570)	8,383,981 (8,383,981)
	第13会計年度	673,326 (673,326)	2,750,613 (2,750,613)	6,306,694 (6,306,694)
	第14会計年度	397,547 (397,547)	1,632,889 (1,632,889)	5,071,352 (5,071,352)
	第15会計年度	112,995 (112,995)	1,100,299 (1,100,299)	4,084,048 (4,084,048)

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Cコース証券	第6会計年度	3,733,920 (3,733,920)	18,816,450 (18,816,450)	56,900,477 (56,900,477)
	第7会計年度	1,483,437 (1,483,437)	16,128,802 (16,128,802)	42,255,112 (42,255,112)
	第8会計年度	1,840,236 (1,840,236)	11,520,622 (11,520,622)	32,574,726 (32,574,726)
	第9会計年度	1,073,527 (1,073,527)	6,750,273 (6,750,273)	26,897,980 (26,897,980)
	第10会計年度	146,516 (146,516)	6,749,843 (6,749,843)	20,294,653 (20,294,653)
	第11会計年度	670,242 (670,242)	3,192,582 (3,192,582)	17,772,313 (17,772,313)
	第12会計年度	236,339 (236,339)	2,647,020 (2,647,020)	15,361,632 (15,361,632)
	第13会計年度	252,205 (252,205)	3,470,115 (3,470,115)	12,143,722 (12,143,722)
	第14会計年度	414,014 (414,014)	1,598,187 (1,598,187)	10,959,549 (10,959,549)
	第15会計年度	801,050 (801,050)	1,551,560 (1,551,560)	10,209,039 (10,209,039)
Dコース証券	第6会計年度	2,208,920 (2,208,920)	3,884,176 (3,884,176)	11,487,350 (11,487,350)
	第7会計年度	1,351,154 (1,351,154)	3,257,642 (3,257,642)	9,580,862 (9,580,862)
	第8会計年度	3,320,085 (3,320,085)	4,098,181 (4,098,181)	8,802,766 (8,802,766)
	第9会計年度	1,354,506 (1,354,506)	3,024,928 (3,024,928)	7,132,344 (7,132,344)
	第10会計年度	583,031 (583,031)	2,709,846 (2,709,846)	5,005,529 (5,005,529)
	第11会計年度	931,753 (931,753)	794,016 (794,016)	5,143,266 (5,143,266)
	第12会計年度	143,450 (143,450)	1,023,899 (1,023,899)	4,262,817 (4,262,817)
	第13会計年度	112,723 (112,723)	1,193,307 (1,193,307)	3,182,233 (3,182,233)
	第14会計年度	139,075 (139,075)	375,321 (375,321)	2,945,987 (2,945,987)
	第15会計年度	214,638 (214,638)	657,756 (657,756)	2,502,869 (2,502,869)

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
E コース証券	第 6 会計年度	195,040 (195,040)	362,775 (362,775)	2,401,702 (2,401,702)
	第 7 会計年度	59,406 (59,406)	372,525 (372,525)	2,088,583 (2,088,583)
	第 8 会計年度	143,610 (143,610)	398,465 (398,465)	1,833,728 (1,833,728)
	第 9 会計年度	79,435 (79,435)	308,798 (308,798)	1,604,365 (1,604,365)
	第10会計年度	42,700 (42,700)	260,336 (260,336)	1,386,729 (1,386,729)
	第11会計年度	54,010 (54,010)	155,942 (155,942)	1,284,797 (1,284,797)
	第12会計年度	75,005 (75,005)	93,818 (93,818)	1,265,984 (1,265,984)
	第13会計年度	1,950 (1,950)	634,130 (634,130)	633,804 (633,804)
	第14会計年度	29,600 (29,600)	61,470 (61,470)	601,934 (601,934)
	第15会計年度	46,708 (46,708)	138,084 (138,084)	510,558 (510,558)
F コース証券	第 6 会計年度	307,155 (307,155)	268,819 (268,819)	1,756,247 (1,756,247)
	第 7 会計年度	80,940 (80,940)	259,550 (259,550)	1,577,637 (1,577,637)
	第 8 会計年度	139,179 (139,179)	768,355 (768,355)	948,461 (948,461)
	第 9 会計年度	116,800 (116,800)	332,598 (332,598)	732,663 (732,663)
	第10会計年度	23,425 (23,425)	266,470 (266,470)	489,618 (489,618)
	第11会計年度	33,635 (33,635)	57,015 (57,015)	466,238 (466,238)
	第12会計年度	14,606 (14,606)	45,770 (45,770)	435,074 (435,074)
	第13会計年度	8,915 (8,915)	79,396 (79,396)	364,593 (364,593)
	第14会計年度	38,330 (38,330)	26,949 (26,949)	375,974 (375,974)
	第15会計年度	232,155 (232,155)	277,810 (277,810)	330,319 (330,319)

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Gコース証券	第6会計年度	50,700 (50,700)	46,302 (46,302)	385,052 (385,052)
	第7会計年度	43,210 (43,210)	40,788 (40,788)	387,474 (387,474)
	第8会計年度	9,300 (9,300)	81,820 (81,820)	314,954 (314,954)
	第9会計年度	20,463 (20,463)	91,758 (91,758)	243,659 (243,659)
	第10会計年度	1,758 (1,758)	45,688 (45,688)	199,729 (199,729)
	第11会計年度	4,000 (4,000)	18,260 (18,260)	185,469 (185,469)
	第12会計年度	710 (710)	41,883 (41,883)	144,296 (144,296)
	第13会計年度	740 (740)	27,407 (27,407)	117,629 (117,629)
	第14会計年度	800 (800)	19,515 (19,515)	98,914 (98,914)
	第15会計年度	900 (900)	30,055 (30,055)	69,759 (69,759)
Hコース証券	第6会計年度	129,382 (129,382)	79,320 (79,320)	286,566 (286,566)
	第7会計年度	121,880 (121,880)	188,915 (188,915)	219,531 (219,531)
	第8会計年度	137,215 (137,215)	155,531 (155,531)	201,215 (201,215)
	第9会計年度	30,210 (30,210)	54,395 (54,395)	177,030 (177,030)
	第10会計年度	4,330 (4,330)	37,697 (37,697)	143,663 (143,663)
	第11会計年度	15,980 (15,980)	15,310 (15,310)	144,333 (144,333)
	第12会計年度	3,110 (3,110)	26,843 (26,843)	120,600 (120,600)
	第13会計年度	2,851 (2,851)	33,330 (33,330)	90,121 (90,121)
	第14会計年度	2,440 (2,440)	7,070 (7,070)	85,491 (85,491)
	第15会計年度	38,790 (38,790)	20,294 (20,294)	103,987 (103,987)

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
I コース証券	第 6 会計年度	413,920 (413,920)	22,222,746 (22,222,746)	67,755,609 (67,755,609)
	第 7 会計年度	193,580 (193,580)	16,107,247 (16,107,247)	51,841,942 (51,841,942)
	第 8 会計年度	269,170 (269,170)	11,845,514 (11,845,514)	40,265,598 (40,265,598)
	第 9 会計年度	350,680 (350,680)	8,047,127 (8,047,127)	32,569,151 (32,569,151)
	第10会計年度	32,080 (32,080)	8,612,018 (8,612,018)	23,989,213 (23,989,213)
	第11会計年度	575,515 (575,515)	3,685,223 (3,685,223)	20,879,505 (20,879,505)
	第12会計年度	19,160 (19,160)	3,391,636 (3,391,636)	17,507,029 (17,507,029)
	第13会計年度	36,901 (36,901)	3,324,141 (3,324,141)	14,219,789 (14,219,789)
	第14会計年度	15,510 (15,510)	1,513,779 (1,513,779)	12,721,520 (12,721,520)
	第15会計年度	18,320 (18,320)	1,430,451 (1,430,451)	11,309,389 (11,309,389)
J コース証券	第 6 会計年度	398,152 (398,152)	1,502,826 (1,502,826)	5,966,178 (5,966,178)
	第 7 会計年度	176,813 (176,813)	1,131,898 (1,131,898)	5,011,093 (5,011,093)
	第 8 会計年度	298,262 (298,262)	1,314,958 (1,314,958)	3,994,397 (3,994,397)
	第 9 会計年度	114,878 (114,878)	1,299,613 (1,299,613)	2,809,662 (2,809,662)
	第10会計年度	43,270 (43,270)	860,853 (860,853)	1,992,079 (1,992,079)
	第11会計年度	239,403 (239,403)	277,245 (277,245)	1,954,237 (1,954,237)
	第12会計年度	6,800 (6,800)	388,708 (388,708)	1,572,329 (1,572,329)
	第13会計年度	17,000 (17,000)	370,009 (370,009)	1,219,320 (1,219,320)
	第14会計年度	28,450 (28,450)	104,555 (104,555)	1,143,215 (1,143,215)
	第15会計年度	8,135 (8,135)	145,195 (145,195)	1,006,155 (1,006,155)

	会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
Kコース証券	第6会計年度	62,150 (62,150)	184,135 (184,135)	603,535 (603,535)
	第7会計年度	32,907 (32,907)	90,870 (90,870)	545,572 (545,572)
	第8会計年度	34,850 (34,850)	82,115 (82,115)	498,307 (498,307)
	第9会計年度	28,480 (28,480)	100,690 (100,690)	426,097 (426,097)
	第10会計年度	11,860 (11,860)	83,915 (83,915)	354,042 (354,042)
	第11会計年度	5,110 (5,110)	42,310 (42,310)	316,842 (316,842)
	第12会計年度	11,300 (11,300)	49,580 (49,580)	278,562 (278,562)
	第13会計年度	6,700 (6,700)	39,690 (39,690)	245,572 (245,572)
	第14会計年度	1,419 (1,419)	10,169 (10,169)	236,822 (236,822)
	第15会計年度	4,600 (4,600)	29,583 (29,583)	211,839 (211,839)
Lコース証券	第6会計年度	15,105 (15,105)	41,800 (41,800)	318,720 (318,720)
	第7会計年度	138,400 (138,400)	57,710 (57,710)	399,410 (399,410)
	第8会計年度	375,042 (375,042)	343,750 (343,750)	430,702 (430,702)
	第9会計年度	144,690 (144,690)	236,287 (236,287)	339,105 (339,105)
	第10会計年度	56,200 (56,200)	94,460 (94,460)	300,845 (300,845)
	第11会計年度	37,540 (37,540)	27,275 (27,275)	311,110 (311,110)
	第12会計年度	4,950 (4,950)	141,700 (141,700)	174,360 (174,360)
	第13会計年度	120 (120)	43,150 (43,150)	131,330 (131,330)
	第14会計年度	0 (0)	12,200 (12,200)	119,130 (119,130)
	第15会計年度	4,065 (4,065)	3,595 (3,595)	119,600 (119,600)

（注）（ ）の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続き等

ファンド証券1口当りの販売価格は、当該評価日の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3.0%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

買付代金の支払は、申込みが受諾された日から起算し6評価日以内または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間に、AおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行うものとします。

ファンド証券の最低申込単位は、いかなる申込においても100口以上1口単位、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の口数です。

評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買付注文は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買付注文を、ルクセンブルグ時間の正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した申込みを、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行の請求がない場合、投資家は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、買付代金の支払いがなされてからルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資家または投資家の銀行に対して交付されます。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国または地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限すること、またはファンド証券の発行を全面的に制限することができます。管理会社はまた、ファンドの全受益者およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を禁止することができます。

管理会社は、(a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否すること、または(b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録がされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転はファンドの約款により制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買い戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは、受付られません。販売の単位は100口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常申込日の日本における翌国内営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および申込金額に対して2.20%（税込）以内の申込手数料を支払わなくてはなりません。

買付代金の支払いは、日本円の場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

また、管理会社または販売会社は、投資者によるファンド証券の買付けまたは転換の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受付けない場合があります。

なお、転換（スイッチング）の手続き等は以下のとおりです。

(a) 海外における申込手続き等

一つのコース証券から他のコース証券に転換（スイッチング）を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書（発行されている場合は）受益証券の券面とともに提出して、管理会社に対してファンド証券の他のコース証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、最低転換請求口数は100口以上です。転換により発行される口数は、転換請求が日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに受領された場合、転換請求が受領された評価日の各コース証券のそれぞれの純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。（上記締切時間の後に受領された転換請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。）

$$N1 = (1 - C) \times NAV2 \times N2 / NAV1$$

N1： 端数を含む転換により発行されるファンド証券口数。端数は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N2： 転換前のファンド証券の口数。

NAV1： 転換により発行されるファンド証券の適用純資産価格。

NAV2： 転換を請求されたファンド証券の適用純資産価格。

ただし、NAV1かNAV2のいずれかが当該評価日の適用為替レートで換算されます。

C： 転換手数料は、転換を請求されたファンド証券の純資産価額の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおりファンド証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により日本における販売会社に支払われます。転換（スイッチング）にかかわる税金が課される場合は、管理会社または販売会社が、税金相当額を源泉徴収するか差し引きます。

(b) 日本における申込手続き等

日本においては、当面、転換（スイッチング）の取扱いはいりません。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続き等

受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求できます。

ただし、後記「純資産価格の決定の停止」において詳しく記載されるとおり、管理会社がファンドのコース証券の純資産価格の決定を停止している期間中において、買戻しが停止されることがあります。

買戻し請求は管理会社または販売会社に対し、書面でなされなければなりません。

評価日の日本時間午後3時（当該評価日のルクセンブルグ夏時間午前7時またはルクセンブルグ冬時間午前8時）までに日本の販売会社または管理会社の事務所で受領された買戻し請求は、当該評価日に決定される1口当りの純資産価格で受諾されます。かかる締切時間の後に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

日本の販売会社は、上記締切時間までに受領した買戻し請求を、ルクセンブルグ時間の正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間までにルクセンブルグの管理会社に取り次ぎます。販売会社は、かかる締切時間後に受領した買戻し請求を、翌評価日に管理会社に取り次ぎます。

買戻しの単位は、1口単位です。買戻し手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻日の各コース証券の純資産価格によって、投資家の買戻し代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が管理会社または販売取扱会社により受諾（ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間までに、保管受託銀行またはその代理人により、AおよびBコース証券については米ドル、CおよびDコース証券については豪ドル、EおよびFコース証券についてはユーロ、GおよびHコース証券については英ポンド、IおよびJコース証券についてはNZドル、KおよびLコース証券についてはカナダドルで行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

(b) 日本における買戻し手続き等

日本における受益者は、評価日に、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、販売取扱会社を通じて管理会社に対し、評価日に行うことができます。午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは、受付られません。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算されるファンド証券1口当りの純資産価格とし、支払いは日本円の場合、各コースの表示通貨（外貨）との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また当該外貨で受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。買戻し時の費用（信託財産留保金）はかかりません。

ご換金（買戻し）代金の支払いは、約定日から起算して日本の4営業日目からとなります。

買戻しに関して、クローズド期間、大口解約の制限等はありません。

純資産価格の決定の停止

ファンド証券の発行会社（管理会社）は、以下の場合、ファンド証券の1口当たり時価（純資産価格）の決定を一時的に停止、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、またはファンド証券の発行会社（管理会社）の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、ファンドの投資家（受益者）の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

さらに、管理会社は、各コース証券に帰属する、ファンドが保有する為替先渡取引もしくはその他のヘッジ取引の価格の決定が不可能な期間は、随時、当該コース証券の純資産価格の決定を停止することができます。

これらの停止は買付、買戻しおよび転換を申し込んだ受益者に通知され、必要な場合において、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 (b) 受益者に対する開示」に記載されているとおり、公告されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法律および規則（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）およびC S S Fの規制および告示に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、U C Iをマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍のU C Iの登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律および規則に従い、購入者の身元確認を含む適切なデュー・デリジェンスを行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要な文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの受益証券の１口当り価格、発行価格および買戻価格（「純資産価格」）は、評価日毎に、AおよびBコース証券は米ドル建てで、CおよびDコース証券は豪ドル建てで、EおよびFコース証券はユーロ建てで、GおよびHコース証券は英ポンド建てで、IおよびJコース証券はNZドル建てで、KおよびLコース証券はカナダドル建てで決定されます。

全コース証券に共通するファンドの組入証券およびその他の資産（「共通ポートフォリオ」）は日本円で評価されます。全コースに共通の報酬・費用などは必要に応じ日本円に換算・評価され、共通ポートフォリオに反映されます。全コース証券は、評価日の直前の日の各コースに帰属するファンドの純資産総額の割合で共通ポートフォリオに算入されるものとします。

各コース証券に帰属する金額は、当該評価日に適用される為替レートで各コースの表示通貨に転換され、(1) 各コース証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利得または損失を減じ、または加算し、(2) 各コース証券についてのファンドの報酬および費用を減じることで調整され、各コースについてなされた分配金を減じて、残額が各コース証券に帰属する純資産総額となります。

各コース証券１口当り価格（純資産価格）は、評価日毎に各コースの資産から負債（ファンド証券の発行会社（管理会社）がその積立を必要または適切であると判断する引当金を含みます。）を控除した額を純資産価格の決定時における当該コースの発行済証券の総口数で除することにより決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含みます。）が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができます。）
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。（管理会社報酬、投資運用報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会報酬、支払代理人・登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金ならびに管理会社の取締役会の授權および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表章される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

コース証券1口当たり時価（純資産価格）は、各評価日のルクセンブルグ時間午後6時頃に管理事務代行会社により計算され、管理会社の登記上の事務所で評価日に入手可能です。

純資産価格は、ファンドのために、管理会社の取締役、権限ある役員または代表者によって認証され、かかる認証は、明白な誤りがない限り最終的なものです。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

- (1) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価されます。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価されます。
- (2) 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。
- (3) 相場価格が入手できないか、または上記（1）および（2）に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。
- (4) 株価指数先物取引は規制ある市場での入手可能な取引最終値で評価されます。
- (5) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価されます。
- (6) 日本円以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で日本円に換算されます。
- (7) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価されます。
- (8) 残存期間1年以内の短期金融商品は、（ ）市場価格または（ ）市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社に委託した日本の投資家のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】（存続期間）

ファンドの存続期間は2026年5月20日までです。

ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも、信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグ法に定められている強制清算事由が生じた場合にも償還します。さらに、コース証券の発行済口数が100万口を下回る場合管理会社は（投資運用会社と協議の上）、当該コースを償還することができます。ファンドは、受益者、その相続人または受取人の要求によっては償還されません。償還通知は、ルクセンブルグの官報である R E S A および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されます。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換

金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金（全ての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還状態を招く状況が発生し次第、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合可能です。

なお、受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間（会計年度）は毎年5月20日に終了します。

(5) 【その他】

約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別途規定されない限り、変更文書がRCSに預託された旨の通知がRESAに公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

() 投資運用契約

他方当事者への3か月前までの書留郵便で書面による予告通知をもって投資運用会社または管理会社によって解約することができます。同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

管理会社および投資運用会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に服することについて同意しています。

() 保管および支払代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管および支払代行契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

() 投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

() 評価代理人契約

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合には、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

() 代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、3か月前に書面による終了通知をなすことにより解約することができます。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

() 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことにより解約することができます。

管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法にしたがい解釈されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券登録名義人として登録していないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社を通じて自己のために受益権を行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者が有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社が決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが清算された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に消滅します。

業務提供業者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供業者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後３か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制約はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円および各コース証券の基準通貨で表示されています。

(1) 【2020年5月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2020年5月20日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 21,620,482,968円)	2	28,586,070,101
銀行預金		2,358,351,705
先物契約未実現利益	13	133,240,400
先渡為替契約未実現利益	12	522,145,857
デリバティブに係る未収証拠金		1,398,744,982
未収収益		209,905,465
受益証券発行未収金		21,390,164
その他の未収金		453,359

資産合計

33,230,302,033

負債

当座借越		11,526,784
先渡為替契約未実現損失	12	11,765,131
現金および現金等価物に係る未払利息純額		426,611
受益証券買戻未払金		57,382,655
未払費用	9	89,818,669

負債合計

170,919,850

純資産

33,059,382,183

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
Aコース証券 (米ドル建て)	8.76	10,550,319	92,377,040
Bコース証券 (米ドル建て)	13.12	4,084,048	53,588,644
Cコース証券 (豪ドル建て)	8.62	10,209,039	88,010,107
Dコース証券 (豪ドル建て)	14.01	2,502,869	35,064,678
Eコース証券 (ユーロ建て)	7.70	510,558	3,930,517
Fコース証券 (ユーロ建て)	11.01	330,319	3,636,952
Gコース証券 (英ポンド建て)	7.91	69,759	551,713
Hコース証券 (英ポンド建て)	11.90	103,987	1,237,640
Iコース証券 (NZドル建て)	8.46	11,309,389	95,717,075
Jコース証券 (NZドル建て)	14.54	1,006,155	14,631,472
Kコース証券 (カナダドル建て)	7.95	211,839	1,684,737
Lコース証券 (カナダドル建て)	11.74	119,600	1,404,574

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2020年5月20日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

証券貸付取引収益		9,869,501
受領配当金（源泉税控除後）		591,054,630
収益合計		600,924,131

費用

投資運用報酬	4	152,907,165
代行協会員報酬および販売会社報酬	5、8	190,993,765
管理事務代行報酬	7	19,103,567
保管報酬	6	27,301,213
銀行預金に係る支払利息		13,907,875
コルレス銀行報酬		8,432,755
管理報酬	3	11,468,480
法務報酬		2,243,766
海外登録費用		11,808,632
現金支出費		7,635,649
専門家報酬		3,929,003
印刷費および公告費		124,921
年次税	11	18,577,961
その他の費用		1,812,095

費用合計		470,246,847
------	--	-------------

純投資収益		130,677,284
-------	--	-------------

投資有価証券に係る実現純利益	15	3,035,394,186
先物契約に係る実現純利益		81,361,100
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(2,454,188,778)

当期実現純利益		662,566,508
---------	--	-------------

投資有価証券に係る未実現純損益の変動	15	(4,061,265,723)
先物契約に係る未実現純損益の変動		174,013,700
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		886,860,849

当期末実現純損失		(3,000,391,174)
----------	--	-----------------

運用の結果による純資産の純減少		(2,207,147,382)
-----------------	--	-----------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2020年5月20日に終了した年度
（日本円で表示）

注記

期首現在純資産		42,409,719,272
純投資収益		130,677,284
当期実現純利益		662,566,508
当期末実現純損失		(3,000,391,174)
運用の結果による純資産の純減少		(2,207,147,382)
受益証券の発行手取金		1,488,778,363
受益証券の買戻支払金		(7,589,523,451)
		(6,100,745,088)
受益者に支払われた分配金	10	(1,042,444,619)
期末現在純資産		33,059,382,183

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2020年5月20日に終了した年度
（無監査）

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	12,560,755
発行受益証券数	265,451
買戻受益証券数	(2,275,887)
期末現在発行済受益証券数	10,550,319
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	5,071,352
発行受益証券数	112,995
買戻受益証券数	(1,100,299)
期末現在発行済受益証券数	4,084,048
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	10,959,549
発行受益証券数	801,050
買戻受益証券数	(1,551,560)
期末現在発行済受益証券数	10,209,039
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,945,987
発行受益証券数	214,638
買戻受益証券数	(657,756)
期末現在発行済受益証券数	2,502,869
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	601,934
発行受益証券数	46,708
買戻受益証券数	(138,084)
期末現在発行済受益証券数	510,558
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	375,974
発行受益証券数	232,155
買戻受益証券数	(277,810)
期末現在発行済受益証券数	330,319
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	98,914
発行受益証券数	900
買戻受益証券数	(30,055)
期末現在発行済受益証券数	69,759

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	85,491
発行受益証券数	38,790
買戻受益証券数	(20,294)
期末現在発行済受益証券数	103,987

Iコース証券

期首現在発行済受益証券数	12,721,520
発行受益証券数	18,320
買戻受益証券数	(1,430,451)
期末現在発行済受益証券数	11,309,389

Jコース証券

期首現在発行済受益証券数	1,143,215
発行受益証券数	8,135
買戻受益証券数	(145,195)
期末現在発行済受益証券数	1,006,155

Kコース証券

期首現在発行済受益証券数	236,822
発行受益証券数	4,600
買戻受益証券数	(29,583)
期末現在発行済受益証券数	211,839

Lコース証券

期首現在発行済受益証券数	119,130
発行受益証券数	4,065
買戻受益証券数	(3,595)
期末現在発行済受益証券数	119,600

統計情報

2020年5月20日現在

（無監査）

	2020年	2019年	2018年
期末現在純資産（日本円建て）	33,059,382,183	42,409,719,272	54,275,175,255
Aコース証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	92,377,040	117,082,071	145,561,104
期末現在1口当たり純資産価格	8.76	9.32	10.03
Bコース証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	53,588,644	68,081,135	89,436,723
期末現在1口当たり純資産価格	13.12	13.42	14.18
Cコース証券（豪ドル建て）			
期末現在純資産	88,010,107	100,693,970	121,245,954
期末現在1口当たり純資産価格	8.62	9.19	9.98
Dコース証券（豪ドル建て）			
期末現在純資産	35,064,678	43,253,441	49,820,553
期末現在1口当たり純資産価格	14.01	14.68	15.66
Eコース証券（ユーロ建て）			
期末現在純資産	3,930,517	4,838,620	5,603,547
期末現在1口当たり純資産価格	7.70	8.04	8.84
Fコース証券（ユーロ建て）			
期末現在純資産	3,636,952	4,299,832	4,550,158
期末現在1口当たり純資産価格	11.01	11.44	12.48
Gコース証券（英ポンド建て）			
期末現在純資産	551,713	820,274	1,061,778
期末現在1口当たり純資産価格	7.91	8.29	9.03
Hコース証券（英ポンド建て）			
期末現在純資産	1,237,640	1,061,675	1,208,547
期末現在1口当たり純資産価格	11.90	12.42	13.41
Iコース証券（NZドル建て）			
期末現在純資産	95,717,075	112,558,467	136,525,826
期末現在1口当たり純資産価格	8.46	8.85	9.60
Jコース証券（NZドル建て）			
期末現在純資産	14,631,472	17,276,979	19,618,884
期末現在1口当たり純資産価格	14.54	15.11	16.09
Kコース証券（カナダドル建て）			
期末現在純資産	1,684,737	1,983,506	2,237,338
期末現在1口当たり純資産価格	7.95	8.38	9.11
Lコース証券（カナダドル建て）			
期末現在純資産	1,404,574	1,447,848	1,704,895
期末現在1口当たり純資産価格	11.74	12.15	12.98

2020年5月20日現在

いる場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。

- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。
- (f) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (g) 残存期間1年以内の短期金融商品は、() 市場価格または() 市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2020年5月20日現在の為替レート：

1 円	=	0.01417	豪ドル
1 円	=	0.01292	カナダドル
1 円	=	0.00848	ユーロ
1 円	=	0.00757	英ポンド
1 円	=	0.01519	NZドル
1 円	=	0.00928	米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注 8 - 販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 9 - 未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	31,262,937
代行協会会員報酬および販売会社報酬	39,049,812
管理事務代行報酬	3,905,844
保管報酬	5,471,722
管理報酬	2,344,807
海外登録費用	3,041,800
現金支出費	1,561,140
専門家報酬	728,811
年次税	2,451,796
未払費用	89,818,669

注10 - 分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2020年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額1,042,444,619円を分配した。

注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法律に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期末毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有してい

た個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注12 - 先渡為替契約

2020年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	1,600,785	日本円	170,539,409	2020年6月9日	1,993,687
豪ドル	2,318,344	日本円	161,887,026	2020年6月9日	1,748,947
米ドル	2,827,010	日本円	303,081,138	2020年6月9日	1,614,765
NZドル	2,110,388	日本円	137,909,221	2020年6月9日	1,016,559
豪ドル	1,270,621	日本円	88,734,205	2020年6月9日	950,213
NZドル	1,187,187	日本円	77,597,319	2020年6月9日	554,647
ユーロ	146,922	日本円	17,053,682	2020年6月9日	277,569
ユーロ	82,054	日本円	9,500,951	2020年6月9日	178,360
カナダドル	59,359	日本円	4,559,171	2020年6月9日	35,751
カナダドル	33,267	日本円	2,551,839	2020年6月9日	23,361
英ポンド	19,379	日本円	2,572,748	2020年6月9日	(11,838)
英ポンド	34,721	日本円	4,605,817	2020年6月9日	(17,497)
豪ドル	60,766,043	日本円	4,177,626,833	2020年6月22日	110,846,098
NZドル	54,615,990	日本円	3,490,616,683	2020年6月22日	103,856,700
豪ドル	58,553,210	日本円	4,051,116,192	2020年6月9日	81,751,375
NZドル	53,165,023	日本円	3,419,400,523	2020年6月9日	80,426,064
米ドル	72,453,900	日本円	7,737,888,771	2020年6月22日	69,929,311
米ドル	70,730,990	日本円	7,579,972,524	2020年6月9日	43,432,725
ユーロ	3,714,069	日本円	429,082,861	2020年6月22日	9,073,713
ユーロ	3,702,601	日本円	429,433,639	2020年6月9日	7,330,904
カナダドル	1,523,405	日本円	115,443,653	2020年6月22日	2,463,946
英ポンド	987,385	日本円	128,686,364	2020年6月22日	1,779,790
カナダドル	1,489,930	日本円	113,579,980	2020年6月9日	1,752,759
日本円	3,495,530	英ポンド	26,543	2020年6月9日	(12,108)
日本円	3,459,793	カナダドル	45,923	2020年6月9日	(95,080)
日本円	13,026,337	ユーロ	113,317	2020年6月9日	(340,771)
英ポンド	752,035	日本円	100,043,893	2020年6月9日	(664,078)
日本円	104,481,952	NZドル	1,624,074	2020年6月9日	(2,430,055)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	230,363,162	米ドル	2,166,717	2020年6月9日	(3,166,265)
日本円	119,842,634	豪ドル	1,747,529	2020年6月9日	(3,503,437)
日本円	3,019	豪ドル	42	2020年6月22日	(2)
日本円	13,834	N Z ドル	210	2020年6月9日	(7)
日本円	343,465	豪ドル	4,868	2020年6月22日	(122)
日本円	617,587	N Z ドル	9,386	2020年6月9日	(289)
日本円	1,263,325	米ドル	11,727	2020年6月9日	(614)
日本円	94,311	N Z ドル	1,442	2020年6月9日	(615)
日本円	92,646	米ドル	866	2020年6月9日	(692)
日本円	1,605,506	米ドル	14,903	2020年6月9日	(781)
日本円	88,237	ユーロ	756	2020年6月9日	(942)
日本円	182,551	米ドル	1,704	2020年6月9日	(1,107)
日本円	202,652	米ドル	1,891	2020年6月9日	(1,214)
日本円	162,679	カナダドル	2,118	2020年6月9日	(1,302)
日本円	86,837	ユーロ	749	2020年6月9日	(1,516)
日本円	184,120	米ドル	1,724	2020年6月9日	(1,693)
日本円	170,171	ユーロ	1,458	2020年6月9日	(1,817)
日本円	89,934	N Z ドル	1,398	2020年6月9日	(2,096)
日本円	242,059	豪ドル	3,472	2020年6月9日	(3,041)
日本円	742,666	米ドル	6,926	2020年6月9日	(3,855)
日本円	14,992,524	米ドル	139,170	2020年6月9日	(7,294)
日本円	724,246	豪ドル	10,377	2020年6月9日	(8,213)
日本円	592,308	ユーロ	5,106	2020年6月9日	(10,072)
日本円	1,388,620	米ドル	12,980	2020年6月9日	(10,368)
日本円	338,001	豪ドル	4,946	2020年6月9日	(11,131)
日本円	4,101,518	豪ドル	58,267	2020年6月9日	(11,183)
日本円	1,854,704	N Z ドル	28,358	2020年6月9日	(12,102)
日本円	1,017,745	N Z ドル	15,818	2020年6月9日	(23,546)
日本円	1,478,223	ユーロ	12,768	2020年6月9日	(27,910)
日本円	2,540,260	ユーロ	21,840	2020年6月9日	(36,020)
日本円	1,471,840	豪ドル	21,390	2020年6月22日	(37,727)
日本円	1,835,589	N Z ドル	28,630	2020年6月9日	(49,109)
日本円	3,818,376	豪ドル	54,821	2020年6月9日	(51,096)
日本円	10,596,195	米ドル	98,823	2020年6月9日	(54,993)
日本円	2,365,989	豪ドル	34,384	2020年6月22日	(60,646)
日本円	6,379,130	豪ドル	91,402	2020年6月9日	(72,342)
日本円	12,629,466	米ドル	117,880	2020年6月9日	(75,672)
日本円	4,755,558	豪ドル	69,074	2020年6月9日	(119,961)
日本円	25,684,847	米ドル	240,032	2020年6月22日	(181,660)
日本円	7,822,953	N Z ドル	121,606	2020年6月9日	(182,318)
日本円	32,927,694	米ドル	309,738	2020年6月9日	(455,951)
豪ドル	365,415	日本円	25,451,604	2020年6月9日	340,579
豪ドル	190,227	日本円	13,203,537	2020年6月9日	223,313
豪ドル	91,251	日本円	6,283,531	2020年6月22日	156,415
豪ドル	49,878	日本円	3,432,144	2020年6月22日	87,974
豪ドル	78,664	日本円	5,479,088	2020年6月9日	73,318
豪ドル	41,400	日本円	2,848,723	2020年6月22日	73,020
豪ドル	46,442	日本円	3,211,110	2020年6月22日	66,479
豪ドル	31,705	日本円	2,182,832	2020年6月9日	55,063

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
豪ドル	126,132	日本円	8,878,580	2020年6月9日	24,209
NZドル	2,810	日本円	180,183	2020年6月22日	4,753
米ドル	3,170	日本円	339,208	2020年6月22日	2,399
米ドル	842	日本円	89,660	2020年6月9日	1,091
英ポンド	3,829	日本円	508,984	2020年6月9日	(2,983)
					<u>510,380,726</u>

注13 - 先物契約

2020年5月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現利益 （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	205	先物 日経225大阪取引所	2020年6月	4,212,750,000	133,240,400
				<u>4,212,750,000</u>	<u>133,240,400</u>
					<u>133,240,400</u>

注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年6月19日付の契約によってノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2020年5月20日現在、ファンドは、時価4,912,718,591円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、証券貸付代行会社が受領し保有している。

注15 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2020年5月20日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(日本円)
投資有価証券に係る実現利益	3,966,123,240
投資有価証券に係る実現損失	<u>(930,729,054)</u>
投資有価証券に係る実現純利益	<u>3,035,394,186</u>

	(日本円)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	3,839,857,464
投資有価証券に係る未実現損失の変動	<u>(7,901,123,187)</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>(4,061,265,723)</u>

注16 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

2020年5月20日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した費用はなかった。

注17 - 重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID - 19の流行がファンドの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID - 19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および / または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、管理会社は、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

投資有価証券明細表

2020年5月20日現在

（日本円で表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
50,000	ファーストリテイリング	921,659,344	2,632,500,000	7.96
300,000	ソフトバンクグループ	599,926,342	1,361,700,000	4.12
50,000	東京エレクトロン *	451,263,580	1,113,500,000	3.37
300,000	K D D I	440,995,864	954,300,000	2.89
50,000	ファナック	606,669,635	909,750,000	2.75
200,000	テルモ	276,907,491	779,600,000	2.36
50,000	ダイキン工業 *	280,517,694	746,250,000	2.26
50,000	中外製薬	153,562,112	696,000,000	2.11
50,000	信越化学工業	350,773,594	612,750,000	1.85
100,000	京セラ *	480,424,215	574,400,000	1.74
100,000	アドバンテスト *	425,675,491	526,000,000	1.59
150,000	リクルートホールディングス	386,349,669	508,200,000	1.54
120,000	エムスリー	312,429,137	506,400,000	1.53
50,000	T D K	421,491,294	468,500,000	1.42
50,000	セコム	315,790,709	459,600,000	1.39
50,000	花王	193,498,820	438,550,000	1.33
250,000	アステラス製薬 *	261,179,058	429,000,000	1.30
50,000	第一三共 *	151,663,169	428,550,000	1.30
50,000	エーザイ	252,343,488	377,950,000	1.14
200,000	ファミリーマート	396,064,837	369,600,000	1.12
50,000	オムロン *	260,879,562	347,000,000	1.05
200,000	オリンパス	175,613,568	337,700,000	1.02
50,000	ソニー *	236,692,926	337,350,000	1.02
50,000	資生堂	153,165,665	329,100,000	1.00
50,000	トヨタ自動車 *	297,931,667	320,750,000	0.97
250,000	エヌ・ティ・ティ・データ	249,808,337	297,750,000	0.90
50,000	バンダイナムコホールディングス *	297,868,305	290,200,000	0.88
50,000	塩野義製薬	127,431,787	290,150,000	0.88
50,000	トレンドマイクロ	208,535,226	287,500,000	0.87
50,000	日東電工	367,240,287	271,500,000	0.82
50,000	キッコーマン	95,443,631	258,500,000	0.78
100,000	本田技研工業 *	331,914,012	257,400,000	0.78
50,000	ヤマハ *	123,277,507	247,000,000	0.75
50,000	富士フイルムホールディングス	201,302,160	246,800,000	0.75
50,000	日産化学 *	101,229,285	226,000,000	0.68
50,000	大塚ホールディングス	253,647,477	217,650,000	0.66
50,000	武田薬品工業	299,015,514	206,250,000	0.62
50,000	デンソー *	200,209,651	194,050,000	0.59
50,000	アサヒグループホールディングス	112,698,987	184,600,000	0.56
50,000	安川電機 *	73,649,301	181,500,000	0.55
50,000	セブン&アイ・ホールディングス	193,400,696	179,250,000	0.54
50,000	コナミホールディングス	153,717,475	174,250,000	0.53
50,000	スズキ	148,359,037	173,250,000	0.52

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
50,000	ブリヂストン	133,965,185	168,050,000	0.51
75,000	キャノン	333,743,402	165,487,500	0.50
50,000	コムシスホールディングス	78,105,223	153,250,000	0.46
50,000	太陽誘電	78,921,130	148,600,000	0.45
50,000	住友不動産 *	134,776,846	145,200,000	0.44
50,000	協和キリン	55,407,204	133,200,000	0.40
50,000	日立建機 *	123,322,969	131,050,000	0.40
50,000	大和ハウス工業	96,123,215	130,200,000	0.39
50,000	豊田通商 *	141,764,271	122,650,000	0.37
50,000	三菱商事	129,238,890	120,200,000	0.36
100,000	セイコーエプソン *	271,715,549	116,100,000	0.35
50,000	電通グループ	168,269,126	115,650,000	0.35
50,000	イオン	108,004,963	115,350,000	0.35
25,000	東京海上ホールディングス *	106,814,715	112,450,000	0.34
50,000	伊藤忠商事	57,685,113	112,250,000	0.34
50,000	S U B A R U *	56,847,624	108,950,000	0.33
50,000	ヤマトホールディングス *	95,269,918	105,700,000	0.32
50,000	小松製作所 *	112,607,987	105,100,000	0.32
50,000	キリンホールディングス	81,590,804	103,750,000	0.31
50,000	日本たばこ産業	111,857,396	101,775,000	0.31
25,000	T O T O *	60,366,877	97,750,000	0.30
50,000	味の素	67,507,806	97,450,000	0.29
50,000	積水ハウス *	74,833,562	97,125,000	0.29
50,000	三井不動産	115,251,272	96,575,000	0.29
25,000	日本ハム	72,995,313	94,250,000	0.29
50,000	ミネベアミツミ *	43,462,678	92,050,000	0.28
5,000	東海旅客鉄道 *	48,098,433	89,075,000	0.27
50,000	丸井グループ	87,660,048	87,550,000	0.26
25,000	京成電鉄 *	46,190,755	85,125,000	0.26
50,000	カシオ計算機 *	84,982,544	83,050,000	0.25
50,000	三菱地所 *	109,785,942	82,825,000	0.25
50,000	日清製粉グループ本社	58,312,061	82,550,000	0.25
50,000	三井物産 *	85,546,674	80,300,000	0.24
10,000	明治ホールディングス	29,731,367	76,100,000	0.23
25,000	ニチレイ	32,414,387	73,225,000	0.22
50,000	横河電機 *	81,142,802	72,650,000	0.22
25,000	住友金属鉱山	78,295,003	72,387,500	0.22
50,000	クボタ	53,973,687	71,750,000	0.22
50,000	日本碍子 *	96,010,501	70,800,000	0.21
50,000	大日本住友製薬 *	61,479,891	70,350,000	0.21
50,000	ヤマハ発動機	94,007,110	69,700,000	0.21
50,000	三菱電機	50,615,029	66,750,000	0.20
25,000	小田急電鉄 *	40,093,431	63,775,000	0.19
25,000	三菱倉庫 *	75,498,810	62,525,000	0.19
10,000	京王電鉄 *	38,621,856	62,400,000	0.19

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
50,000	住友商事	74,493,237	62,400,000	0.19
50,000	住友電気工業 *	78,300,744	59,275,000	0.18
50,000	アルプスアルパイン	83,604,112	59,200,000	0.18
50,000	クレディセゾン	192,648,119	57,750,000	0.17
25,000	大日本印刷	84,295,872	55,075,000	0.17
50,000	クラレ	63,568,481	54,500,000	0.16
50,000	東洋製罐グループホールディングス	93,972,048	53,450,000	0.16
10,000	サイバーエージェント *	58,429,535	53,100,000	0.16
50,000	日揮ホールディングス	97,016,794	52,800,000	0.16
5,000	富士通 *	40,312,387	51,900,000	0.16
50,000	日本化薬 *	47,907,475	51,850,000	0.16
10,000	S C R E E Nホールディングス *	46,320,419	51,800,000	0.16
20,000	出光興産 *	76,835,529	50,460,000	0.15
50,000	楽天	62,955,672	49,500,000	0.15
20,000	日本電信電話	30,852,162	49,150,000	0.15
50,000	アマダ	31,713,040	48,450,000	0.15
50,000	ニコン *	103,638,612	48,300,000	0.15
50,000	大林組 *	39,981,390	48,100,000	0.15
50,000	東海カーボン *	37,990,687	44,900,000	0.14
15,000	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	53,086,440	44,557,500	0.13
50,000	パナソニック	101,094,624	44,080,000	0.13
50,000	清水建設	37,376,259	43,800,000	0.13
10,000	オークマ *	56,671,689	43,150,000	0.13
12,500	S O M P Oホールディングス *	38,433,392	41,312,500	0.12
25,000	東急	36,184,770	41,100,000	0.12
5,000	東日本旅客鉄道 *	41,685,809	40,450,000	0.12
50,000	ジェイテクト	92,191,625	40,300,000	0.12
50,000	宝ホールディングス *	37,719,804	40,150,000	0.12
25,000	凸版印刷 *	58,144,424	40,000,000	0.12
50,000	旭化成 *	39,158,842	38,950,000	0.12
50,000	松井証券 *	39,323,946	38,600,000	0.12
50,000	日本精工 *	44,605,040	38,500,000	0.12
50,000	リコー *	89,831,620	37,950,000	0.11
10,000	東武鉄道 *	28,153,364	37,850,000	0.11
50,000	日本郵政 *	64,881,024	37,710,000	0.11
10,000	大成建設	25,573,747	37,550,000	0.11
25,000	横浜ゴム	35,409,467	37,500,000	0.11
50,000	日清紡ホールディングス	58,245,848	37,050,000	0.11
25,000	東ソー	27,939,515	36,575,000	0.11
50,000	三越伊勢丹ホールディングス *	56,734,949	34,650,000	0.10
10,000	日立製作所 *	37,298,498	32,610,000	0.10
50,000	日野自動車 *	38,385,767	32,250,000	0.10
5,000	西日本旅客鉄道 *	26,755,660	32,210,000	0.10
25,000	東京建物	20,283,075	32,175,000	0.10
10,000	D O W Aホールディングス *	44,579,047	31,750,000	0.10

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
50,000	静岡銀行	55,434,452	31,400,000	0.09
25,000	鹿島建設 *	28,295,619	30,150,000	0.09
10,000	A G C *	61,211,020	29,490,000	0.09
50,000	王子ホールディングス	29,407,979	28,150,000	0.09
10,000	富士電機 *	26,039,827	27,740,000	0.08
50,000	東急不動産ホールディングス *	48,734,219	26,300,000	0.08
10,000	デンカ *	24,182,607	26,130,000	0.08
10,000	ソニーフィナンシャルホールディングス *	14,340,864	25,950,000	0.08
50,000	東レ	40,172,097	24,825,000	0.08
5,000	日本電気 *	27,771,663	24,825,000	0.08
25,000	高島屋	66,973,878	24,800,000	0.08
5,000	日本通運 *	30,033,704	24,800,000	0.08
15,000	日本電気硝子 *	80,348,862	24,765,000	0.07
10,000	東京瓦斯	25,239,255	24,600,000	0.07
50,000	日本水産 *	24,708,460	24,250,000	0.07
50,000	丸紅	32,865,037	24,140,000	0.07
9,999	荏原製作所 *	25,085,080	23,987,601	0.07
10,000	トクヤマ *	12,555,738	23,890,000	0.07
10,000	住友重機械工業 *	43,022,436	23,600,000	0.07
50,000	千葉銀行 *	43,064,174	23,150,000	0.07
25,000	いすゞ自動車 *	24,106,407	22,267,500	0.07
25,000	J・フロント リテイリング	46,156,062	22,075,000	0.07
15,000	ディー・エヌ・エー	33,048,007	21,690,000	0.07
50,000	野村ホールディングス	80,559,871	21,185,000	0.06
50,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	59,581,191	21,150,000	0.06
50,000	大和証券グループ本社	50,592,649	21,010,000	0.06
10,000	大阪瓦斯 *	20,269,300	20,800,000	0.06
10,000	サッポロホールディングス *	31,067,504	20,320,000	0.06
10,000	三井化学 *	33,586,668	20,120,000	0.06
50,000	JXTGホールディングス	24,074,454	19,950,000	0.06
5,000	東宝 *	13,061,343	19,550,000	0.06
50,000	コニカミノルタ *	62,285,035	19,300,000	0.06
50,000	日産自動車 *	53,507,306	19,050,000	0.06
5,000	住友大阪セメント *	16,947,358	18,775,000	0.06
50,000	シチズン時計	44,009,462	17,950,000	0.05
10,000	ジーエス・ユアサ コーポレーション *	17,372,887	17,080,000	0.05
10,000	帝人 *	27,702,890	16,910,000	0.05
50,000	フジクラ	39,248,271	16,600,000	0.05
10,000	ふくおかフィナンシャルグループ *	29,108,487	16,340,000	0.05
50,000	住友化学 *	36,089,205	16,050,000	0.05
50,000	コンコルディア・フィナンシャルグループ *	26,499,562	15,750,000	0.05
5,000	N T T ドコモ	9,675,407	15,275,000	0.05
25,000	三菱ケミカルホールディングス	18,278,212	15,050,000	0.05
20,000	国際石油開発帝石	46,439,415	14,824,000	0.04
5,000	三井住友トラスト・ホールディングス	51,317,600	14,737,500	0.04

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
5,000	三井住友フィナンシャルグループ	44,754,587	14,502,500	0.04
10,000	日本製鋼所 *	42,779,897	13,810,000	0.04
5,000	D I C *	16,134,423	13,405,000	0.04
5,000	三菱重工業 *	24,257,766	13,022,500	0.04
10,000	長谷工コーポレーション *	13,515,489	12,520,000	0.04
5,000	古河電気工業	28,876,814	11,975,000	0.04
5,000	三菱マテリアル	22,803,597	11,845,000	0.04
5,000	A N Aホールディングス	20,296,791	11,755,000	0.04
5,000	昭和電工 *	18,869,187	11,490,000	0.03
5,000	太平洋セメント *	18,834,636	11,320,000	0.03
5,000	マルハニチロ *	10,075,437	11,230,000	0.03
5,000	三井金属鉱業	26,157,487	10,665,000	0.03
50,000	N T N	36,051,187	10,450,000	0.03
5,000	あおぞら銀行 *	10,796,960	9,290,000	0.03
5,000	商船三井 *	43,160,662	9,120,000	0.03
5,000	宇部興産	15,140,712	8,870,000	0.03
20,000	Zホールディングス *	11,240,216	8,860,000	0.03
10,000	T & Dホールディングス *	30,359,629	8,610,000	0.03
50,000	日本軽金属ホールディングス	5,444,922	8,600,000	0.03
5,000	S U M C O *	17,222,718	8,230,000	0.02
5,000	川崎重工業 *	16,522,075	8,060,000	0.02
5,000	大平洋金属 *	31,380,613	8,040,000	0.02
5,000	日本製紙 *	7,726,887	7,750,000	0.02
5,000	東洋紡 *	12,966,372	7,385,000	0.02
5,000	日本郵船 *	33,334,687	7,360,000	0.02
5,000	中部電力	12,767,073	7,222,500	0.02
5,000	東邦亜鉛	30,707,873	6,910,000	0.02
5,000	I H I *	14,463,238	6,740,000	0.02
5,000	新生銀行 *	24,391,437	6,640,000	0.02
5,000	第一生命ホールディングス *	6,749,666	6,355,000	0.02
10,000	マツダ *	23,584,562	6,290,000	0.02
50,000	みずほフィナンシャルグループ	30,942,531	6,145,000	0.02
5,000	川崎汽船	34,144,479	5,535,000	0.02
5,000	沖電気工業 *	13,558,064	5,325,000	0.02
5,000	関西電力 *	11,587,720	5,122,500	0.02
5,000	日本製鉄	20,736,834	4,662,500	0.01
10,000	日立造船 *	7,564,287	3,680,000	0.01
5,000	ジェイ エフ イー ホールディングス	19,176,362	3,670,000	0.01
5,000	三井E & Sホールディングス *	14,958,013	2,635,000	0.01
5,000	スカパー J S A Tホールディングス *	2,783,484	2,120,000	0.01
5,000	神戸製鋼所	14,614,962	1,925,000	0.01
5,000	日本板硝子 *	20,929,068	1,915,000	0.01
5,000	東京電力ホールディングス *	11,986,370	1,765,000	0.01
5,000	りそなホールディングス	13,218,997	1,756,000	0.01
5,000	ユニチカ *	7,475,686	1,685,000	0.01

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
日本（続き）				
普通株式（続き）				
5,000	三菱自動車工業 *	9,292,090	1,470,000	0.00
5,000	双日	2,363,362	1,195,000	0.00
		<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
	日本合計	<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券合計	<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
投資有価証券合計		<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>

* 一部が貸し出されている有価証券

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2020年 5 月20日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
日本	
情報技術	24.67
一般消費財・サービス	15.73
資本財・サービス	13.95
ヘルスケア	13.07
素材	6.05
金融	4.81
生活必需品	4.69
電気通信サービス	3.09
エネルギー	0.23
公益事業	0.18
	<u>86.47</u>
投資合計	<u>86.47</u>

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Net Assets

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 21,620,482,968)	2	28,586,070,101
Cash at banks		2,358,351,705
Unrealised gain on future contracts	13	133,240,400
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	522,145,857
Margin receivable on derivatives		1,398,744,982
Accrued income		209,905,465
Receivable for subscriptions		21,390,164
Other receivable		453,359
Total Assets		33,230,302,033
LIABILITIES		
Bank overdraft		11,526,784
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	11,765,131
Net interest payable on cash and cash equivalents		426,611
Payable for repurchases		57,382,655
Accrued expenses	9	89,818,669
Total Liabilities		170,919,850
NET ASSETS		33,059,382,183

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	8.76	10,550,319	92,377,040
Class B units (in USD)	13.12	4,084,048	53,588,644
Class C units (in AUD)	8.62	10,209,039	88,010,107
Class D units (in AUD)	14.01	2,502,869	35,064,678
Class E units (in EUR)	7.70	510,558	3,930,517
Class F units (in EUR)	11.01	330,319	3,636,952
Class G units (in GBP)	7.91	69,759	551,713
Class H units (in GBP)	11.90	103,987	1,237,640
Class I units (in NZD)	8.46	11,309,389	95,717,075
Class J units (in NZD)	14.54	1,006,155	14,631,472
Class K units (in CAD)	7.95	211,839	1,684,737
Class L units (in CAD)	11.74	119,600	1,404,574

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations
for the year ended May 20, 2020
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Income from securities lending transactions		9,869,501
Dividends received (net of withholding tax)		591,054,630
Total Income		600,924,131
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	152,907,165
Agent Company and Distributor fees	5, 8	190,993,765
Administrator fees	7	19,103,567
Depository fees	6	27,301,213
Interest paid on bank accounts		13,907,875
Correspondent bank fees		8,432,755
Management Company fees	3	11,468,480
Legal fees		2,243,766
Overseas registration fees		11,808,632
Out-of-pocket expenses		7,635,649
Professional fees		3,929,003
Printing and publication fees		124,921
Subscription tax	11	18,577,961
Other expenses		1,812,095
Total Expenses		470,246,847
NET INVESTMENT INCOME		130,677,284
Net realised profit on investments	15	3,035,394,186
Net realised profit on future contracts		81,361,100
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(2,454,188,778)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		662,566,508
Change in net unrealised result on investments	15	(4,061,265,723)
Change in net unrealised result on future contracts		174,013,700
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		886,860,849
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(3,000,391,174)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(2,207,147,382)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Net Assets

for the year ended May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

Net assets at the beginning of the year		42,409,719,272
NET INVESTMENT INCOME		130,677,284
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		662,566,508
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(3,000,391,174)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(2,207,147,382)
Proceeds from subscriptions of units		1,488,778,363
Payments for repurchase of units		(7,589,523,451)
		(6,100,745,088)
Dividend paid to unit holders	10	(1,042,444,619)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		33,059,382,183

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended May 20, 2020

(Unaudited)

Class A units

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,560,755
Number of units issued	265,451
Number of units repurchased	(2,275,887)
Number of units outstanding at the end of the year	10,550,319

Class B units

Number of units outstanding at the beginning of the year	5,071,352
Number of units issued	112,995
Number of units repurchased	(1,100,299)
Number of units outstanding at the end of the year	4,084,048

Class C units

Number of units outstanding at the beginning of the year	10,959,549
Number of units issued	801,050
Number of units repurchased	(1,551,560)
Number of units outstanding at the end of the year	10,209,039

Class D units

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,945,987
Number of units issued	214,638
Number of units repurchased	(657,756)
Number of units outstanding at the end of the year	2,502,869

Class E units

Number of units outstanding at the beginning of the year	601,934
Number of units issued	46,708
Number of units repurchased	(138,084)
Number of units outstanding at the end of the year	510,558

Class F units

Number of units outstanding at the beginning of the year	375,974
Number of units issued	232,155
Number of units repurchased	(277,810)
Number of units outstanding at the end of the year	330,319

Class G units

Number of units outstanding at the beginning of the year	98,914
Number of units issued	900
Number of units repurchased	(30,055)
Number of units outstanding at the end of the year	69,759

Class H units

Number of units outstanding at the beginning of the year	85,491
Number of units issued	38,790
Number of units repurchased	(20,294)
Number of units outstanding at the end of the year	103,987

Class I units

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,721,520
Number of units issued	18,320
Number of units repurchased	(1,430,451)
Number of units outstanding at the end of the year	11,309,389

Class J units

Number of units outstanding at the beginning of the year	1,143,215
Number of units issued	8,135
Number of units repurchased	(145,195)
Number of units outstanding at the end of the year	1,006,155

Class K units

Number of units outstanding at the beginning of the year	236,822
Number of units issued	4,600
Number of units repurchased	(29,583)
Number of units outstanding at the end of the year	211,839

Class L units

Number of units outstanding at the beginning of the year	119,130
Number of units issued	4,065
Number of units repurchased	(3,595)
Number of units outstanding at the end of the year	119,600

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statistical Information

as at May 20, 2020

(Unaudited)

	2020	2019	2018
Net Assets at the end of the year (in JPY)	33,059,382,183	42,409,719,272	54,275,175,255
Class A units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	92,377,040	117,082,071	145,561,104
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.76	9.32	10.03
Class B units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	53,588,644	68,081,135	89,436,723
Net Asset Value per unit at the end of the year	13.12	13.42	14.18
Class C units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	88,010,107	100,693,970	121,245,954
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.62	9.19	9.98
Class D units (in AUD)			
Net Assets at the end of the year	35,064,678	43,253,441	49,820,553
Net Asset Value per unit at the end of the year	14.01	14.68	15.66
Class E units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	3,930,517	4,838,620	5,603,547
Net Asset Value per unit at the end of the year	7.70	8.04	8.84
Class F units (in EUR)			
Net Assets at the end of the year	3,636,952	4,299,832	4,550,158
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.01	11.44	12.48
Class G units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	551,713	820,274	1,061,778
Net Asset Value per unit at the end of the year	7.91	8.29	9.03
Class H units (in GBP)			
Net Assets at the end of the year	1,237,640	1,061,675	1,208,547
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.90	12.42	13.41
Class I units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	95,717,075	112,558,467	136,525,826
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.46	8.85	9.60
Class J units (in NZD)			
Net Assets at the end of the year	14,631,472	17,276,979	19,618,884
Net Asset Value per unit at the end of the year	14.54	15.11	16.09
Class K units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	1,684,737	1,983,506	2,237,338
Net Asset Value per unit at the end of the year	7.95	8.38	9.11
Class L units (in CAD)			
Net Assets at the end of the year	1,404,574	1,447,848	1,704,895
Net Asset Value per unit at the end of the year	11.74	12.15	12.98

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020

Note 1 - Organisation

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a *société anonyme* incorporated under the laws of Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a “Class of Units”), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class A Units”);
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class B Units”);
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class C Units”);
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class D Units”);
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class E Units”);
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class F Units”);
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class G Units”);
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class H Units”);
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class I Units”);
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class J Units”);
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “Class K Units”);
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “Class L Units”).

All Units of all Classes of Units are together known as the “Units”.

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as may be amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 20, 2011. The duration of the Fund has however been extended for the last time on November 20, 2019 to expire on May 20, 2026.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks ("Nikkei 225").

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) securities listed on a stock exchange or traded on any other Regulated Market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price at the stock exchange or market which constitutes the main market for such securities, is determining;
- b) securities not listed on any stock exchange or traded on any Regulated Market are valued at their last available market price;
- c) securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in a) and/or b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sales prices;
- d) equity index futures are valued at the last available price on the Regulated Market on which they are traded;
- e) cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest;
- f) units or shares of open-ended undertakings for collective investment are valued on the basis of the latest reported Net Asset Value; and

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

- g) short-term investments that have a remaining maturity of one year or less may be valued (i) at market value or (ii) where market value is not available or not representative, at amortized cost.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorized, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN (" JPY ") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2020:

1 JPY	=	0.01417	AUD
1 JPY	=	0.01292	CAD
1 JPY	=	0.00848	EUR
1 JPY	=	0.00757	GBP
1 JPY	=	0.01519	NZD
1 JPY	=	0.00928	USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a Depositary fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 8 - Distributor fees

Each of the Distributor is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	31,262,937
Agent Company and Distributor fees	39,049,812
Administrator fees	3,905,844
Depository fees	5,471,722
Management Company fees	2,344,807
Overseas registration fees	3,041,800
Out-of-pocket expenses	1,561,140
Professional fees	728,811
Subscription tax	2,451,796
Accrued expenses	<u>89,818,669</u>

Note 10 - Distributions

Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10th July each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the yearended May 20, 2020, the Fund distributed a total amount of JPY 1,042,444,619.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 11 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at May 20, 2020, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	1,600,785	JPY	170,539,409	June 09, 2020	1,993,687
AUD	2,318,344	JPY	161,887,026	June 09, 2020	1,748,947
USD	2,827,010	JPY	303,081,138	June 09, 2020	1,614,765
NZD	2,110,388	JPY	137,909,221	June 09, 2020	1,016,559
AUD	1,270,621	JPY	88,734,205	June 09, 2020	950,213
NZD	1,187,187	JPY	77,597,319	June 09, 2020	554,647
EUR	146,922	JPY	17,053,682	June 09, 2020	277,569
EUR	82,054	JPY	9,500,951	June 09, 2020	178,360
CAD	59,359	JPY	4,559,171	June 09, 2020	35,751
CAD	33,267	JPY	2,551,839	June 09, 2020	23,361
GBP	19,379	JPY	2,572,748	June 09, 2020	(11,838)
GBP	34,721	JPY	4,605,817	June 09, 2020	(17,497)
AUD	60,766,043	JPY	4,177,626,833	June 22, 2020	110,846,098
NZD	54,615,990	JPY	3,490,616,683	June 22, 2020	103,856,700
AUD	58,553,210	JPY	4,051,116,192	June 09, 2020	81,751,375
NZD	53,165,023	JPY	3,419,400,523	June 09, 2020	80,426,064
USD	72,453,900	JPY	7,737,888,771	June 22, 2020	69,929,311
USD	70,730,990	JPY	7,579,972,524	June 09, 2020	43,432,725
EUR	3,714,069	JPY	429,082,861	June 22, 2020	9,073,713
EUR	3,702,601	JPY	429,433,639	June 09, 2020	7,330,904
CAD	1,523,405	JPY	115,443,653	June 22, 2020	2,463,946
GBP	987,385	JPY	128,686,364	June 22, 2020	1,779,790
CAD	1,489,930	JPY	113,579,980	June 09, 2020	1,752,759
JPY	3,495,530	GBP	26,543	June 09, 2020	(12,108)
JPY	3,459,793	CAD	45,923	June 09, 2020	(95,080)
JPY	13,026,337	EUR	113,317	June 09, 2020	(340,771)
GBP	752,035	JPY	100,043,893	June 09, 2020	(664,078)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 12 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	104,481,952	NZD	1,624,074	June 09, 2020	(2,430,055)
JPY	230,363,162	USD	2,166,717	June 09, 2020	(3,166,265)
JPY	119,842,634	AUD	1,747,529	June 09, 2020	(3,503,437)
JPY	3,019	AUD	42	June 22, 2020	(2)
JPY	13,834	NZD	210	June 09, 2020	(7)
JPY	343,465	AUD	4,868	June 22, 2020	(122)
JPY	617,587	NZD	9,386	June 09, 2020	(289)
JPY	1,263,325	USD	11,727	June 09, 2020	(614)
JPY	94,311	NZD	1,442	June 09, 2020	(615)
JPY	92,646	USD	866	June 09, 2020	(692)
JPY	1,605,506	USD	14,903	June 09, 2020	(781)
JPY	88,237	EUR	756	June 09, 2020	(942)
JPY	182,551	USD	1,704	June 09, 2020	(1,107)
JPY	202,652	USD	1,891	June 09, 2020	(1,214)
JPY	162,679	CAD	2,118	June 09, 2020	(1,302)
JPY	86,837	EUR	749	June 09, 2020	(1,516)
JPY	184,120	USD	1,724	June 09, 2020	(1,693)
JPY	170,171	EUR	1,458	June 09, 2020	(1,817)
JPY	89,934	NZD	1,398	June 09, 2020	(2,096)
JPY	242,059	AUD	3,472	June 09, 2020	(3,041)
JPY	742,666	USD	6,926	June 09, 2020	(3,855)
JPY	14,992,524	USD	139,170	June 09, 2020	(7,294)
JPY	724,246	AUD	10,377	June 09, 2020	(8,213)
JPY	592,308	EUR	5,106	June 09, 2020	(10,072)
JPY	1,388,620	USD	12,980	June 09, 2020	(10,368)
JPY	338,001	AUD	4,946	June 09, 2020	(11,131)
JPY	4,101,518	AUD	58,267	June 09, 2020	(11,183)
JPY	1,854,704	NZD	28,358	June 09, 2020	(12,102)
JPY	1,017,745	NZD	15,818	June 09, 2020	(23,546)
JPY	1,478,223	EUR	12,768	June 09, 2020	(27,910)
JPY	2,540,260	EUR	21,840	June 09, 2020	(36,020)
JPY	1,471,840	AUD	21,390	June 22, 2020	(37,727)
JPY	1,835,589	NZD	28,630	June 09, 2020	(49,109)
JPY	3,818,376	AUD	54,821	June 09, 2020	(51,096)
JPY	10,596,195	USD	98,823	June 09, 2020	(54,993)
JPY	2,365,989	AUD	34,384	June 22, 2020	(60,646)
JPY	6,379,130	AUD	91,402	June 09, 2020	(72,342)
JPY	12,629,466	USD	117,880	June 09, 2020	(75,672)
JPY	4,755,558	AUD	69,074	June 09, 2020	(119,961)
JPY	25,684,847	USD	240,032	June 22, 2020	(181,660)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 12 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	7,822,953	NZD	121,606	June 09, 2020	(182,318)
JPY	32,927,694	USD	309,738	June 09, 2020	(455,951)
AUD	365,415	JPY	25,451,604	June 09, 2020	340,579
AUD	190,227	JPY	13,203,537	June 09, 2020	223,313
AUD	91,251	JPY	6,283,531	June 22, 2020	156,415
AUD	49,878	JPY	3,432,144	June 22, 2020	87,974
AUD	78,664	JPY	5,479,088	June 09, 2020	73,318
AUD	41,400	JPY	2,848,723	June 22, 2020	73,020
AUD	46,442	JPY	3,211,110	June 22, 2020	66,479
AUD	31,705	JPY	2,182,832	June 09, 2020	55,063
AUD	126,132	JPY	8,878,580	June 09, 2020	24,209
NZD	2,810	JPY	180,183	June 22, 2020	4,753
USD	3,170	JPY	339,208	June 22, 2020	2,399
USD	842	JPY	89,660	June 09, 2020	1,091
GBP	3,829	JPY	508,984	June 09, 2020	(2,983)
					<u>510,380,726</u>

Note 13 - Future contracts

As at May 20, 2020, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	205	FUT NIKKEI 225 (OSE)	June 2020	4,212,750,000	133,240,400
				<u>4,212,750,000</u>	<u>133,240,400</u>
					<u>133,240,400</u>

Note 14 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as Securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2020, the Fund had lent securities with a market value of JPY 4,912,718,591. Cash collateral is received and held by the Securities Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2020 (continued)

Note 15 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 20, 2020, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	JPY
Realised profit on investments	3,966,123,240
Realised loss on investments	(930,729,054)
Net realised profit on investments	<u>3,035,394,186</u>

	JPY
Change in unrealised profit on investments	3,839,857,464
Change in unrealised loss on investments	(7,901,123,187)
Change in net unrealised result on investments	<u>(4,061,265,723)</u>

Note 16 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 20, 2020.

Note 17 - Significant event

Since beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of the COVID-19 outbreak on the financial performance of the Fund's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Fund's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Management Company is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Fund's performance.

The Fund is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its prospectus. The Fund's unaudited net asset values are available on a daily basis.

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
50,000	FAST RETAILING	921,659,344	2,632,500,000	7.96
300,000	SOFTBANK GROUP	599,926,342	1,361,700,000	4.12
50,000	TOKYO ELECTRON LTD *	451,263,580	1,113,500,000	3.37
300,000	KDDI CORP	440,995,864	954,300,000	2.89
50,000	FANUC CORPORATION	606,669,635	909,750,000	2.75
200,000	TERUMO CORP	276,907,491	779,600,000	2.36
50,000	DAIKIN INDUSTRIES LTD *	280,517,694	746,250,000	2.26
50,000	CHUGAI PHARMACEUTICAL CO LTD	153,562,112	696,000,000	2.11
50,000	SHIN-ETSU CHEMICAL CO LTD	350,773,594	612,750,000	1.85
100,000	KYOCERA CORP *	480,424,215	574,400,000	1.74
100,000	ADVANTEST CORP *	425,675,491	526,000,000	1.59
150,000	RECRUIT HOLDINGS CO LTD	386,349,669	508,200,000	1.54
120,000	M3 INC	312,429,137	506,400,000	1.53
50,000	TDK CORP	421,491,294	468,500,000	1.42
50,000	SECOM CO LTD	315,790,709	459,600,000	1.39
50,000	KAO CORP	193,498,820	438,550,000	1.33
250,000	ASTELLAS PHARMA INC *	261,179,058	429,000,000	1.30
50,000	DAIICHI SANKYO CO LTD *	151,663,169	428,550,000	1.30
50,000	EISAI CO LTD	252,343,488	377,950,000	1.14
200,000	FAMILYMART CO LT	396,064,837	369,600,000	1.12
50,000	OMRON CORP *	260,879,562	347,000,000	1.05
200,000	OLYMPUS CORP	175,613,568	337,700,000	1.02
50,000	SONY CORP *	236,692,926	337,350,000	1.02
50,000	SHISEIDO CO LTD	153,165,665	329,100,000	1.00
50,000	TOYOTA MOTOR CORP *	297,931,667	320,750,000	0.97
250,000	NTT DATA CORP	249,808,337	297,750,000	0.90
50,000	BANDAI NAMCO HOLDINGS INC *	297,868,305	290,200,000	0.88
50,000	SHIONOGI & CO LTD	127,431,787	290,150,000	0.88
50,000	TREND MICRO INC	208,535,226	287,500,000	0.87
50,000	NITTO DENKO CORP	367,240,287	271,500,000	0.82
50,000	KIKKOMAN CORP	95,443,631	258,500,000	0.78
100,000	HONDA MOTOR CO LTD *	331,914,012	257,400,000	0.78
50,000	YAMAHA CORP *	123,277,507	247,000,000	0.75
50,000	FUJIFILM HOLDINGS CORP	201,302,160	246,800,000	0.75
50,000	NISSAN CHEMICAL *	101,229,285	226,000,000	0.68
50,000	OTSUKA HOLDINGS CO LTD	253,647,477	217,650,000	0.66
50,000	TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD	299,015,514	206,250,000	0.62
50,000	DENSO CORP *	200,209,651	194,050,000	0.59
50,000	ASAHI GROUP HOLDINGS	112,698,987	184,600,000	0.56
50,000	YASKAWA ELECTRIC CORPORATION *	73,649,301	181,500,000	0.55
50,000	SEVEN & I HOLDINGS CO LTD	193,400,696	179,250,000	0.54
50,000	KONAMI HOLDINGS CORP	153,717,475	174,250,000	0.53
50,000	SUZUKI MOTOR CORP	148,359,037	173,250,000	0.52
50,000	BRIDGESTONE CORP	133,965,185	168,050,000	0.51

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
75,000	CANON INC	333,743,402	165,487,500	0.50
50,000	COMSYS HOLDINGS CORP	78,105,223	153,250,000	0.46
50,000	TAIYO YUDEN CO LTD	78,921,130	148,600,000	0.45
50,000	SUMITOMO REALTY & DEV CO LTD *	134,776,846	145,200,000	0.44
50,000	KYOWA KIRIN CO LTD	55,407,204	133,200,000	0.40
50,000	HITACHI CONST MACH CO LTD *	123,322,969	131,050,000	0.40
50,000	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO LTD	96,123,215	130,200,000	0.39
50,000	TOYOTA TSUSHO CORP *	141,764,271	122,650,000	0.37
50,000	MITSUBISHI CORP	129,238,890	120,200,000	0.36
100,000	SEIKO EPSON CORP *	271,715,549	116,100,000	0.35
50,000	DENTSU GROUP INC	168,269,126	115,650,000	0.35
50,000	AEON CO LTD	108,004,963	115,350,000	0.35
25,000	TOKIO MARINE HOLDINGS INC *	106,814,715	112,450,000	0.34
50,000	ITOCHU CORP	57,685,113	112,250,000	0.34
50,000	SUBARU CORP *	56,847,624	108,950,000	0.33
50,000	YAMATO HOLDINGS CO LTD *	95,269,918	105,700,000	0.32
50,000	KOMATSU LTD *	112,607,987	105,100,000	0.32
50,000	KIRIN HOLDINGS CO LTD	81,590,804	103,750,000	0.31
50,000	JAPAN TOBACCO INC	111,857,396	101,775,000	0.31
25,000	TOTO LTD *	60,366,877	97,750,000	0.30
50,000	AJINOMOTO CO INC	67,507,806	97,450,000	0.29
50,000	SEKISUI HOUSE LTD *	74,833,562	97,125,000	0.29
50,000	MITSUMI FUDOSAN CO LTD	115,251,272	96,575,000	0.29
25,000	NH FOODS LTD	72,995,313	94,250,000	0.29
50,000	MINEBEA MITSUMI *	43,462,678	92,050,000	0.28
5,000	CENTRAL JAPAN RAILWAY CO *	48,098,433	89,075,000	0.27
50,000	MARUI GROUP CO LTD	87,660,048	87,550,000	0.26
25,000	KEISEI ELECTRIC RAILWAY CO LTD *	46,190,755	85,125,000	0.26
50,000	CASIO COMPUTER CO LTD *	84,982,544	83,050,000	0.25
50,000	MITSUBISHI ESTATE CO LTD *	109,785,942	82,825,000	0.25
50,000	NISSHIN SEIFUN GROUP INC	58,312,061	82,550,000	0.25
50,000	MITSUMI & CO LTD *	85,546,674	80,300,000	0.24
10,000	MEIJI HOLDINGS CO LTD	29,731,367	76,100,000	0.23
25,000	NICHIREI CORP	32,414,387	73,225,000	0.22
50,000	YOKOGAWA ELECTRIC CORP *	81,142,802	72,650,000	0.22
25,000	SUMITOMO METAL MINING CO LTD	78,295,003	72,387,500	0.22
50,000	KUBOTA CORP	53,973,687	71,750,000	0.22
50,000	NGK INSULATORS LTD *	96,010,501	70,800,000	0.21
50,000	SUMITOMO DAINIPPON PHARMA CO LTD *	61,479,891	70,350,000	0.21
50,000	YAMAHA MOTOR CO LTD	94,007,110	69,700,000	0.21
50,000	MITSUBISHI ELECTRIC CORP	50,615,029	66,750,000	0.20
25,000	ODAKYU ELECTRIC RAILWAY CO LTD *	40,093,431	63,775,000	0.19
25,000	MITSUBISHI LOGISTICS CORP *	75,498,810	62,525,000	0.19
10,000	KEIO CORP *	38,621,856	62,400,000	0.19

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
50,000	SUMITOMO CORP	74,493,237	62,400,000	0.19
50,000	SUMITOMO ELECTRIC IND LTD *	78,300,744	59,275,000	0.18
50,000	ALPS ALPINE CO LTD	83,604,112	59,200,000	0.18
50,000	CREDIT SAISON CO LTD	192,648,119	57,750,000	0.17
25,000	DAI NIPPON PRINTING CO LTD	84,295,872	55,075,000	0.17
50,000	KURARAY CO LTD	63,568,481	54,500,000	0.16
50,000	TOYO SEIKAN GROUP HOLDINGS LTD	93,972,048	53,450,000	0.16
10,000	CYBERAGENT INC *	58,429,535	53,100,000	0.16
50,000	JGC HOLDINGS COR	97,016,794	52,800,000	0.16
5,000	FUJITSU LTD *	40,312,387	51,900,000	0.16
50,000	NIPPON KAYAKU CO LTD *	47,907,475	51,850,000	0.16
10,000	SCREEN HOLDINGS CO LTD *	46,320,419	51,800,000	0.16
20,000	IDEMITSU KOSAN CO LTD *	76,835,529	50,460,000	0.15
50,000	RAKUTEN INC	62,955,672	49,500,000	0.15
20,000	NIPPON TELG & TEL CORP	30,852,162	49,150,000	0.15
50,000	AMADA CO LTD	31,713,040	48,450,000	0.15
50,000	NIKON CORP *	103,638,612	48,300,000	0.15
50,000	OBAYASHI CORP *	39,981,390	48,100,000	0.15
50,000	TOKAI CARBON CO LTD *	37,990,687	44,900,000	0.14
15,000	MS&AD INSURANCE GROUP HOLDINGS	53,086,440	44,557,500	0.13
50,000	PANASONIC CORP	101,094,624	44,080,000	0.13
50,000	SHIMIZU CORP	37,376,259	43,800,000	0.13
10,000	OKUMA CORP *	56,671,689	43,150,000	0.13
12,500	SOMPO HOLDINGS INC *	38,433,392	41,312,500	0.12
25,000	TOKYU CORP	36,184,770	41,100,000	0.12
5,000	EAST JAPAN RAILWAY CO *	41,685,809	40,450,000	0.12
50,000	JTEKT CORP	92,191,625	40,300,000	0.12
50,000	TAKARA HOLDINGS INC *	37,719,804	40,150,000	0.12
25,000	TOPPAN PRINTING CO LTD *	58,144,424	40,000,000	0.12
50,000	ASAHI KASEI CORPORATION *	39,158,842	38,950,000	0.12
50,000	MATSUI SECURITIES CO LTD *	39,323,946	38,600,000	0.12
50,000	NSK LIMITED *	44,605,040	38,500,000	0.12
50,000	RICOH CO LTD *	89,831,620	37,950,000	0.11
10,000	TOBU RAILWAY CO LTD *	28,153,364	37,850,000	0.11
50,000	JAPAN POST HOLDINGS CO LTD *	64,881,024	37,710,000	0.11
10,000	TAISEI CORP	25,573,747	37,550,000	0.11
25,000	YOKOHAMA RUBBER CO LTD	35,409,467	37,500,000	0.11
50,000	NISSHINBO HOLDINGS INC	58,245,848	37,050,000	0.11
25,000	TOSOH CORP	27,939,515	36,575,000	0.11
50,000	ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS LTD *	56,734,949	34,650,000	0.10
10,000	HITACHI LTD *	37,298,498	32,610,000	0.10
50,000	HINO MOTORS LTD *	38,385,767	32,250,000	0.10
5,000	WEST JAPAN RAILWAY COMPANY *	26,755,660	32,210,000	0.10
25,000	TOKYO TATEMONO CO LTD	20,283,075	32,175,000	0.10

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
10,000	DOWA HOLDINGS CO LTD *	44,579,047	31,750,000	0.10
50,000	SHIZUOKA BANK LTD	55,434,452	31,400,000	0.09
25,000	KAJIMA CORP *	28,295,619	30,150,000	0.09
10,000	AGC INC *	61,211,020	29,490,000	0.09
50,000	OJI HOLDINGS CORPORATION	29,407,979	28,150,000	0.09
10,000	FUJI ELECTRIC CO LTD *	26,039,827	27,740,000	0.08
50,000	TOKYU FUDOSAN HOLDINGS CORP *	48,734,219	26,300,000	0.08
10,000	DENKA CO LTD *	24,182,607	26,130,000	0.08
10,000	SONY FINANCIAL HOLDINGS INC *	14,340,864	25,950,000	0.08
50,000	TORAY INDUSTRIES INC	40,172,097	24,825,000	0.08
5,000	NEC CORP *	27,771,663	24,825,000	0.08
25,000	TAKASHIMAYA CO LTD	66,973,878	24,800,000	0.08
5,000	NIPPON EXPRESS *	30,033,704	24,800,000	0.08
15,000	NIPPON ELECTRIC GLASS CO LTD *	80,348,862	24,765,000	0.07
10,000	TOKYO GAS CO LTD	25,239,255	24,600,000	0.07
50,000	NIPPON SUISAN KAISHA LTD *	24,708,460	24,250,000	0.07
50,000	MARUBENI CORP	32,865,037	24,140,000	0.07
9,999	EBARA CORP *	25,085,080	23,987,601	0.07
10,000	TOKUYAMA CORP *	12,555,738	23,890,000	0.07
10,000	SUMITOMO HEAVY IND *	43,022,436	23,600,000	0.07
50,000	CHIBA BANK LTD *	43,064,174	23,150,000	0.07
25,000	ISUZU MOTORS LTD *	24,106,407	22,267,500	0.07
25,000	J.FRONT RETAILING CO LTD	46,156,062	22,075,000	0.07
15,000	DENA CO LTD	33,048,007	21,690,000	0.07
50,000	NOMURA HOLDINGS INC	80,559,871	21,185,000	0.06
50,000	MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP	59,581,191	21,150,000	0.06
50,000	DAIWA SECURITIES GROUP INC	50,592,649	21,010,000	0.06
10,000	OSAKA GAS CO LTD *	20,269,300	20,800,000	0.06
10,000	SAPPORO HOLDINGS LTD *	31,067,504	20,320,000	0.06
10,000	mitsui chemicals inc *	33,586,668	20,120,000	0.06
50,000	JXTG HOLDINGS	24,074,454	19,950,000	0.06
5,000	TOHO CO LTD *	13,061,343	19,550,000	0.06
50,000	KONICA MINOLTA INC *	62,285,035	19,300,000	0.06
50,000	NISSAN MOTOR CO LTD *	53,507,306	19,050,000	0.06
5,000	SUMITOMO OSAKA CEMENT CO LTD *	16,947,358	18,775,000	0.06
50,000	CITIZEN WATCH CO LTD	44,009,462	17,950,000	0.05
10,000	GS YUASA CORP *	17,372,887	17,080,000	0.05
10,000	TEIJIN LTD *	27,702,890	16,910,000	0.05
50,000	FUJIKURA LTD	39,248,271	16,600,000	0.05
10,000	FUKUOKA FINANCIAL GROUP INC *	29,108,487	16,340,000	0.05
50,000	SUMITOMO CHEMICAL CO LTD *	36,089,205	16,050,000	0.05
50,000	CONCORDIA FINANCIAL GROUP LTD *	26,499,562	15,750,000	0.05
5,000	NTT DOCOMO	9,675,407	15,275,000	0.05
25,000	MITSUBISHI CHEMICAL HOLDINGS	18,278,212	15,050,000	0.05

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
20,000	INPEX CORP	46,439,415	14,824,000	0.04
5,000	SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS INC	51,317,600	14,737,500	0.04
5,000	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	44,754,587	14,502,500	0.04
10,000	JAPAN STEEL WORKS LTD *	42,779,897	13,810,000	0.04
5,000	DIC CORP *	16,134,423	13,405,000	0.04
5,000	MITSUBISHI HEAVY IND LTD *	24,257,766	13,022,500	0.04
10,000	HASEKO CORP *	13,515,489	12,520,000	0.04
5,000	FURUKAWA ELECTRIC CO LTD	28,876,814	11,975,000	0.04
5,000	MITSUBISHI MATERIALS CORP	22,803,597	11,845,000	0.04
5,000	ANA HOLDINGS CO LTD	20,296,791	11,755,000	0.04
5,000	SHOWA DENKO KK *	18,869,187	11,490,000	0.03
5,000	TAIHEIYO CEMENT CORP *	18,834,636	11,320,000	0.03
5,000	MARUHA NICHIRO CORP *	10,075,437	11,230,000	0.03
5,000	MITSUMI MINING & SMELTING CO LTD	26,157,487	10,665,000	0.03
50,000	NTN CORP	36,051,187	10,450,000	0.03
5,000	AOZORA BANK LTD *	10,796,960	9,290,000	0.03
5,000	MITSUMI O.S.K. LINES LTD *	43,160,662	9,120,000	0.03
5,000	UBE INDUSTRIES LTD	15,140,712	8,870,000	0.03
20,000	Z HOLDINGS CORP *	11,240,216	8,860,000	0.03
10,000	T&D HOLDINGS INC *	30,359,629	8,610,000	0.03
50,000	NIPPON LIGHT METAL HLDG CO LTD	5,444,922	8,600,000	0.03
5,000	SUMCO CORP *	17,222,718	8,230,000	0.02
5,000	KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD *	16,522,075	8,060,000	0.02
5,000	PACIFIC METAL CO LTD *	31,380,613	8,040,000	0.02
5,000	NIPPON PAPER INDUSTRIES CO LTD *	7,726,887	7,750,000	0.02
5,000	TOYOBO COMPANY LIMITED *	12,966,372	7,385,000	0.02
5,000	NIPPON YUSEN KK *	33,334,687	7,360,000	0.02
5,000	CHUBU ELEC POWER CO INC	12,767,073	7,222,500	0.02
5,000	TOHO ZINC CO LTD	30,707,873	6,910,000	0.02
5,000	IHI CORPORATION *	14,463,238	6,740,000	0.02
5,000	SHINSEI BANK LTD *	24,391,437	6,640,000	0.02
5,000	DAI-ICHI LIFE HOLDINGS INC *	6,749,666	6,355,000	0.02
10,000	MAZDA MOTOR CORP *	23,584,562	6,290,000	0.02
50,000	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC	30,942,531	6,145,000	0.02
5,000	KAWASAKI KISEN KAISHA LTD	34,144,479	5,535,000	0.02
5,000	OKI ELECTRIC INDUSTRY CO LTD *	13,558,064	5,325,000	0.02
5,000	KANSAI ELECTRIC POWER CO INC *	11,587,720	5,122,500	0.02
5,000	NIPPON STEEL COR	20,736,834	4,662,500	0.01
10,000	HITACHI ZOSEN CORPORATION *	7,564,287	3,680,000	0.01
5,000	JFE HOLDINGS INC	19,176,362	3,670,000	0.01
5,000	MITSUMI E AND S HOLDINGS *	14,958,013	2,635,000	0.01
5,000	SKY PERFECT JSAT HOLDINGS INC *	2,783,484	2,120,000	0.01
5,000	KOBE STEEL LTD	14,614,962	1,925,000	0.01
5,000	NIPPON SHEET GLASS CO LTD *	20,929,068	1,915,000	0.01

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Investments (continued)

as at May 20, 2020

(expressed in JAPANESE YEN)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
JAPAN (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE	(CONTINUED)			
5,000	TOKYO ELEC POWER CO HLDGS INC *	11,986,370	1,765,000	0.01
5,000	RESONA HOLDINGS INC	13,218,997	1,756,000	0.01
5,000	UNITIKA LTD *	7,475,686	1,685,000	0.01
5,000	MITSUBISHI MOTORS CORP *	9,292,090	1,470,000	0.00
5,000	SOJITZ CORPORATION	2,363,362	1,195,000	0.00
		<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
	Total JAPAN	<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
	Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>
Total Investments		<u>21,620,482,968</u>	<u>28,586,070,101</u>	<u>86.47</u>

* The securities are partially lent.

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Economic and Geographical Division of Investments

as at May 20, 2020

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
JAPAN	
Information Technology	24.67
Consumer Discretionary	15.73
Industrials	13.95
Health Care	13.07
Materials	6.05
Financials	4.81
Consumer Staples	4.69
Telecommunication Services	3.09
Energy	0.23
Utilities	0.18
	86.47
Total Investments	86.47

(2) 【2019年5月20日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド

純資産計算書

2019年5月20日現在

(日本円で表示)

注記

資産

投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 24,945,255,957円)	2	35,972,108,813
銀行預金		5,708,470,014
先渡為替契約未実現利益	12	59,812,645
デリバティブに係る未収証拠金		1,120,167,959
未収収益		281,720,103
受益証券発行未収金		1,750,932
その他の未収金		649,510

資産合計

43,144,679,976

負債

先物契約未実現損失	13	40,773,300
先渡為替契約未実現損失	12	436,292,768
現金および現金等価物に係る未払利息純額		641,695
受益証券買戻未払金		128,049,250
未払費用	9	129,203,691

負債合計

734,960,704

純資産

42,409,719,272

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当たり純資産価格	発行済受益証券数 (口数)	純資産
Aコース証券 (米ドル建て)	9.32	12,560,755	117,082,071
Bコース証券 (米ドル建て)	13.42	5,071,352	68,081,135
Cコース証券 (豪ドル建て)	9.19	10,959,549	100,693,970
Dコース証券 (豪ドル建て)	14.68	2,945,987	43,253,441
Eコース証券 (ユーロ建て)	8.04	601,934	4,838,620
Fコース証券 (ユーロ建て)	11.44	375,974	4,299,832
Gコース証券 (英ポンド建て)	8.29	98,914	820,274
Hコース証券 (英ポンド建て)	12.42	85,491	1,061,675
Iコース証券 (NZドル建て)	8.85	12,721,520	112,558,467
Jコース証券 (NZドル建て)	15.11	1,143,215	17,276,979
Kコース証券 (カナダドル建て)	8.38	236,822	1,983,506
Lコース証券 (カナダドル建て)	12.15	119,130	1,447,848

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2019年5月20日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

証券貸付取引収益		12,987,960
受領配当金（源泉税控除後）		780,464,087
収益合計		793,452,047

費用

投資運用報酬	4	191,081,977
代行協会員報酬および販売会社報酬	5、8	238,675,454
管理事務代行報酬	7	23,872,827
保管報酬	6	34,155,167
銀行預金に係る支払利息		7,758,955
コルレス銀行報酬		7,002,851
管理報酬	3	14,331,710
法務報酬		632,277
海外登録費用		9,755,800
現金支出費		9,541,966
専門家報酬		5,378,637
印刷費および公告費		121,069
年次税	11	22,650,613
その他の費用		1,918,203

費用合計		566,877,506
------	--	-------------

純投資収益		226,574,541
-------	--	-------------

投資有価証券に係る実現純利益	15	3,669,340,349
先物契約に係る実現純利益		126,182,000
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(117,663,892)

当期実現純利益		3,677,858,457
---------	--	---------------

投資有価証券に係る未実現純損益の変動	15	(7,111,026,611)
先物契約に係る未実現純損益の変動		(417,073,300)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(830,819,916)

当期末実現純損失		(8,358,919,827)
----------	--	-----------------

運用の結果による純資産の純減少		(4,454,486,829)
-----------------	--	-----------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

2019年5月20日現在

- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/または(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格に基づき評価される。
- (d) 現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価される。
- 異常な事態により、上述の評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は当該通貨で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資証券取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、投資証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資証券による実現および未実現損益に計上される。

2019年5月20日現在の為替レート：

1 円	=	0.01311	豪ドル
1 円	=	0.01219	カナダドル
1 円	=	0.00814	ユーロ
1 円	=	0.00713	英ポンド
1 円	=	0.01388	NZドル
1 円	=	0.00907	米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は純資産計算書上で資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。ファンドは契約終結時に、開始時の契約価額と終結時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の管理報酬を日本円でファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用・顧問業務について、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.40%の投資運用報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.30%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注6 - 保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.07%の保管報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.05%の管理事務代行報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、ファンドまたは各コース証券が適切に負担する。

注8 - 販売会社報酬

各販売会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額（ただし、日本における当該販売会社が販売し、当該四半期中に買戻されていない受益証券に帰属するもの）の平均額の年率0.20%の報酬を日本円でファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注9 - 未払費用

	(日本円)
投資運用報酬	44,684,169
代行協会員報酬および販売会社報酬	55,813,732
管理事務代行報酬	5,582,610
保管報酬	7,820,750
管理報酬	3,351,444
海外登録費用	1,815,208
現金支出費	2,231,360
専門家報酬	4,892,481
年次税	3,011,937
未払費用	<u>129,203,691</u>

注10 - 分配

Aコース証券、Cコース証券、Eコース証券、Gコース証券、Iコース証券、Kコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎月または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、安定的な月次分配を行う予定である。毎月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。管理会社は、1月および7月に、当該各コース証券の純資産額を勘案して追加的に分配を行う場合がある。

Bコース証券、Dコース証券、Fコース証券、Hコース証券、Jコース証券、Lコース証券

当該コース証券に関して、管理会社は、純投資収益および実現・未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から毎年または随時分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して年次分配を行う予定である。7月10日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配が行われる。

分配の結果、ファンドの純資産総額が、ルクセンブルグ法によって要求される、投資信託の純資産の最低額の日本円相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2019年5月20日に終了した年度に、ファンドは総額921,163,237円を分配した。

注11 - 税金

ファンドは、ルクセンブルグの法律に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期末毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注12 - 先渡為替契約

2019年5月20日現在、ファンドは、注1に記述のとおり各コース証券に属する資産の為替取引を行うために利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
米ドル	92,247,133	日本円	10,089,635,109	2019年6月20日	51,002,926
豪ドル	71,515,818	日本円	5,438,105,980	2019年6月20日	5,949,878
カナダドル	1,718,457	日本円	139,656,117	2019年6月20日	1,086,079
日本円	281,868,701	豪ドル	3,692,229	2019年6月11日	658,693
日本円	6,863,542	英ポンド	48,180	2019年6月11日	105,254
日本円	240,912,691	NZドル	3,346,390	2019年6月11日	90,956
日本円	29,439,651	ユーロ	239,072	2019年6月11日	46,423
日本円	7,108,584	カナダドル	87,252	2019年6月11日	(41,167)
カナダドル	1,804,984	日本円	149,300,262	2019年6月11日	(1,393,284)
英ポンド	925,586	日本円	131,201,190	2019年6月20日	(1,401,859)
ユーロ	4,476,755	日本円	551,881,608	2019年6月20日	(1,446,358)
日本円	502,840,458	米ドル	4,596,230	2019年6月11日	(2,798,149)
英ポンド	990,621	日本円	142,919,800	2019年6月11日	(3,964,495)
NZドル	64,367,407	日本円	4,633,796,702	2019年6月20日	(4,089,033)
ユーロ	4,864,792	日本円	607,362,249	2019年6月11日	(9,250,125)
NZドル	68,258,984	日本円	5,019,707,888	2019年6月11日	(107,475,986)
米ドル	97,419,261	日本円	10,863,577,427	2019年6月11日	(146,330,421)
豪ドル	75,529,325	日本円	5,909,854,271	2019年6月11日	(157,340,774)
日本円	17,816,798	豪ドル	227,740	2019年6月11日	471,516
日本円	11,240,388	米ドル	100,796	2019年6月11日	151,617
日本円	10,250,820	米ドル	91,922	2019年6月11日	138,269
日本円	9,002,928	NZドル	124,168	2019年6月11日	67,225
日本円	481,290	豪ドル	6,152	2019年6月11日	12,737
日本円	759,834	米ドル	6,825	2019年6月11日	9,005
日本円	1,128,194	NZドル	15,560	2019年6月11日	8,424
日本円	140,941	英ポンド	989	2019年6月11日	2,194
日本円	2,122,610	NZドル	29,480	2019年6月11日	1,093
日本円	746,046	ユーロ	6,061	2019年6月11日	846
日本円	243,059	豪ドル	3,199	2019年6月11日	(585)
日本円	1,365,656	米ドル	12,429	2019年6月11日	(1,678)
日本円	301,975	米ドル	2,763	2019年6月11日	(1,987)
日本円	627,377	NZドル	8,750	2019年6月11日	(2,313)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （日本円）
日本円	622,336	米ドル	5,682	2019年6月11日	(2,750)
日本円	3,066,125	米ドル	27,900	2019年6月11日	(3,198)
日本円	735,595	米ドル	6,725	2019年6月11日	(4,233)
日本円	1,239,540	NZドル	17,284	2019年6月11日	(4,332)
日本円	1,014,178	米ドル	9,270	2019年6月11日	(5,629)
日本円	1,012,210	米ドル	9,270	2019年6月20日	(6,832)
日本円	4,114,239	ユーロ	33,523	2019年6月11日	(7,390)
日本円	8,387,665	米ドル	76,323	2019年6月11日	(8,749)
日本円	1,567,248	米ドル	14,339	2019年6月11日	(10,315)
日本円	1,798,600	米ドル	16,443	2019年6月11日	(10,351)
日本円	4,341,452	NZドル	60,507	2019年6月11日	(12,911)
日本円	9,291,618	豪ドル	122,236	2019年6月20日	(13,458)
日本円	7,878,752	NZドル	109,668	2019年6月11日	(13,507)
日本円	4,577,872	NZドル	63,802	2019年6月11日	(13,615)
日本円	2,459,224	カナダドル	30,225	2019年6月20日	(16,213)
日本円	2,647,446	豪ドル	35,040	2019年6月20日	(19,932)
日本円	2,275,061	豪ドル	30,145	2019年6月11日	(20,908)
日本円	3,941,693	米ドル	36,036	2019年6月11日	(22,684)
日本円	9,583,694	米ドル	87,582	2019年6月20日	(44,110)
日本円	8,180,946	豪ドル	108,052	2019年6月11日	(48,581)
日本円	15,839,762	米ドル	144,754	2019年6月20日	(72,905)
日本円	13,119,418	米ドル	120,150	2019年6月20日	(88,555)
日本円	25,729,180	米ドル	235,222	2019年6月11日	(148,070)
日本円	23,349,967	米ドル	213,647	2019年6月11日	(153,677)
豪ドル	15,961	日本円	1,208,269	2019年6月20日	6,743
米ドル	1,345	日本円	147,119	2019年6月11日	847
米ドル	1,335	日本円	145,999	2019年6月20日	756
米ドル	936	日本円	102,382	2019年6月11日	589
豪ドル	3,650	日本円	277,277	2019年6月20日	575
NZドル	1,503	日本円	108,200	2019年6月20日	(95)
豪ドル	10,297	日本円	785,801	2019年6月11日	(1,554)
					(376,480,123)

注13 - 先物契約

2019年5月20日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 （日本円）	未実現（損失） （日本円）
ロング・ポジション					
日本円	310	先物 日経225大阪取引所	2019年6月	6,606,100,000	(40,773,300)
				6,606,100,000	(40,773,300)
					(40,773,300)

注14 - 証券貸付

管理会社は、2006年6月19日付の契約によってノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を証券貸付代行会社として任命した。証券貸付収入は、当該契約に従って確定され、後払いで日次ベースにより計上される。2019年5月20日現在、ファンドは、時価9,370,573,608円の証券を貸付けていた。現金担保は、証券貸付の時価の105%に相当する額で、証券貸付代行会社が受領し保有している。

注15 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2019年5月20日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(日本円)
投資有価証券に係る実現利益	4,609,353,932
投資有価証券に係る実現損失	(940,013,583)
投資有価証券に係る実現純利益	<u>3,669,340,349</u>

	(日本円)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	1,038,888,666
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(8,149,915,277)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>(7,111,026,611)</u>

注16 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

2019年5月20日に終了した年度中にファンドが支払った取引費用は、208円であった。取引費用は、投資有価証券の取得価額に含まれている。

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Net Assets

as at May 20, 2019

(expressed in JAPANESE YEN)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: JPY 24,945,255,957)	2	35,972,108,813
Cash at banks		5,708,470,014
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	12	59,812,645
Margin receivable on derivatives		1,120,167,959
Accrued income		281,720,103
Receivable for subscriptions		1,750,932
Other receivable		649,510
Total Assets		<u>43,144,679,976</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	13	40,773,300
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	436,292,768
Net interest payable on cash and cash equivalents		641,695
Payable for repurchases		128,049,250
Accrued expenses	9	<u>129,203,691</u>
Total Liabilities		<u>734,960,704</u>
NET ASSETS		<u><u>42,409,719,272</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class A units (in USD)	9.32	12,560,755	117,082,071
Class B units (in USD)	13.42	5,071,352	68,081,135
Class C units (in AUD)	9.19	10,959,549	100,693,970
Class D units (in AUD)	14.68	2,945,987	43,253,441
Class E units (in EUR)	8.04	601,934	4,838,620
Class F units (in EUR)	11.44	375,974	4,299,832
Class G units (in GBP)	8.29	98,914	820,274
Class H units (in GBP)	12.42	85,491	1,061,675
Class I units (in NZD)	8.85	12,721,520	112,558,467
Class J units (in NZD)	15.11	1,143,215	17,276,979
Class K units (in CAD)	8.38	236,822	1,983,506
Class L units (in CAD)	12.15	119,130	1,447,848

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Statement of Operations
for the year ended May 20, 2019
(expressed in JAPANESE YEN)

Notes

INCOME		
Income from securities lending transactions		12,987,960
Dividends received (net of withholding tax)		780,464,087
Total Income		793,452,047
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	191,081,977
Agent Company and Distributor fees	5, 8	238,675,454
Administrator fees	7	23,872,827
Depository fees	6	34,155,167
Interest paid on bank accounts		7,758,955
Correspondent bank fees		7,002,851
Management Company fees	3	14,331,710
Legal fees		632,277
Overseas registration fees		9,755,800
Out-of-pocket expenses		9,541,966
Professional fees		5,378,637
Printing and publication fees		121,069
Subscription tax	11	22,650,613
Other expenses		1,918,203
Total Expenses		566,877,506
NET INVESTMENT INCOME		226,574,541
Net realised profit on investments	15	3,669,340,349
Net realised profit on future contracts		126,182,000
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(117,663,892)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		3,677,858,457
Change in net unrealised result on investments	15	(7,111,026,611)
Change in net unrealised result on future contracts		(417,073,300)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(830,819,916)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(8,358,919,827)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(4,454,486,829)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019

Note 1 - Organisation

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (hereinafter referred to as the “ Fund ”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “ Unitholders ”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “ Management Company ”), a *société anonyme* incorporated under the laws of Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “ 2013 Law ”).

The Management Company on behalf of the Fund issues twelve classes of Units (each a “ Class of Units ”), namely:

Class A Units denominated in USD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class A Units ”);
Class B Units denominated in USD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class B Units ”);
Class C Units denominated in AUD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class C Units ”);
Class D Units denominated in AUD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class D Units ”);
Class E Units denominated in EUR (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class E Units ”);
Class F Units denominated in EUR (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class F Units ”);
Class G Units denominated in GBP (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class G Units ”);
Class H Units denominated in GBP (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class H Units ”);
Class I Units denominated in NZD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class I Units ”);
Class J Units denominated in NZD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class J Units ”);
Class K Units denominated in CAD (with monthly distributions) (hereinafter referred to as “ Class K Units ”);
and Class L Units denominated in CAD (with annual distributions) (hereinafter referred to as “ Class L Units ”),

All Units of all Classes of Units are together known as the “ Units ” .

The portion of the assets attributable to each Class of Units is hedged to the extent possible to the reference currency of each Class of Units.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

The ownership of Units affords Unitholders the opportunity to have their investment spread over the entire range of securities held by the Fund. All Units of the same Class of Units have equal rights as to distributions, repurchase, and proceeds in a liquidation.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as may be amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 20, 2011. The duration of the Fund has however been extended for the first time for a period of five years to expire on May 20, 2016 and re-extended for a further period of five years to expire on May 20, 2021.

The investment objective of the Fund is to pursue the performance of Japanese equity market trend in 6 different currencies, United States dollar, Australian dollar, Euro, United Kingdom sterling pound, New Zealand dollar and Canadian dollar.

Under normal market conditions, the Fund invests at least 90% of its total net assets in diversified Japanese equity securities and, to a limited extent, in Japanese equity index futures. The Fund uses passive investment management measures in line with the Nikkei stock price average of 225 stocks ("Nikkei 225").

The total net assets of the 12 Classes of Units are managed in one pool (the "Common Portfolio") and the pool is divided into 12 parts attributable to each Class of Units. Additionally, for each Class of Units, forward foreign currency contracts are entered into, in order to protect the assets attributable to the relevant Class of Units against the currency fluctuation between the relevant currency of denomination of the relevant Class of Units and Japanese Yen.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available closing price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or market, which constitutes the main market for such securities is used;
- (b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- (c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with accrued interest.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in JAPANESE YEN (" JPY ") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 20, 2019:

1 JPY	=	0.01311	AUD
1 JPY	=	0.01219	CAD
1 JPY	=	0.00814	EUR
1 JPY	=	0.00713	GBP
1 JPY	=	0.01388	NZD
1 JPY	=	0.00907	USD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 3 - Management Company fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.03% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fees

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.40% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.30% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a Depositary fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.07% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive an administrator fee payable out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily total net assets of the Fund payable in JPY. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, will be borne by the Fund or each Class of Units as appropriate.

Note 8 - Distributor fees

Each of the Distributor is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.20% of the average daily total net assets of the Fund in JPY during the relevant quarter attributable to the Units sold by the relevant Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 9 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Manager fees	44,684,169
Agent Company and Distributor fees	55,813,732
Administrator fees	5,582,610
Depository fees	7,820,750
Management Company fees	3,351,444
Overseas registration fees	1,815,208
Out-of-pocket expenses	2,231,360
Professional fees	4,892,481
Subscription tax	3,011,937
Accrued expenses	<u>129,203,691</u>

Note 10 - Distributions

Class A, C, E, G, I and K Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare monthly or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make stable monthly distributions to Unitholders, as of the 10th day of each month. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day. The Management Company considers to distribute in January and July, additional amounts, considering the current Net Asset Value of each of these Classes of Units.

Class B, D, F, H, J and L Units

For these Classes of Units, the Management Company may declare annual or other interim distributions out of the net investment income, and net realised and unrealised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distributions, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make annual distributions to Unitholders, as of 10th July each year. If such day is not a Valuation Day, distribution is made to Unitholders as of the immediately preceding Valuation Day.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in JPY of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and revert to the Fund.

For the year ended May 20, 2019, the Fund distributed a total amount of JPY 921,163,237.

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 11 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 12 - Forward foreign exchange contracts

As at May 20, 2019, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to each Class of Units to their respective reference currency as described in note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	92,247,133	JPY	10,089,635,109	June 20, 2019	51,002,926
AUD	71,515,818	JPY	5,438,105,980	June 20, 2019	5,949,878
CAD	1,718,457	JPY	139,656,117	June 20, 2019	1,086,079
JPY	281,868,701	AUD	3,692,229	June 11, 2019	658,693
JPY	6,863,542	GBP	48,180	June 11, 2019	105,254
JPY	240,912,691	NZD	3,346,390	June 11, 2019	90,956
JPY	29,439,651	EUR	239,072	June 11, 2019	46,423
JPY	7,108,584	CAD	87,252	June 11, 2019	(41,167)
CAD	1,804,984	JPY	149,300,262	June 11, 2019	(1,393,284)
GBP	925,586	JPY	131,201,190	June 20, 2019	(1,401,859)
EUR	4,476,755	JPY	551,881,608	June 20, 2019	(1,446,358)
JPY	502,840,458	USD	4,596,230	June 11, 2019	(2,798,149)
GBP	990,621	JPY	142,919,800	June 11, 2019	(3,964,495)
NZD	64,367,407	JPY	4,633,796,702	June 20, 2019	(4,089,033)
EUR	4,864,792	JPY	607,362,249	June 11, 2019	(9,250,125)
NZD	68,258,984	JPY	5,019,707,888	June 11, 2019	(107,475,986)
USD	97,419,261	JPY	10,863,577,427	June 11, 2019	(146,330,421)
AUD	75,529,325	JPY	5,909,854,271	June 11, 2019	(157,340,774)
JPY	17,816,798	AUD	227,740	June 11, 2019	471,516
JPY	11,240,388	USD	100,796	June 11, 2019	151,617
JPY	10,250,820	USD	91,922	June 11, 2019	138,269
JPY	9,002,928	NZD	124,168	June 11, 2019	67,225
JPY	481,290	AUD	6,152	June 11, 2019	12,737
JPY	759,834	USD	6,825	June 11, 2019	9,005
JPY	1,128,194	NZD	15,560	June 11, 2019	8,424
JPY	140,941	GBP	989	June 11, 2019	2,194
JPY	2,122,610	NZD	29,480	June 11, 2019	1,093

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 12 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
JPY	746,046	EUR	6,061	June 11, 2019	846
JPY	243,059	AUD	3,199	June 11, 2019	(585)
JPY	1,365,656	USD	12,429	June 11, 2019	(1,678)
JPY	301,975	USD	2,763	June 11, 2019	(1,987)
JPY	627,377	NZD	8,750	June 11, 2019	(2,313)
JPY	622,336	USD	5,682	June 11, 2019	(2,750)
JPY	3,066,125	USD	27,900	June 11, 2019	(3,198)
JPY	735,595	USD	6,725	June 11, 2019	(4,233)
JPY	1,239,540	NZD	17,284	June 11, 2019	(4,332)
JPY	1,014,178	USD	9,270	June 11, 2019	(5,629)
JPY	1,012,210	USD	9,270	June 20, 2019	(6,832)
JPY	4,114,239	EUR	33,523	June 11, 2019	(7,390)
JPY	8,387,665	USD	76,323	June 11, 2019	(8,749)
JPY	1,567,248	USD	14,339	June 11, 2019	(10,315)
JPY	1,798,600	USD	16,443	June 11, 2019	(10,351)
JPY	4,341,452	NZD	60,507	June 11, 2019	(12,911)
JPY	9,291,618	AUD	122,236	June 20, 2019	(13,458)
JPY	7,878,752	NZD	109,668	June 11, 2019	(13,507)
JPY	4,577,872	NZD	63,802	June 11, 2019	(13,615)
JPY	2,459,224	CAD	30,225	June 20, 2019	(16,213)
JPY	2,647,446	AUD	35,040	June 20, 2019	(19,932)
JPY	2,275,061	AUD	30,145	June 11, 2019	(20,908)
JPY	3,941,693	USD	36,036	June 11, 2019	(22,684)
JPY	9,583,694	USD	87,582	June 20, 2019	(44,110)
JPY	8,180,946	AUD	108,052	June 11, 2019	(48,581)
JPY	15,839,762	USD	144,754	June 20, 2019	(72,905)
JPY	13,119,418	USD	120,150	June 20, 2019	(88,555)
JPY	25,729,180	USD	235,222	June 11, 2019	(148,070)
JPY	23,349,967	USD	213,647	June 11, 2019	(153,677)
AUD	15,961	JPY	1,208,269	June 20, 2019	6,743
USD	1,345	JPY	147,119	June 11, 2019	847
USD	1,335	JPY	145,999	June 20, 2019	756
USD	936	JPY	102,382	June 11, 2019	589
AUD	3,650	JPY	277,277	June 20, 2019	575
NZD	1,503	JPY	108,200	June 20, 2019	(95)
AUD	10,297	JPY	785,801	June 11, 2019	(1,554)
					(376,480,123)

Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Notes to the Financial Statements as at May 20, 2019 (continued)

Note 13 - Future contracts

As at May 20, 2019, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised (Loss) in JPY
<i>Long Positions</i>					
JPY	310	FUT NIKKEI 225 OSE	June 2019	6,606,100,000	(40,773,300)
				<u>6,606,100,000</u>	<u>(40,773,300)</u>
					<u>(40,773,300)</u>

Note 14 - Securities lending

The Management Company has appointed Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as Securities Lending Agent by an agreement dated June 19, 2006. Security lending income is fixed under such agreement and is recorded on a daily basis in arrears. As at May 20, 2019, the Fund had lent securities with a market value of JPY 9,370,573,608. Cash collateral is received and held by the Securities Lending Agent for an amount equivalent to 105% of the market value of the securities lent.

Note 15 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 20, 2019, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>JPY</i>
Realised profit on investments	4,609,353,932
Realised loss on investments	(940,013,583)
Net realised profit on investments	<u>3,669,340,349</u>
	<i>JPY</i>
Change in unrealised profit on investments	1,038,888,666
Change in unrealised loss on investments	(8,149,915,277)
Change in net unrealised result on investments	<u>(7,111,026,611)</u>

Note 16 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended May 20, 2019 amounted to JPY 208. Transaction costs are included in the cost of investments.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年9月末日現在)

	資産総額	35,199,003,029円	
	負債総額	199,532,263円	
	純資産総額（ - ）	34,999,470,766円	
	発行済口数	Aコース証券：10,050,087口 Bコース証券：3,601,622口 Cコース証券：9,175,934口 Dコース証券：2,325,484口 Eコース証券：473,318口 Fコース証券：318,429口 Gコース証券：67,759口 Hコース証券：104,187口 Iコース証券：10,669,960口 Jコース証券：946,212口 Kコース証券：210,714口 Lコース証券：104,450口	
	1口当りの純資産価格	Aコース証券：9.84米ドル Bコース証券：14.69米ドル Cコース証券：9.64豪ドル Dコース証券：15.61豪ドル Eコース証券：8.60ユーロ Fコース証券：12.26ユーロ Gコース証券：8.87英ポンド Hコース証券：13.30英ポンド Iコース証券：9.48NZドル Jコース証券：16.22NZドル Kコース証券：8.90カナダドル Lコース証券：13.10カナダドル	1,041円 1,554円 728円 1,178円 1,068円 1,522円 1,207円 1,810円 662円 1,132円 703円 1,035円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,656万円）で、2020年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約310万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資運用会社は管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンに公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社は、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンドの管理業務および運用業務（受益証券の発行および買戻しを含みます。）に従事します。管理会社は、ファンドの投資運用業務を投資運用会社である野村アセットマネジメントに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、受益証券の純資産価額の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

[次へ](#)

管理会社は、2020年8月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.1兆円です。

（2020年8月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	M M F	2	4,633,419,074.47米ドル
		2	2,701,428,628.36豪ドル
		1	100,460,572.70カナダドル
		2	526,491,960.79N Z ドル
		1	49,873,327.83英ポンド
ルクセンブルグ	その他	14	911,601,072.39米ドル
		6	143,680,564.60ユーロ
		15	116,043,489,619円
		8	412,677,536.25豪ドル
		3	4,356,398.15カナダドル
		4	135,654,494.69N Z ドル
		2	1,953,085.67英ポンド
		1	43,178,163.65メキシコ・ペソ
		1	240,634,927.51トルコ・リラ
ケイマン	その他	7	433,625,144.69米ドル
		2	105,794,716.24ユーロ
		3	383,232,676.91豪ドル
		3	112,805,736.51N Z ドル
合計		77	

（注）外貨の円貨換算は、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.36円、1豪ドル＝77.50円、1ユーロ＝125.47円、1英ポンド＝140.63円、1NZドル＝70.97円、1カナダドル＝80.45円、1メキシコ・ペソ＝4.84円、1トルコ・リラ＝14.33円）によります。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2020年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.17円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2020年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2020年３月31日		2019年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来	3、10	354,695	44,042	409,832	50,889
銀行預金および手許現金	10	9,943,527	1,234,688	9,345,239	1,160,398
		10,298,222	1,278,730	9,755,071	1,211,287
前払金		26,250	3,259	26,250	3,259
		26,250	3,259	26,250	3,259
資産合計		10,324,472	1,281,990	9,781,321	1,214,547
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	46,564	375,000	46,564
準備金		1,267,500	157,385	1,132,500	140,623
1. 法定準備金	5	37,500	4,656	37,500	4,656
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
b) その他の配当不能準備金	5	1,230,000	152,729	1,095,000	135,966
繰越（損）益	5	7,392,229	917,893	7,160,310	889,096
当期（損）益		345,544	42,906	366,919	45,560
		9,380,273	1,164,748	9,034,729	1,121,842
引当金					
納税引当金	6	639,870	79,453	514,096	63,835
		639,870	79,453	514,096	63,835
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	7	275,777	34,243	188,096	23,356
その他の債務					
a) 税務当局		9,552	1,186	9,874	1,226
b) 社会保障当局		19,000	2,359	34,526	4,287
		304,329	37,789	232,496	28,869
資本金、準備金および負債合計		10,324,472	1,281,990	9,781,321	1,214,547

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2020年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2020年		2019年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から5. 総利益（損失）	8、10	1,348,420	167,433	1,426,701	177,153
6. 人件費		(816,731)	(101,413)	(866,522)	(107,596)
a) 賃金および給与	9	(754,388)	(93,672)	(793,000)	(98,467)
b) 社会保障費	9	(62,343)	(7,741)	(73,522)	(9,129)
) 年金に関するもの		(20,522)	(2,548)	(45,536)	(5,654)
) その他の社会保障費		(41,821)	(5,193)	(27,986)	(3,475)
8. その他の営業費用		(35,000)	(4,346)	(35,000)	(4,346)
11. その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		-	-	42,827	5,318
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(20,187)	(2,507)	(13,934)	(1,730)
b) その他の利息および類似の費用		(4,516)	(561)	(41,214)	(5,118)
15. 損益に係る税金	6	(126,442)	(15,700)	(145,939)	(18,121)
16. 税引後利益（損失）		345,544	42,906	366,919	45,560
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		-	-	-	-
18. 当期利益		<u>345,544</u>	<u>42,906</u>	<u>366,919</u>	<u>45,560</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2020年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（" Société Anonyme "）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づく認可を2017年11月16日付でC S S F から得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総利益（損失）

総利益（損失）には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 売掛金

2020年3月31日現在、売掛金は、管理報酬193,030ユーロ（2019年3月31日：325,957ユーロ）、リスク管理サービス報酬42,500ユーロ（2019年3月31日：43,125ユーロ）、報告手数料33,525ユーロ（2019年3月31日：なし）、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「GFTC」）へのファンド業務報酬85,140ユーロ（2019年3月31日：40,250ユーロ）およびその他の未収金500ユーロ（2019年3月31日：500ユーロ）で構成されている。

注 4 - 払込済資本金

2020年3月31日および2019年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注 5 - 準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の(損)益	-	-	366,919
富裕税準備金の取毀し純額	-	(115,000)	115,000
富裕税準備金	-	250,000	(250,000)
2020年3月31日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額（控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額）のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2020年3月31日現在、制限的準備金は1,230,000ユーロであり、これは2014年から2020年までの年度の富裕税の5倍に相当する。（2019年3月31日：1,095,000ユーロ）

2019年6月11日に開催された年次総会により、2013年の富裕税準備金（115,000ユーロ）が全額取り毀され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが設定された。

注 6 - 税金

法人税率は18.19%（雇用基金への拠出金の7%を含む）に、エスペランジュの地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

注 7 - 買掛金

2020年3月31日および2019年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、プロジェクト費用、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注8 - 総利益（損失）

2020年3月31日および2019年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2020年 (ユーロ)	2019年 (ユーロ)
サービス報酬	1,765,042	1,658,170
コンサルタント料	(165,899)	-
その他の外部費用	(250,723)	(231,469)
	<u>1,348,420</u>	<u>1,426,701</u>

2020年3月31日および2019年3月31日現在、サービス報酬には、管理報酬、リスク管理報酬およびその他の報酬が含まれている。

2020年3月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2019年3月31日現在：97,175ユーロ）、海外規制費用18,019ユーロ（2019年3月31日現在：14,531ユーロ）、内部および外部の監査報酬55,058ユーロ（2019年3月31日現在：54,004ユーロ）、法務報酬13,110ユーロ（2019年3月31日現在：3,941ユーロ）およびその他の費用67,361ユーロ（2019年3月31日現在：61,818ユーロ）で構成されている。

注9 - スタッフ

2020年3月31日に終了した年度に、当社は7名（2019年3月31日に終了した年度：7名）の従業員を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2020年3月31日および2019年3月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日にノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2020年3月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額92,500ユーロ（付加価値税抜き）（2019年3月31日に終了した年度：92,500ユーロ）を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

同じ勘定科目のもとおよびG F T Cと合意した2015年1月12日付のリスク管理サービス契約（改正済）に基づいて、当社はファンド業務を454,993ユーロ（2019年3月31日：108,625ユーロ）で提供した。

注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2020年3月31日現在、約8,748百万ユーロ（2019年3月31日現在：9,054百万ユーロ）である。

注12 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

COVID-19の出現により管理している顧客の運用資産が減価したが、影響が永続的であるかどうか、または資産価値が回復するかどうか、またその水準についてはまだ不確実である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet as at March 31, 2020
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	354,695	409,832
Cash at bank and in hand	10	9,943,527	9,345,239
		<u>10,298,222</u>	<u>9,755,071</u>
PREPAYMENTS		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u>10,324,472</u>	<u>9,781,321</u>
	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves		1,267,500	1,132,500
1. Legal reserve	5	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	5	1,230,000	1,095,000
Profit or loss brought forward	5	7,392,229	7,160,310
Profit or loss for the financial year		<u>345,544</u>	<u>366,919</u>
		9,380,273	9,034,729
PROVISIONS			
Provisions for taxation	6	<u>639,870</u>	<u>514,096</u>
		639,870	514,096
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	275,777	188,096
Other creditors			
a) Tax authorities		9,552	9,874
b) Social security authorities		<u>19,000</u>	<u>34,526</u>
		304,329	232,496
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>10,324,472</u>	<u>9,781,321</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2020
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2020	March 31, 2019
1. to 5. Gross profit or loss	8, 10	1,348,420	1,426,701
6. Staff costs		(816,731)	(866,522)
a) salaries and wages	9	(754,388)	(793,000)
b) social security costs	9	(62,343)	(73,522)
<i>i) relating to pensions</i>		(20,522)	(45,536)
<i>ii) other social security costs</i>		(41,821)	(27,986)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,000)
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		---	42,827
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(20,187)	(13,934)
b) other interest and similar expenses		(4,516)	(41,214)
15. Tax on profit or loss	6	(126,442)	(145,939)
16. Profit or loss after taxation		345,544	366,919
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	---
18. Profit for the financial year		<u>345,544</u>	<u>366,919</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “ Company ”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “ Société Anonyme ” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “ Gross profit or loss ” .

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020 (continued)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Trade debtors

As at March 31, 2020, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 193,030 (March 31, 2019: EUR 325,957), risk management services for EUR 42,500 (March 31, 2019: EUR 43,125), reporting fees for EUR 33,525 (March 31, 2019: nil), Funds services to Global Funds Trust Company ("GFTC") for EUR 85,140 (March 31, 2019: EUR 40,250) and other receivable for EUR 500 (March 31, 2019: EUR 500).

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2020 and 2019, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020 (continued)

Note 5 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310
Previous year's profit or loss	---	---	366,919
Net release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(115,000)	115,000
NWT reserve	---	250,000	(250,000)
Balance as at March 31, 2020	37,500	1,230,000	7,392,229

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As at March 31, 2020, the restricted reserve amounted EUR 1,230,000 representing five times the NWT credited for the years from 2014 to 2020 (March 31, 2019: EUR 1,095,000).

As per Annual General Meeting held on June 11, 2019, the 2013 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 115,000, and a NWT reserve of EUR 250,000 was constituted for 2020.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020 (continued)

Note 6 – Taxes

The Corporate Income Tax rate remained at 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

Note 7 – Trade creditors

As at March 31, 2020 and 2019, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, project costs, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 8 – Gross profit or loss

As at March 31, 2020 and 2019, this caption can be analysed as follows:

	2020	2019
	EUR	EUR
Services fees	1,765,042	1,658,170
Consultancy fees	(165,899)	---
Other external charges	(250,723)	(231,469)
	<u>1,348,420</u>	<u>1,426,701</u>

As at March 31, 2020 and 2019, the Services fees include the management fees, the risk management fees and other fees.

As at March 31, 2020, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2019: EUR 97,175), overseas regulation fees for EUR 18,019 (March 31, 2019: EUR 14,531), internal and external audit fees for EUR 55,058 (March 31, 2019: EUR 54,004), legal fees for EUR 13,110 (March 31, 2019: EUR 3,941) and other charges for EUR 67,361 (March 31, 2019: EUR 61,818).

Note 9 – Staff

For the year ended March 31, 2020, the Company has employed 7 persons (March 31, 2019: 7 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2020 and March 31, 2019. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2020 (continued)

Note 10 – Related parties (continued)

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “Gross profit or loss” in the profit and loss account.

Under the same caption and according to the Risk Management Services Agreement dated January 12, 2015, as amended, which was concluded with GFTC, the Company has provided Funds services for an amount of EUR 454,993 (March 31, 2019: EUR 108,625).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 8,748 million as at March 31, 2020 (March 31, 2019: EUR 9,054 million).

Note 12 – Impact of COVID-19

The emergence of the COVID-19 caused the reduction of assets under management from clients' funds, however there is still no visibility on whether the impact will be permanent or if assets value will recover and to which level.

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

(2) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、定款の変更に適用される株主総会の決議が必要です。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資運用会社

名称	野村アセットマネジメント株式会社（「野村アセットマネジメント」）
資本金の額	2020年9月末日現在、171億8,035万円
事業の内容	野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。 野村アセットマネジメントは、1959年野村證券投資信託委託株式会社として設立され、1997年10月1日に投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して商号を野村アセット・マネジメント投信株式会社と変更し、2000年11月1日に野村アセットマネジメント株式会社となりました。野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

名称	ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
資本金の額	2020年9月末現在、2,800万ユーロ（約35億円）
事業の内容	管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務（純資産価格の計算を含みます。）等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員

名称	野村證券株式会社
資本金の額	2020年9月末現在、100億円
事業の内容	日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2020年9月末現在、日本国内に128の本支店を有し、顧客に金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 日本における販売会社

名称	株式会社広島銀行
資本金の額	2020年3月末現在、54,573百万円
事業の内容	日本の銀行法に基づく普通銀行免許を有しており、また金融商品取引法に基づく登録金融機関（中国財務局長（登金）第5号 日本証券業協会および一般社団法人金融先物取引業協会加入）として、有価証券の売買、媒介、取次ぎまたは代理を含む第一種金融商品取引業にも従事しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資運用会社

投資運用会社はファンドに関する投資運用業務を行います。

C S S Fの事前の承認のもと、投資運用会社は、管理会社の承諾およびルクセンブルグの目論見書の更新を条件として、管理業務の全部または一部を、自己の費用負担で他の会社へ委託することができます。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務（純資産価額の計算を含みます。）および評価代理人業務等を行います。

(3) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

(4) 日本における販売会社（株式会社広島銀行）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資運用会社

該当事項はありません。

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が保有しています。

(3) 日本における販売会社および代行協会員（野村證券株式会社）

該当事項はありません。

(4) 日本における販売会社（株式会社広島銀行）

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

(2019年5月1日付)

I. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSStF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアションという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド

MMF 規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017 / 1131
非個人向け パート ファンド パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド （特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIP s 規則または 規則1286 / 2014 RAIF	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIP s 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIP s）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286 / 2014 リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT 規則	規則（EU）No . 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または 指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則または EU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016 / 438
UCITS所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社または 第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、SICAVまたはFCPの最も一般的な形態を採用するUCITSおよびパート ファンドに着目している。他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（ ）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ ）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートファンドが（ ）登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ（ ）その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パートに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644が発行された。

CSSF告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パートに服さないファンドの預託機関およびその支店（該当する場合）に適用される組織的な取決めに係るCSSF告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

・ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート 専門投資信託に適用される一般規定

パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「FCP」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人 (以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人 (以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パート ファンドおよびパート ファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改訂済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート ファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パート F C Pおよび個人向けパート F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ＦＣＰのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にＦＣＰの受益証券の申込みにおいてＦＣＰの受益者によりまたはＦＣＰの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、ＦＣＰのすべての現金が
a) ｦＣＰ名義、ＦＣＰを代理する管理会社名義またはＦＣＰを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / ＥＣ¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / ＥＣ第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

ＦＣＰを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. ｦＣＰの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、ＦＣＰを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / ＥＣ第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってＦＣＰに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

) ｦＣＰを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてＦＣＰの所有権を確かめることによってかかる資産のＦＣＰによる所有を確認し、

) ｦＣＰが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、ＦＣＰのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するＦＣＰの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるＦＣＰの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) ｦＣＰの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がＦＣＰを代理する管理会社の指示を実行する場合、

¹ 「指令2006 / 73 / ＥＣ」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / ＥＣを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / ＥＣをいう。

- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F 告示18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびS I Fについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、U C I T SおよびU C Iは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート S I C A Vは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
（注）現在はかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買い戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買い戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買い戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。）。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

- A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B . パートI S I C A Vおよび個人向けパート S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
-) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

-) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、
-) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E . 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
 - b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。
- 当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。

これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パート ファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICA Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICA Vにより退任され、SICA Vが自己運用SICA Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICA V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICA V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。
- また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICA Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICA Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICA Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICA Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICA Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICA Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICA Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICA Vを代表するか、またはSICA Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICA Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICA Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICA Vは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICA Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICA Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICA Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICA Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICA Vに適用される。ただし、「管理会社」は「SICA V」と解釈される。
- SICA Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICA Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICA Vの性格にも配慮し、当該SICA Vが健全な運用上および会計上の手續、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICA Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICA Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

４．ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券／受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- （ ）設立企画人の身元
- （ ）法人の形態および名称
- （ ）登録事務所
- （ ）法人の目的
- （ ）発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- （ ）発行時に払込済の額
- （ ）発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- （ ）投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）

() 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

() 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載

(x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x) 法人の存続期間

(x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

() 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを R E S A に公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

．2010年法に基づくルクセンブルグの U C I T S

1．ルクセンブルグの U C I T S に関する序論

2010年法パート に基づき U C I T S としての適格性を有しているすべてのファンドは、他の E U 加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第 2 条第 2 項は、第 3 条に従い、U C I T S を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第 1 項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするための U C I T S の行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2．ルクセンブルグの U C I T S の投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C P および会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

U C I T S が複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別の U C I T S としてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場が E U 加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかる U C I T S の約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、指令2009 / 65 / E C に従い認可された U C I T S または同指令第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号、a) および b) に規定する範囲のその他の U C I の受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他の U C I は、C S S F が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他の U C I の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009 / 65 / E C の要件と同等であること。
 - 当該 U C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

- （合計で）取得が予定されているＵＣＩＴＳまたはその他のＵＣＩの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のＵＣＩＴＳまたはＵＣＩの受益証券に投資されないこと。
- (3) ＵＣＩＴＳは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はＥＵ法の規定と同等とＣＳＳＦが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) ＵＣＩＴＳは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「ＯＴＣデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- ＵＣＩＴＳが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、ＵＣＩＴＳの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - ＯＴＣデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - ＯＴＣデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、ＵＣＩＴＳの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- ＣＳＳＦは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、ＣＳＳＦに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) ＵＣＩＴＳは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、ＥＵもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国际機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - ＥＵ法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともＥＵ法が規定するのと同じ程度厳格であるとＣＳＳＦが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - ＣＳＳＦが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/ＥＥＣに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) ＵＣＩＴＳは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているＵＣＩＴＳは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) ＵＣＩＴＳは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社（各運用ＵＣＩＴＳに関するもの）は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。ＵＣＩＴＳはまた、ＯＴＣデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。ＵＣＩＴＳは、ＣＳＳＦが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、ＣＳＳＦに定期的に報告しなければならない。
- (b) ＵＣＩＴＳは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をＣＳＳＦが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりＵＣＩＴＳはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) ＵＣＩＴＳは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみだす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12)(a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていない限り。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要の場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要の場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCI

U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U 非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で—または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16)(a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2. の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたU C I T S には、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がU C I T S の制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17)(a) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) U C I T S は、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはF C P の場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

U C I T S が、1) および2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのU C I T S の資産の15%を超過してはならない。

(18)(a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T S の投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S R ガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U 指令2007/16/E C を、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年2月19日に、C S S F は、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にC S S F により出された告示08/380により改正された。

2008年6月4日に、C S S F は、特定の証券貸借取引においてU C I T S が利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F 告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、U C I T S のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってU C I T S のポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

C S S F 告示14/592は、E T F およびE T F を扱う他のU C I T S の問題に関するE S M A 指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、U C I T S および適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったM M F 規則により、M M F 規則の範囲内に該当するすべてのU C I は、M M F 規則に基づきM M F として認可を受けることを要求される。M M F 規則の範囲内に該当しないU C I は、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

M M F 規則は、3種類のM M F について規定しており、) 公的債務固定純資産価額のファンド、) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、) 変動純資産価額のファンド(V N A V)(短期V N A V および標準V N A V の形を取り得る。)である。M M F の種類に応じて、M M F 規則に基づきM M F としての資格を有するU C I T S に追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するF C P (管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するU C I (管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S F がE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E C の変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
- C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勧告し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならず、C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列举しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するＵＣＩＴＳが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するＵＣＩＴＳの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のＵＣＩＴＳの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するＵＣＩＴＳのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

(b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するＵＣＩＴＳの、および当該ＵＣＩＴＳの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

(c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

(d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

(e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

(f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

(g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはＵＣＩＴＳの各業績評価と、ＵＣＩＴＳのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

(h) 業績評価は、評価プロセスがＵＣＩＴＳのより長い期間の業績およびＵＣＩＴＳへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するＵＣＩＴＳの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

(i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

(j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

(k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) ＵＣＩＴＳの法制およびＵＣＩＴＳのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するＵＣＩＴＳの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、ＵＣＩＴＳの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するＵＣＩＴＳおよび当該ＵＣＩＴＳの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 U C I T S 管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S F は、以前適用されていたC S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F Mおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるA I F) および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、() 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに() 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I Dファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4 . ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S) でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「U C I T S K I I D」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、() PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに() PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID / PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No. 10-5（改正済）
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- SFT規則（規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うU C I T Sは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009 / 65 / E Cに従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97/136（C S S F 告示08/348により改正）およびC S S F 告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、C S S Fは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記a) ないしg) のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- （U C Iが任意清算される場合）清算人

a) 2010年法を適用する目的においてC S S Fが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合

b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合

c) C S S Fの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合

d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合

e) 下記(4) b) を理由としてC S S Fにより宣言されたC S S Fの差止命令を遵守しなかった場合

f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合

g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしp)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記

(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、U C I T S 管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきC S S F に対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、U C I T S 管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、C S S F に対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) U C I T S 管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014 / 65 / E U の第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S 管理会社が、当該取得または処分をC S S F に報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) U C I T S 管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をC S S F に報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V が、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V が、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V または（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S 管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはO T C デリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V または（自己が運用している各F C Pについて）U C I T S 管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているU C I T S の受益証券を販売するU C I T S 管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A V が、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) S F T 規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合

(3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a)ないしn)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記

(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
- 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1 条第(5)項第b) 号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1 条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6 b) 項および第(6 c) 項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C Iまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b) 項に違反した場合
 - h) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C Iまたは管理会社の場合) U C Iまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C Iの経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C Iにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E Uに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するE U法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c)（上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
- ）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (6) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、C S S FがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、C S S Fは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。
- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
- b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UC I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、UC I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b．管理会社が破産宣告を受けた場合
- c．連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b．資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行われる清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V．2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

（ ）2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) U C I T S 指令に基づき認可を必要としない投資信託。

（ ）2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

() その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

() レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートナーファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 -) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EUAIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

- (a) U C I T S / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるU C I
- (d) 2007年法に従い内部運用されるS I F
- (e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R
- (f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

U C I T S / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S 指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 .3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。

- C S S F に対し、C S S F が効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用する A I F の最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定する範囲の外部 A I F M を選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2 章に規定される手続に従い、30 暦日以内に C S S F に対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M D に規定する範囲の A I F 以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) または c) に記載される業務をあわせて行うことなく a) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1 条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1 条第4 項 a) または c) に記載される活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S F の事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記() の活動を行う2010年法第125 - 1 条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部 A I F M が当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

- B) 2010年法第88 - 2 条第2 項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M D に規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2 条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3 条第2 項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2 章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2 条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5 条第4 項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2 条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5 項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すが、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
 - AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
 - AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。
- （注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFM

が役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポートおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、() 当初の投資から5年間ににおいて行使することができる買戻権がなく、かつ、() 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行(すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行)は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18/697の規定に従う。

C S S F告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および/またはA I F M Rの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および/または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。

b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記2に記載されるとおり、M M F規則により、M M F規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、M M F規則に基づきM M Fとして認可を受けることを要求され、M M Fの種類に応じて、M M F規則に基づきM M Fとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、()A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、E Uの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用される。U C I T S 管理会社、自己運用U C I T S 投資会社およびU C I T S について助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P K I D）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

（ ）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）販売資料

2005年4月6日付C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認され

た法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 告示02/81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることであると記載している。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97/136（C S S F 告示08/348により改正）およびC S S F 告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、3に記載するU C I T S 保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、1.5に基づくA I F M D 保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C I をさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

前記 1に記載するとおり、2007年法は、A I F M D をルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのS I F 制度、すなわち、（ ）2007年法パート 1に従い、A I F M D の対象となるA I F としての資格を有しないS I F、および、（ ）2007年法パート 2に従い、認可されたA I F M による運用が必要なS I F を区別する。

2.2.1 総則および範囲

S I F 制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C I および（ ）その設立文書によりS I F 制度に服するU C I に適用される。

S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/E C等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010/73/E Uによって改正されている。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのS I Fの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCS S Fは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CS S Fは、S I Fに関するリスク分散について告示07/309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。S I Fがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、S I Fへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) S I Fは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1)の制限は、以下の証券に適用されない。

() O E C D加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくともS I Fに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、S I Fの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、S I Fは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、O T C取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CS S Fは、個別事例毎に例外を認める。

CS S Fは、S I Fが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、S I Fの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するS I Fに追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社およびA I F M

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、S I Fを運用する。S I Fが2013年法の条項に従うA I Fとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みA I F M（A I F Mの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みA I F M（当該A I F Mが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。これらの管理会社がA I F Mとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、S I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 S I Fの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

S I Fは、CS S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS KIIDを発行し、したがって、前記 4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるSIFはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないSIFは、PRIIP規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

UCITSおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパート に服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、上記 1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのSICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展また

は上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

A I Fとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないA I Fとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2019年11月20日	有価証券届出書 / 有価証券報告書（第14期）
2020年2月20日	半期報告書（第15期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年5月20日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2019年5月20日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2019年5月20日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2019年9月11日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
アントワヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 20 May 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 20 May 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 20 May 2019; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 11 September 2019

Antoine Geoffroy

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ノムラ・マルチ・カレンシー・ジャパン・ストック・ファンド（以下「ファンド」という。）の2020年5月20日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2020年5月20日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2020年5月20日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年9月17日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名
アントワヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Nomura Multi Currency Japan Stock Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Multi Currency Japan Stock Fund (the “Fund”) as at 20 May 2020, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 20 May 2020;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 20 May 2020; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 17 September 2020

Antoine Geoffroy

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L - 5826 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2020年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2020年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2020年6月2日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at March 31, 2020, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2020, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation;

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 2 June 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。